

# 白川・菊池川地域森林計画書

(白川・菊池川森林計画区)

計画期間 ( 自 令和 7 年 ( 2 0 2 5 年 ) 4 月 1 日 )  
( 至 令和 1 7 年 ( 2 0 3 5 年 ) 3 月 3 1 日 )

熊 本 県



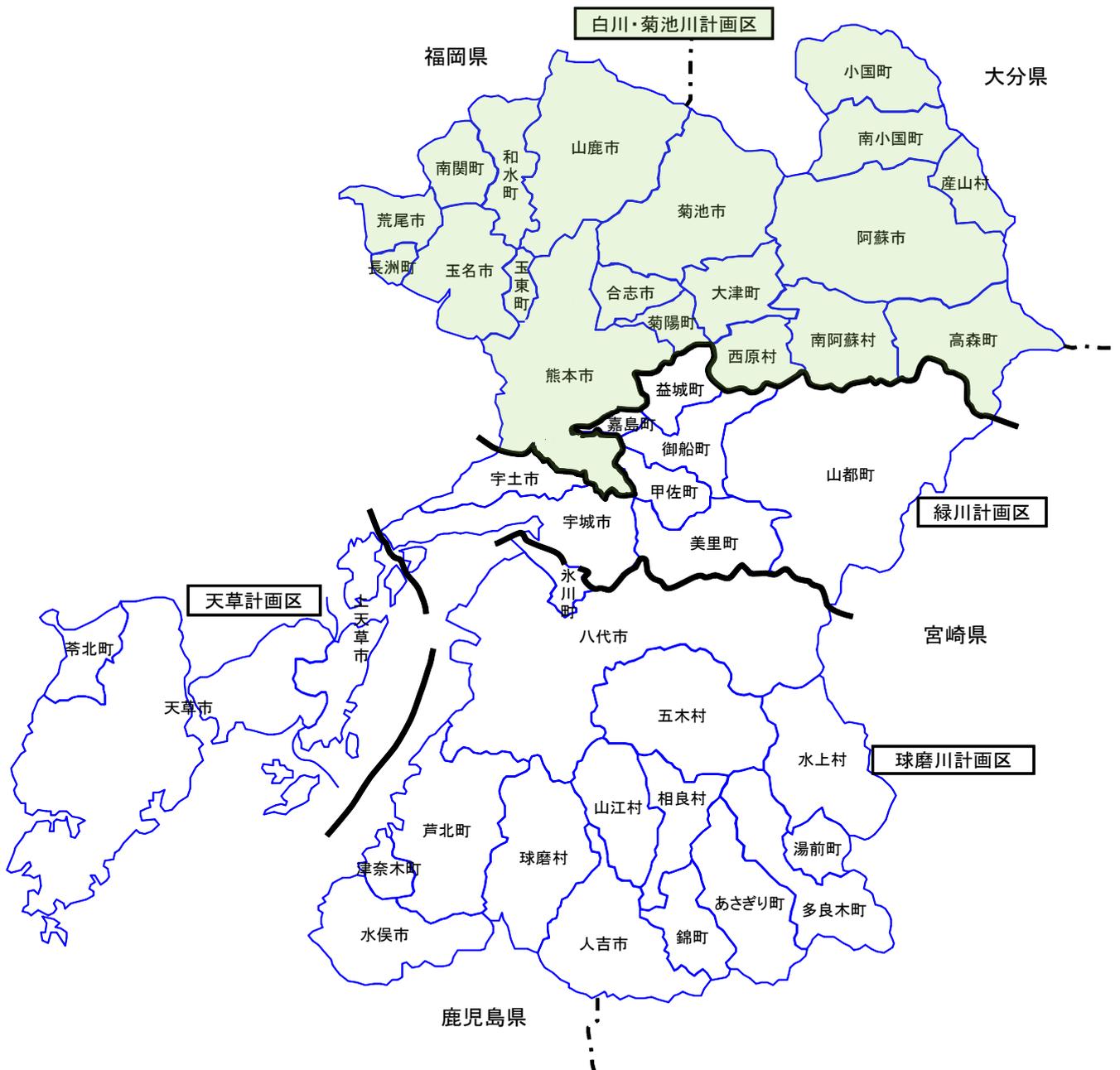
# 目 次

I	計画の大綱	1
1	森林計画区の概況	3
2	前計画の実行結果の概要及びその評価	15
3	計画樹立に当たっての基本的な考え方	17
II	計画事項	23
第1	計画の対象とする森林の区域	25
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	26
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	26
(1)	森林の整備及び保全の目標	
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2	その他必要な事項	30
第3	森林の整備に関する事項	32
1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	32
(1)	立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
2	造林に関する事項	34
(1)	人工造林に関する指針	
(2)	天然更新に関する指針	
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	
(4)	その他必要な事項	
3	間伐及び保育に関する事項	39
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	42
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	
(3)	その他必要な事項	

5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	45
	(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	
	(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	
	(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	
	(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	
	(5) 林産物の搬出方法等	
	(6) その他必要な事項	
6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項	48
	(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	
	(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	
	(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
	(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
	(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
	(6) その他必要な事項	
第4	森林の保全に関する事項	53
1	森林の土地の保全に関する事項	53
	(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	
	(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	
	(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
	(4) その他必要な事項	
2	保安施設に関する事項	56
	(1) 保安林の整備に関する方針	
	(2) 保安施設地区の指定に関する方針	
	(3) 治山事業の実施に関する方針	
	(4) 特定保安林の整備に関する事項	
	(5) その他必要な事項	
3	鳥獣害の防止に関する事項	56
	(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
	(2) その他必要な事項	
4	森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	57
	(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
	(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	
	(3) 林野火災の予防の方針	
	(4) その他必要な事項	

第5	保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	59
	(1) 保健機能森林の区域の基準	
	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	
第6	計画量等	61
1	間伐立木材積その他の伐採立木材積	61
2	間伐面積	61
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	61
4	林道の開設及び拡張に関する計画	61
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	67
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
	(3) 実施すべき治山事業の数量	
6	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期	74
第7	その他必要な事項	74
1	保安林その他制限林の施業方法	74
(附)	参考資料	85
1	森林計画区の概況	87
	(1) 市町村別土地面積及び森林面積 (2) 地況	
	(3) 土地利用の現況	
	(4) 産業別生産額	
	(5) 産業別就業者数	
2	森林の現況	91
	(1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表	
	(2) 普制別樹種別齢級別森林資源構成表	
	(3) 市町村別森林資源表	
	(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表	
	(5) 制限林の種類別面積	
	(6) 樹種別材積表	
	(7) 荒廃地等の面積	
	(8) 森林の被害	
3	林業の動向	114
	(1) 保有山林規模別経営体数	
	(2) 森林組合及び生産森林組合の現況	
	(3) 林業事業体等の現況	
	(4) 林業労働力の概況 (林業就業者数)	
	(5) 林業機械化の概況	
	(6) 作業路網等の整備の概況	
	(7) 持続的伐採可能量	
4	県内森林資源の推移	122
5	林道開設・拡張計画数量の箇所別明細 (既設林道を含む)	123

# 森林計画区位置図



# I 計画の大綱



## I 計画の大綱

この計画は、森林法第5条の規定に基づき、白川・菊池川森林計画区に係る民有林について、全国森林計画（計画期間：令和6年（2024年）年4月1日～令和21年（2039年）3月31日）で示された基準及び目標等に即し、地域の森林資源の状況や自然的、社会的、経済的条件を考慮した森林の整備及び保全の目標、森林施業の指針、森林の土地の保全等に関する事項を明らかにするとともに、計画期間内における森林の伐採、造林、林道等の開設、保安施設等に関する計画を定めるものである。その計画期間は、令和7年（2025年）4月1日から令和17年（2035年）3月31日までの10年間とする。

### 1 森林計画区の概況

#### (1) 自然的背景

##### ア 計画区の位置

本計画区は、熊本市、玉名（荒尾市、玉名市、玉名郡）、鹿本（山鹿市）、菊池（菊池市、合志市、菊池郡）の城北地域と阿蘇地域（阿蘇市、阿蘇郡）を包括する区域で、県の北部から北東部に位置し、北は福岡県と大分県、東は大分県と宮崎県、南は宇土市、宇城市、上益城郡に接し、西は有明海に面している。

##### イ 地 勢

城北地域は、北部から東部にかけて標高300m～1,100mの峰々に囲まれ、北部の八方ヶ岳（1,052m）や東部の鞍岳（1,118m）をはじめとした山岳の裾野から丘陵地帯、平野部が広がっている。また、熊本市は、その北西部に金峰山（665m）を主峰とする複式火山帯を有し、南部は白川の三角州で形成された低平野からなっている。

阿蘇地域は、南北25km、東西18kmの広がりをもつ世界最大級のカルデラを有し、阿蘇五岳（高岳1,592m）を挟んで北に阿蘇谷、南に扇状性低地の南郷谷が広がっている。また、外輪山の外側は、標高600m～800mの緩傾斜の波状火山性高原を形成している。

##### ウ 地 質

城北地域は、東部、中部及び北部に阿蘇溶結凝灰岩、安山岩が分布し、北西部には小岱山（501m）を中心に花崗岩が分布している。また、北部の福岡県境に沿って、黒色変岩、変斑れい岩が分布し、熊本平野、玉名平野、菊池平野及びそれに連なる台地には、砂、礫、未固結堆積物が分布している。

阿蘇地域は、阿蘇山の大部分を安山岩が占め、外輪山の外側には阿蘇溶結凝灰岩、ローム層が分布している。

##### エ 土 壌

当計画区の東部から中央部にかけて黒色土壌が広く分布しており、北部の福岡県と大分県境の山地には、褐色森林土が分布している。また、小岱山周辺及び金峰山周辺には、乾性褐色森林土が分布している。

##### オ 気 候

城北地域は、年平均気温が15～18℃と気候は温暖であり、年間降水量は1,300

～3,100mmとなっている。阿蘇地域は、山間高冷地帯に属し、年平均気温は12～15℃で、年間降水量は1,800～3,700mmとなっている。

表 I - 1 白川・菊池川計画区の気温及び降水量(2014～2023年の10年間の平均値)

観測地点	気温(℃)			降水量 (mm)	備考 (標高m)
	最高	最低	平均		
熊本	37.3	-4.2	17.5	2,040	38
岱明	37.4	-4.2	17.2	1,798	15
鹿北	36.2	-6.4	15.4	2,331	119
菊池	37.5	-7.1	16.5	2,021	83
阿蘇乙姫	33.5	-9.4	13.5	2,855	487
南阿蘇	34.8	-7.9	14.6	2,833	394
南小国	34.8	-8.7	13.5	2,306	448
高森	33.2	-8.3	13.7	2,358	555
平均	35.6	-7.0	15.2	2,318	

資料:熊本地方気象台

- 注) 1 データは、各観測地点の地域気象観測システム(アメダス)による。  
 2 最高気温及び最低気温は、年間における極値の平均値である。  
 3 南阿蘇については、2015年から9年間の平均値(2015年から開始)

#### カ 自然景勝地

本計画区は、阿蘇地域に阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、城北地域に阿蘇くじゅう国立公園、金峰山県立自然公園、小岱山県立自然公園等の優れた自然景勝地を有する。

### (2) 社会経済的背景

#### ア 土地利用の現況

本計画区の総面積は、265,760haで県土面積の36%を占め、そのうち森林面積が124,621ha、林野率が47%と県全体の62%と比べ森林の占める割合が低くなっている。

また、農用地面積の占める割合は、23%であり県全体の17%に比べ高くなっている。

表 I - 2 白川・菊池川計画区における土地利用

単位:ha、%

区 分	総 数	森 林			農用地	その他
		総数	国有林	民有林		
白川・菊池川計画区	265,760	124,621	10,870	113,751	61,831	79,308
構成比	100.0	46.9	4.1	42.8	23.3	29.8
熊本市	39,032	5,988	1,642	4,346	12,641	20,403
構成比	100.0	15.3	4.2	11.1	32.4	52.3
玉名地域	42,144	12,651	162	12,489	14,537	14,957
構成比	100.0	30.0	0.4	29.6	34.5	35.5
山鹿市	29,969	15,429	1,990	13,440	7,835	6,705
構成比	100.0	51.5	6.6	44.8	26.1	22.4
菊池地域	46,660	20,026	2,900	17,126	13,054	13,580
構成比	100.0	42.9	6.2	36.7	28.0	29.1
阿蘇地域	107,955	70,527	4,177	66,351	13,764	23,664
構成比	100.0	65.3	3.9	61.5	12.7	21.9
県 計	740,939	459,401	63,565	395,836	125,353	156,185
構成比	100.0	62.0	8.6	53.4	16.9	21.1

資料: 総数及び農用地面積は熊本県統計年鑑(令和5年度版)、国有林面積は熊本県林業統計要覧(令和6年度版)、その他は総数から森林及び農用地面積を減じた数値。

注) 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

## イ 人 口

本計画区の令和6年(2024年)年4月1日現在の推計人口は、約117万4千人で、県全体の69.0%を占め、人口密度は、人口が集中している熊本市及び周辺市町を含むため、442人/km<sup>2</sup>と県平均の229人/km<sup>2</sup>を大きく上回っている。

なお、計画区内19市町村のうち、10市町村が過疎法の適用を受ける状況となっている。

## ウ 交 通

### (ア) 道 路

本計画区は、本県の経済・産業の中心地である熊本都市部を含むため、交通体系は他の計画区に比べ良く整備されている。

道路は、九州縦貫自動車道をはじめ、国道3号、国道57号及び国道208号が縦横断しており、その他多数の国道、県道、市町村道が整備されている。

### (イ) 鉄 道

JR鹿児島本線と九州新幹線が計画区の西部を縦断しているほか、中心部をJR豊肥本線、阿蘇地域の南部を南阿蘇鉄道が横断している。

## エ 産業の概要

### (ア) 産業別総生産額

本計画区の産業活動は、熊本都市部を中心に活発であり、令和3年度(2021年度)の総生産額は県全体の70%に当たる4兆5,146億円となっている。

産業別構成比を見ると、第1次産業2.1%、第2次産業28.5%、第3次産業69.4%となっており、第1次産業が県全体の構成比よりも低く、第3次産業が県全体の構成比よりも高くなっている。

林業については、阿蘇地域と山鹿市で県平均より高い構成比となっており、計画区全体では県平均より低い構成比となっているが、生産額は、県全体の33%を占めている。

表 I-3 白川・菊池川計画区における産業別総生産額

単位 生産額:百万円、構成比:%

区 分	総生産	第1次産業				②第2次産業	③第3次産業
		①総数	農業	林業	水産業		
白川・菊池川計画区	(4,514,628)						
	4,466,593	94,183	83,722	3,817	6,644	1,272,787	3,099,623
構成比	100	2.1	1.9	0.1	0.1	28.5	69.4
熊本市	(2,605,872)						
	2,578,146	24,021	19,128	126	4,767	309,008	2,245,117
構成比	100	0.9	0.7	0.0	0.2	12.0	87.1
玉名地域	(484,752)						
	479,594	19,100	16,711	513	1,876	194,093	266,401
構成比	100	4.0	3.5	0.1	0.4	40.5	55.5
山鹿市	(143,895)						
	142,363	9,013	8,199	814	0	42,695	90,655
構成比	100	6.3	5.8	0.6	0.0	30.0	63.7
菊池地域	(1,008,136)						
	997,410	26,074	25,510	563	1	596,373	374,963
構成比	100	2.6	2.6	0.1	0.0	59.8	37.6
阿蘇地域	(271,973)						
	269,080	15,975	14,174	1,801	0	130,618	122,487
構成比	100	5.9	5.3	0.7	0.0	48.5	45.5
県 計	(6,417,343)						
	6,349,067	171,163	142,320	11,680	17,163	1,840,235	4,337,669
構成比	100	2.7	2.2	0.2	0.3	29.0	68.3

資料: 令和3年度市町村民経済計算報告書(熊本県統計協会)

注) 1 総生産欄の下段の数值は、①～③を合計した金額である。上段( )書きの数值は、下段の数值に輸入品に課される税・関税を加え、また総資本形成に係る消費税を控除した金額である。

2 総数と内訳の数值は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(イ) 産業別就業者数

本計画区の産業別就業者数は、平成27年（2015年）と令和2年（2020年）の国勢調査の結果を比較すると、第1次産業が減少傾向、第2次産業と第3次産業が増加傾向にあり、第1次産業のみ県全体と同様の傾向となっている。

林業就業者数については、平成27年（2015年）の934人から令和2年（2020年）は868人へと66人減少しており、県全体の36%を占めている。

表 I - 4 白川・菊池川計画区における産業別就業者数

単位: 人

区 分	総 数	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総数	農業	林業	水産業		
白川・菊池川計画区	559,189	36,250	34,482	868	900	114,824	393,930
	556,116	39,780	37,752	934	1,094	111,146	387,648
熊本市	342,333	10,994	10,158	252	584	55,443	264,029
	338,821	12,472	11,473	262	737	53,403	257,637
玉名地域	72,003	8,543	8,223	39	281	19,909	43,035
	73,148	8,826	8,481	30	315	20,267	43,369
山鹿市	24,382	3,761	3,693	56	12	6,324	14,084
	25,596	4,219	4,157	50	12	6,655	14,621
菊池地域	89,757	7,021	6,815	201	5	26,659	54,677
	85,740	7,721	7,519	198	4	24,339	52,319
阿蘇地域	30,714	5,931	5,593	320	18	6,489	18,105
	32,811	6,542	6,122	394	26	6,482	19,702
県 計	818,860	71,768	65,575	2,398	3,795	169,566	560,851
	832,244	80,001	72,728	2,603	4,670	169,578	563,243

資料: 上段は令和2年国勢調査、下段は平成27年国勢調査

注) 総数には、分類不能の産業就業者数を含む。

(3) 民有林の概要

ア 森林資源等の状況

本計画区の民有林面積は、113,751haで本県民有林面積（395,836ha）の29%を占めている。

林種別の面積は、表 I - 5 に示すとおり人工林68,058ha、天然林26,405ha、その他19,289haで、人工林率は59.8%であり、県平均の61.1%より低くなっている。

樹種別の主な面積構成を見ると、スギ43.5%、ヒノキ13.2%、マツ0.6%（人工林と天然林の計）、クヌギ7.7%（人工林と天然林の計）、広葉樹等（注1）18.1%となっており、人工林ではスギの占める割合が県内で最も高くなっている。

また、本計画区では、しいたけ生産が盛んな菊池、阿蘇地域を含むため、他の計画区と比較してクヌギの割合が高いのが特色であり、その面積は8,705haで県のクヌギ林面積の56%を占めている。

人工林のうちスギとヒノキの齢級（注2）別面積構成について見ると、図I-1に示すとおり、スギ、ヒノキとも13齢級（61～65年生）をピークとする構成となっている。また、スギ・ヒノキ人工林のうち保育を必要とする7齢級以下の森林が8.7%となっており、県平均の10.3%に比べ低くなっている。

- (注1) 「広葉樹等」は、天然生広葉樹林のうち高木層が複数の樹種によって構成されている森林で、森林簿、電算帳票及び統計資料等においては「広葉樹等」と表現している。本本計画区においては、各地域に分布するブナクラス域の植生とヤブツバキクラス域の植生に含まれる。植生区分上の樹種等については、表I-6のとおりである。
- (注2) 「齢級」は、林齢を5年単位でまとめたものをいい、1齢級は1～5年、2齢級は6～10年としている。

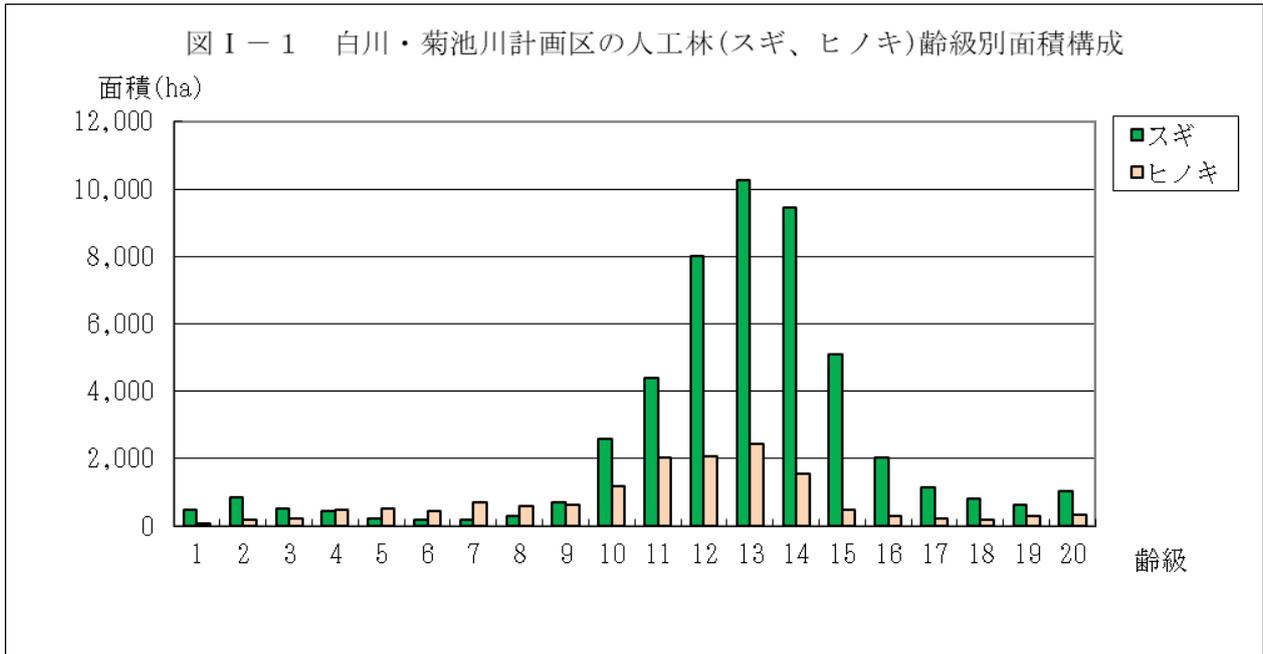
表I-5 白川・菊池川計画区における民有林の林種別樹種別面積

単位 面積:ha、構成比:%

区 分	計画区計	
	面積	構成比
総 数	113,751	100.0
人 工 林	68,058	59.8
スギ	49,439	43.5
ヒノキ	14,985	13.2
マツ	493	0.4
クヌギ	2,144	1.9
その他	996	0.9
天 然 林	26,405	23.2
マツ	259	0.2
クヌギ	6,561	5.8
広葉樹等	19,543	17.2
その他	41	0.0
そ の 他	19,289	17.0
竹林	4,084	3.6
無立木地等	15,204	13.4

資料：森林整備課

- 注) 1 数値は、地域森林計画対象森林に係るものである。
- 2 無立木地等は、伐採跡地、未立木地、更新困難地及び特殊林を合わせたものとしている。
- 3 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。



資料：森林整備課

表 I-6 白川・菊池計画区における天然生広葉樹の植生区分

植生区分		分布する標高域	主要な構成樹種（高木層）	備考
ブナクラス域	スズカケブナ群団	① 800～900m ② 900～1,300m	ブナ、カエデ類、ハリギリ、アカシデ、ミズキ、アオハダ、ミズナラ、ヒメシャラ、ホオノキ、サワグルミ	
	シラキーブナ群集	① 300～1,000m ② 600～1,500m	ブナ、カエデ類、ヒメシャラ、ミズナラ、クリ、ハリギリ、[モミ]、[ツガ]、アカシデ、アカガシ、イヌシデ	
	カシワミズナラ群集	① 300～1,100m ② 700～1,600m	ミズナラ、ハリギリ、カナクギノキ、ヤマグワ、ウリハダカエデ、ヤマザクラ、キハダ、ミズキ、アカガシ	
ヤブツバキクラス域	ツガーハイノキ群集	① 500～1,000m	ブナ、アカシデ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、[ツガ]、ミズナラ、ホオノキ、アカガシ、ミズキ、ウラジロガシ、ハリギリ、コハウチワカエデ	
	ケヤキーイロハモミジ群集	① 400～1,000m ② 600～700m	ケヤキ、イロハモミジ、ヤマザクラ、ヤマグワ、ネムノキ、ミズキ、エノキ、イタヤカエデ	
	シーカシ萌芽林	① 0～900m ② 400～1,000m	コジイ、スダジイ、アラカシ、ウラジロガシ、ヤマハゼ、ヤブツバキ、タブノキ、ネムノキ、クロキ、クヌギ	
	クヌギーコナラ群集	① 0～1,000m ② 400～1000m	クヌギ、コナラ、ヤマザクラ、ヤマハゼ	

資料：熊本県における広葉樹造林の手引き（熊本県農林水産部）

注）分布する標高域欄の①は城北地域、②は阿蘇地域における標高域を示す。

### イ 保安林

本計画区の保安林面積は 26,334ha で計画区内民有林面積の 23.0%を占め、その種類別面積は、水源かん養保安林が 21,383ha、土砂流出防備保安林が 4,433ha、土砂崩壊防備保安林が 205ha、その他が 313ha となっており、指定割合が県内平均（28.4%）よりも低くなっている。（令和 5 年度（2023 年度）末で重複指定面積を除く。）

#### ウ 自然公園等

本計画区内には、阿蘇くじゅう国立公園、耶馬日田英彦山国定公園、金峰山県立自然公園、小岱山県立自然公園が指定されている。

#### エ 所有形態別森林面積

本計画区の民有林について所有形態別に見ると、私有林が90,493haで79.6%を占め、公有林は、市町村有林（財産区有林を含む）が17,045ha（15.0%）、県有林が2,489ha（2.2%）であり、その他（公益社団法人 熊本県林業公社、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター等）が3,724ha（3.3%）となっている。

※ 数値は、四捨五入の関係上総計とは必ずしも一致しない。

#### オ 森林の機能別面積

森林の多面的機能のうち特に発揮することを期待されている機能について、市町村森林整備計画で定められている公益的機能別施業森林等の区域別面積及び本計画区におけるその割合は、令和6年（2024年）4月現在で以下のとおりである。

- ①水源の<sup>かん</sup>涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
74,237ha（64.6%）
- ②土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
10,522ha（9.2%）
- ③木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
69,022ha（60.1%）

#### カ 森林資源の推移

本計画区における過去5カ年の民有林面積の推移を見ると、令和元年度（2019年度）調査時には114,964haであり、令和6年度（2024年度）調査では、113,751haに減少している。

一方、1ha当たりの森林蓄積の推移を見ると、令和元年度（2019年度）調査時に391m<sup>3</sup>であり、令和6年度（2024年度）調査では405m<sup>3</sup>に増加している。特に、人工林の針葉樹については、482m<sup>3</sup>から499m<sup>3</sup>に増加している。

表 I-7 白川・菊池川計画区の民有林における森林資源の推移

単位 面積:ha、蓄積:千m<sup>3</sup>、千束(竹林)

区 分		令和元年度(2019年度)調査			令和6年度(2024年度)調査			
		面積	蓄積	ha当蓄積	面積	蓄積	ha当蓄積	
総 数		ha 114,964	千m <sup>3</sup> (束) 37,242	m <sup>3</sup> (束) —	ha 113,751	千m <sup>3</sup> (束) 38,301	m <sup>3</sup> (束) —	
立 木 地	総 数	95,277	37,242	391	94,462	38,301	405	
	人工林	総 数	68,076	32,795	482	68,058	33,970	499
		針葉樹	65,122	32,417	498	64,931	33,564	517
		広葉樹	2,954	378	128	3,127	406	130
	天然林	総 数	27,201	4,447	163	26,405	4,331	164
		針葉樹	262	68	259	259	69	265
広葉樹		26,939	4,379	163	26,146	4,262	163	
竹 林		4,311	(4,483)	(1,040)	4,084	(4,247)	(1,040)	
無立木地等		15,376	—	—	15,204	—	—	

資 料: 熊本県森林整備課

- 注) 1 蓄積の総数には、竹林の蓄積(単位:千束)は含まない。  
 2 総数と内訳の数値は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

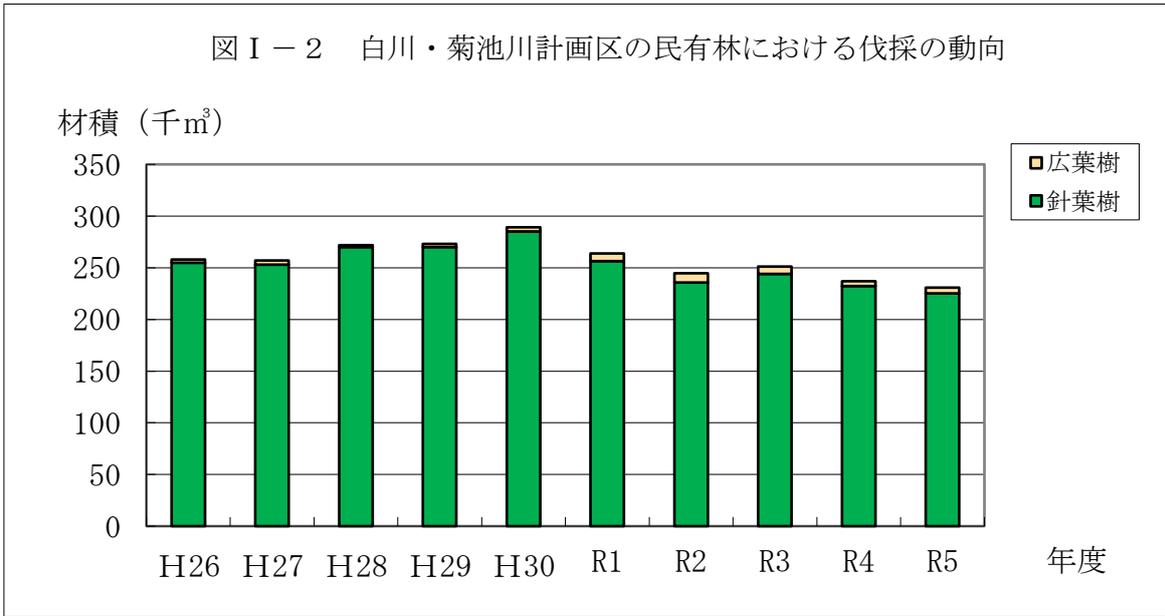
#### キ 伐採及び造林の動向

本計画区の民有林における伐採(素材生産量)の動向を見ると、図 I-2 に示すとおり大きな変動は見られず、ほぼ横ばいで推移しており、平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)までの10カ年平均では258千m<sup>3</sup>(針葉樹253千m<sup>3</sup>、広葉樹5千m<sup>3</sup>)が生産されている。

人工造林の動向を見ると、図 I-3 に示すとおりであり、再造林面積は令和元年度(2019年度)に175haであったものが令和5年度(2023年度)には312haに増加し、樹下植栽面積についても令和元年度(2019年度)に1haであったものが令和5年度(2023年度)には19haと、造林面積全体が増加傾向となっている。

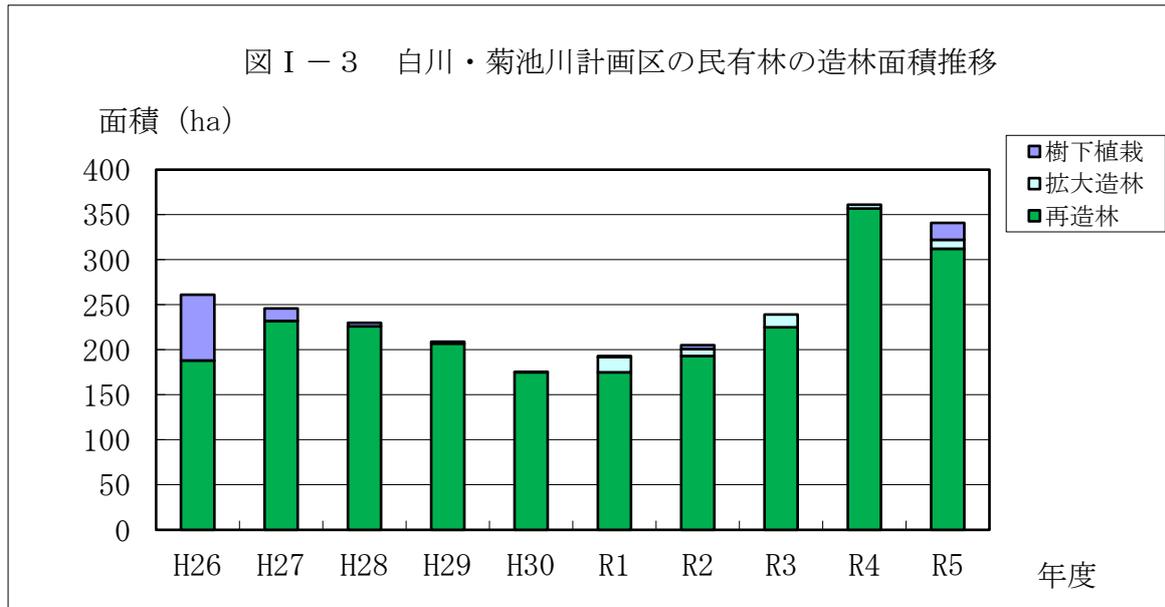
なお、平成26年度(2014年度)から令和5年度(2023年度)までに2,460haが造林されている。

図 I - 2 白川・菊池川計画区の民有林における伐採の動向



資料：熊本県林業統計要覧

図 I - 3 白川・菊池川計画区の民有林の造林面積推移



資料：熊本県林業統計要覧

(※1) 「樹下植栽」とは、複層林の造成を目的として樹下に苗木の植栽を行うこと。

(※2) 「拡大造林」とは、天然林を伐採した跡地、原野などに人工造林を行うこと。

(※3) 「再造林」とは、人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

## ク 基盤整備の状況

本計画区内の民有林における令和5年度（2023年度）末の既設<sup>きせつ</sup>林道等は280路線（注）あり、既設延長は581kmとなっている。

林道等密度は、令和5年度（2023年度）末現在で熊本市1.3m/ha、玉名地域2.6m/ha、鹿本地域10.5m/ha、菊池地域7.0m/ha、阿蘇地域4.2m/ha、計画区全体で5.1m/haとなっており、県平均の5.4m/haを下回っている。

また、作業道については、令和5年度（2023年度）末現在で3,719路線、総延長2,087kmが整備されている。

（注）林道等とは、森林基幹道、森林管理道、林業専用道をいう。

路線数は、複数の市町村にまたがる路線にあつては1路線として算出している。

## ケ 林産物の生産等の状況

### （ア）木材の流通加工

本計画区の令和5年度（2023年度）末における素材市売市場は7箇所で、その取扱量は、413千 $m^3$ となっている。本計画区内で生産された素材のほか、近隣の流域で生産された素材も熊本市を中心とした市場へ出荷されており、一部は県外や他流域の市場等へも出荷されている。

本計画区の令和5年度（2023年度）末における製材工場は41工場で、226千 $m^3$ の製材品を生産しており、県全体の53.4%に当たる。また、木材チップを生産している工場は11工場で、年間355千 $m^3$ の木材チップを生産しており、これは県全体の47.8%に当たる。

さらに高次加工施設として、集成材工場が1施設、プレカット工場が8施設設置されている。

### （イ）特用林産物

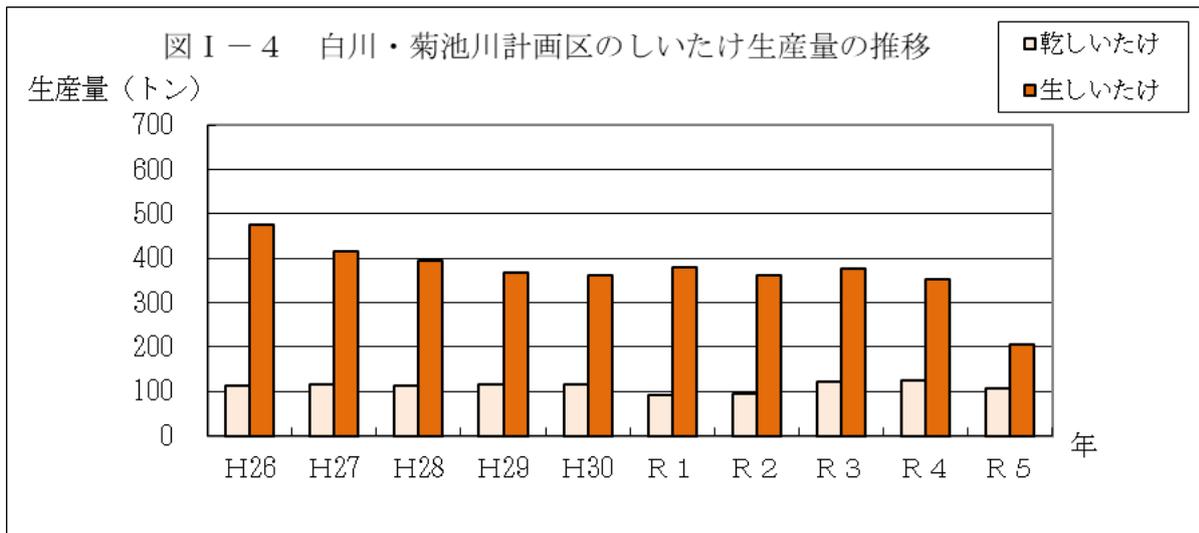
本計画区におけるしいたけの生産量を見ると、図I-4に示すとおり乾しいたけはほぼ横ばい傾向、生しいたけは減少傾向が見られる。

令和5年（2023年）の生産量は、乾しいたけ106トンで県全体（186トン）の57%、生しいたけが207トンで県全体（451トン）の46%を占めている。

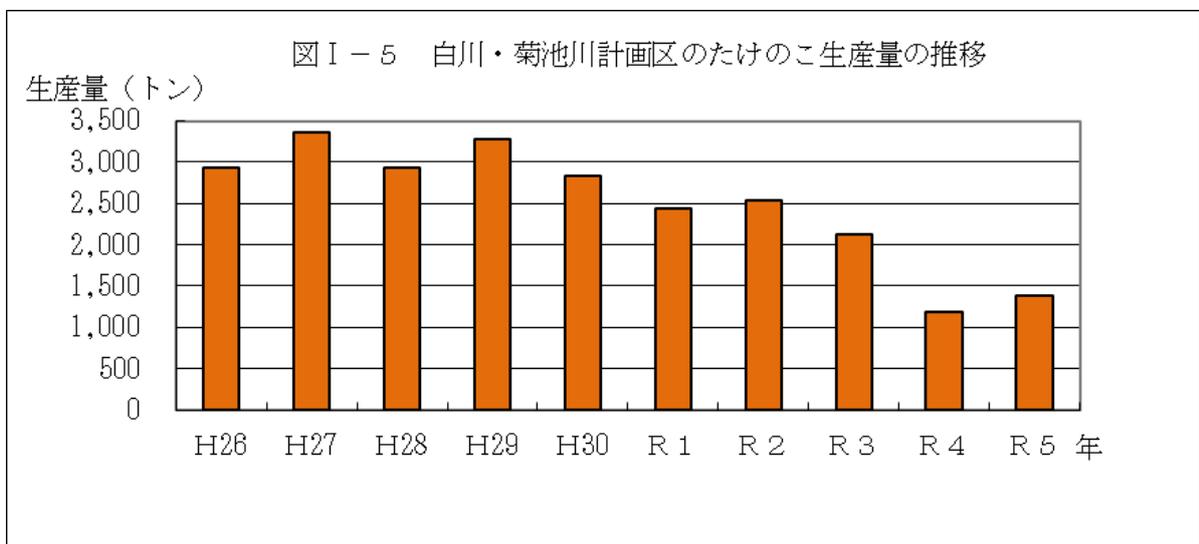
乾しいたけは、菊池市で多く生産されており、生しいたけは、玉名市、菊池市、小国町で多く生産されている。

たけのこについては、主に熊本市、玉名市、和水町、南関町、山鹿市で生産されており、令和5年（2023年）の生産量は、県全体（1,578トン）の87%を占める1,378トンとなっている。近年の生産量は図I-5に示すとおり、令和4年以降大幅に減少しており、概ね1千トンで推移している。

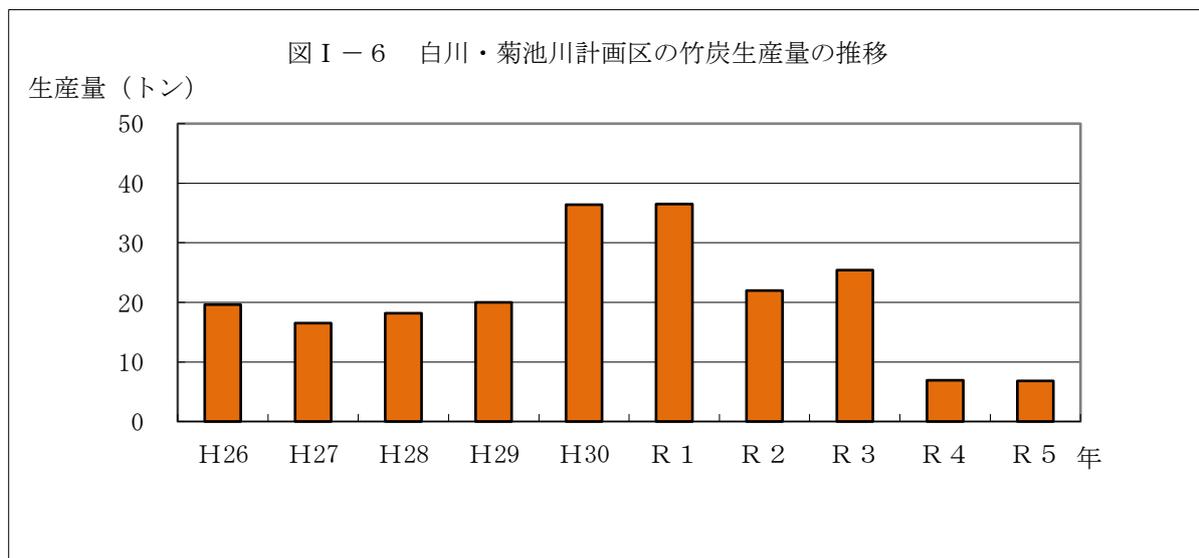
竹炭については、県全体の99%を山鹿市、菊池市で生産されており、近年は、図I-6に示すとおり、概ね20～30トン前後で推移していたが、令和4～5年（2022～2023年）は極端に減少し、生産量は7トン程度となっている。



資料：熊本県林業振興課



資料：熊本県林業振興課



資料：熊本県林業振興課

## 2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（計画期間R2（2020）.4.1～R12（2030）.3.31）における前半5カ年分の実行結果及びその評価は次のとおりである。

### ① 主伐立木材積について

主伐については、表 I - 8 のとおり主伐立木材積は995千 $m^3$ （実行率50%）となった。

主伐の実行率が計画を下回った要因として、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等の問題がある。今後は、森林資源の充実に伴い主伐量が増加していくものと考えられることから、より一層、林業従事者の育成・確保を図る必要がある。

さらに、林業の持続的な発展のためには、継続かつ安定的な木材の生産が可能となる資源構成を構築し、幼齢林から高齢林までの多様な森林をバランスよく育成することが必要であり、伐期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地の適確な更新が不可欠である。

### ② 間伐立木材積及び間伐面積について

間伐については、表 I - 8 のとおり間伐面積は6,550ha（実行率41%）であり、間伐立木材積は865千 $m^3$ （実行率55%）となった。

間伐の実行率が計画を下回った要因として、長期的な木材価格の低迷や林業従事者数の減少等の問題に加えて、森林資源の成熟化に伴い多くの人工林が利用期を迎えているためである。

間伐を進めるためには、計画区域内における林業の中核を担う森林組合が経営基盤を強化し、地域林業のマネジメントができる体制づくりを行うとともに、森林所有者に対する働きかけを通して集約化施業を推進する必要がある。

また、林地に残置された未利用材を有効に活用するため、伐採木の多くを利用できる集材方法や伐採木の利用率向上による木質バイオマス発電等への活用推進が必要である。

### ③ 造林面積について

人工造林と天然更新の面積は、表 I - 8 のとおり2,094ha（実行率43%）となった。

人工造林の実行率が計画を下回った要因として、主伐の実行率が低位だったことや林業従事者数の減少に加えて、主伐後の再造林経費が高いことなどの問題がある。

人工造林については、主伐後の再造林が主となるが、コンテナ苗を活用した主伐と植栽の一貫作業による造林コストの低減化などの普及啓発を一層推進する必要がある。

### ④ 林道等の開設延長について

林道及び林業専用道は、表 I - 8 のとおり前計画期間（前半5カ年）においては開設が行われず、林道の既設延長は581kmのままである。

林道の実行率が計画を下回った要因として、平成28年熊本地震等による林道災害の復旧や災害の激甚化に対応できるよう既設路線の改良が優先されたためである。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせて、地域の資源状況や作業システムに応じた整備が必要である。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等インフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

⑤ 保安林指定面積について

保安林面積は、計画の26,727haに対し26,405ha（実行率99%）となり、ほぼ計画どおりの指定面積となった。

今後も、土砂流出防止や水源涵養等の森林の有する公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し、計画的に保安林指定を進めていく必要がある。

⑥ 治山事業実施地区について

治山事業の実施地区数は、計画の338地区に対し325地区（実行率96%）であり、ほぼ計画どおりの実行率となった。

本計画区の7割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、令和2年7月豪雨等の集中豪雨により発生した山地災害の復旧、予防対策や流域治水と連携した流木対策などに今後とも計画的に取り組む必要がある。

表 I - 8 前計画における前半5カ年分の実行結果

項目	計画	実行	実行歩合
伐採立木材積	3,571 千m <sup>3</sup>	1,860 千m <sup>3</sup>	52%
主伐	1,987 千m <sup>3</sup>	995 千m <sup>3</sup>	50%
間伐	1,584 千m <sup>3</sup>	865 千m <sup>3</sup>	55%
間伐面積	15,845 ha	6,550 ha	41%
造林面積	4,898 ha	2,094 ha	43%
人工造林	4,149 ha	1,474 ha	36%
天然更新	749 ha	620 ha	83%
林道等の開設(※)	1,927 m	0 m	0%
保安林面積(期末)	26,727 ha	26,405 ha	99%
治山事業施行地区	338 地区	325 地区	96%

(※) 林道及び林業専用道の合計延長

### 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

#### (1) 森林に対する要請

2015年に、京都議定書の後継となる「パリ協定」が採択（2016年発効）され、2020年以降の気候変動対策の新たな法的枠組みが定められたことにより、二酸化炭素の吸収源として機能する森林の役割、再生産可能で資源循環型社会の構築に貢献する木材の利用が大いに注目されている。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて令和12年（2030年）までの国際社会共通の目標として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）への関心が社会全体で高まっている。森林は、SDGsの目標15の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しており、森林分野においても様々な取組が広がっている。

さらに、SDGsの目標13では「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」こととされており、国では、令和2年（2020年）10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことが宣言された。本県においても、令和元年（2019年）12月に国に先駆けて「2050年県内CO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しており、大気中の温室効果ガスを吸収する吸収源として森林は大きな役割を担っている。

一方、令和2年7月豪雨等の災害の発生により流域全体で治水対策を講じる、いわゆる「流域治水」対策に森林の整備が求められるなど、森林に対する県民の期待は、木材等林産物の供給や県土の保全をはじめ、水源の涵養<sup>かん</sup>、保健休養の場の提供、自然環境の保全及び形成等、多様化かつ高度化している。

このような中、森林の持つ水源の涵養、洪水調節、土砂流出や土砂崩壊を防止する機能を最大限に発揮させるため、経済活動としての林業と国土保全の両立ができるよう、「林地保全に配慮した林業のガイドライン」（令和4年4月 熊本県森林整備課策定。以下「ガイドライン」という。）を策定し、市町村や林業事業者等への周知を図っている。

加えて、未だ多くの国民を悩ませ続けている花粉症の解決に向けた対策を加速させる必要がある。

なお、本県では、森林の持つ水源の涵養<sup>かん</sup>、山地災害の防止などの公益的機能の維持増進を図ることが求められる中、平成17年（2005年）4月から「熊本県水とみどりの森づくり税」を導入し、第4期となる令和2年度（2020年度）からは「県民の安全安心を守り、次世代につなぐ森づくり」、「県民全体で森に触れ、親しみ、支え、森の恵みを活かす意識づくり」を2本柱に取組を実施している。

#### (2) 計画区の民有林の現状

本計画区の民有林においては、これまでの積極的な林種転換によって造成された人工林が68,058ha（人工林率：59.8%）に達している。また、森林資源の成熟度は、人工林を中心に着実に高まってきており、森林の造成から森林資源の質的な充実段階を経て収穫すべき段階を迎えている。

しかし、林業担い手の減少、高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意

欲の減退等により、保育・間伐等の適正な施業及び管理が行われない森林や、伐採後に植栽が行われない森林の増加が懸念される状況にある。

さらに、竹林が放置されることによる人工林等への侵入及びニホンジカによる植栽木（苗木）の食害や成木の剥皮被害、食害による下層植生の消失が発生している状況である。

### （３）森林の整備及び保全の推進方向

（１）のような県民の期待にこたえ、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を確保しながら木材の循環利用を確保していくためには、生態系としての森林という認識のもと、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題となっている。

また、「ガイドライン」に基づく施業も併せて推進していく必要がある。

このため、本計画においては（２）の現状を踏まえ、次の事項を推進することとする。

- ア 多様な公益的機能の発揮に対する県民の要請や木材需要に対応するための適切なゾーニングによる長伐期施業や複層林施業の実施、天然生林の的確な保全・管理
- イ 木材資源の効率的な循環利用を重視した適切な保育・間伐の実施や、花粉発生源対策を加速するための利用期に達した人工林の計画的な主伐と伐採跡地への確実な造林
- ウ 森林の効率的な整備及び保全や山村地域の振興に資する基盤としての路網の計画的な整備
- エ 森林所有者や林業関係者に対する、「ガイドライン」に沿った森林施業や皆伐跡地への再造林、壊れにくい道づくり等の周知徹底
- オ 土砂流出抑止や下層植生の侵入を図るための、間伐と合わせた柵工、筋工の施工
- カ 奥山への広葉樹の導入など多様で健全な災害に強い森づくりの推進
- キ 森林・林業・木材産業関係者等が連携することによる森林計画区の特성에応じた木材の安定供給、加工及び流通体制の整備
- ク 保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策や森林病虫害及び獣害の防止対策等の推進による森林の適確な保全
- ケ 森林浴や環境教育等の場、ボランティアなどが森林づくりに参加できるフィールド及び都市と山村の交流の場としての森林等、様々な利用ができる多

## 様な森林の整備

コ 豊かな森林資源や森林空間を活用し、健康需要などに対応する新たなビジネスを創出する「森林サービス産業」の推進

サ J-クレジットを活用した持続的な森林整備の推進

### (4) 基本的な考え方

ア この計画においては、(3)に掲げる推進方向に沿って、全国森林計画に即し、令和3年(2021年)に策定した「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」における理念や基本施策との整合を図ることとし、地域の特性を踏まえて森林の整備と保全に関する事項について定める。

イ (3)に掲げる森林の整備及び保全の推進に当たっては、森林が多様な生物の生育・生息地であり、生物多様性の保全に寄与していることに十分配慮することとする。

ウ IIの計画事項に掲げる項目ごとの基本的な考え方は、次のとおりとする。

#### ① 計画の対象とする森林の区域

森林法第2条に規定する民有林のうち、自然的、社会的、経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当な森林を対象とする。

#### ② 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する機能を、「水源涵養<sup>かん</sup>」、「山地災害防止／土壤保全」、「快適環境形成」、「保健・レクリエーション」、「文化」、「生物多様性保全」、「木材等生産」の7つの機能に包括区分するとともに、それぞれの森林が特に発揮することが期待されている機能に応じて、目標とする森林の姿を定める。

また、その目標とする森林の姿に誘導するための森林整備及び保全の基本方針を定めるとともに、その方針を考慮のうえ、計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等を定める。

#### ③ 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画において定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」及び「立木の標準伐期齢」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採立木材積については、伐採の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して計画する。

特に、森林の有する公益的機能の確保に配慮しつつ木材資源の持続的利用の推進を図ることが必要なことから、成熟しつつある人工林の計画

的な伐採を見込むとともに、育成複層林の導入、拡大造林の縮小等を考慮のうえ伐採立木材積を計画する。

④ 造林に関する事項

市町村森林整備計画において定める「人工造林及び天然更新の対象樹種」、「植栽本数その他造林の標準的な方法」、「伐採跡地の更新すべき期間」及び「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

伐採跡地においては、自然条件等に適合した人工造林又は天然更新により速やかに森林の造成を図ることとし、主として③で計画した主伐材積に見合う造林面積を計画する。このうち人工造林については、再造林、未立木地等への造林及び育成複層林の樹下植栽の面積を見込み、天然更新については、ぼう芽更新や天然下種更新、人工林内において天然木の育成を図る面積等を見込んで計画する。

育成複層林（樹下植栽又は天然下種更新によるもののほか、保育・間伐により複層林へ誘導するものを含む。）の導入計画については、「水とみどりの森づくり税事業（防災・減災・景観保全森林整備事業）」などにより推進しているが、本計画では、森林資源の状況等を勘案し、計画期間内における目標面積を定める。

⑤ 間伐及び保育に関する事項

市町村森林整備計画において定める「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法」、「保育の作業種別の標準的な方法」等に関し、その計画に当たっての指針となる事項を定める。

人工林においては、その一部が伐採時期を迎えるなど成熟化しつつあるものの、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時適切に行うこととし、施業の動向、地域の特性及び政策的な目標等を考慮して間伐立木材積を計画する。

⑥ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「公益的機能別施業森林等の区域」及び「公益的機能別施業森林等の区域における施業の方法」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

公益的機能別施業森林とは、②で区分される機能別の森林のうち、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」及び「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」について定めるもので、地域における森林の整備及び保全の基本方向を示す基礎となるものであることから、その区域の設定に当たっては、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、上記のほか「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」についても設定することとするが、その施業方法等

の基準については、関連する計画事項において定める。

なお、林道等路網の開設に当たっては、生態系への配慮及び自然環境の保全に関する事項を定める。

⑦ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等路網は、効率的な森林施業及び森林の適正な管理経営を行ううえで必要不可欠な施設であるとともに、山村の生活基盤の整備や地域の活性化を図るうえでも重要な役割を担っていることから、本計画においても林道等路網の整備を推進することとし、別に定める民有林林道整備計画の令和7年度（2025年度）末の目標延長（本計画区：3km、県全体：57km）、地域における森林の整備及び保全の面積及び林内路網の整備状況等を基準として計画する。

また、開設する林道等路網の路線配置及び規格・構造等や効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方を定め、森林の整備及び保全の目標を実現するために必要な林道等の整備を行う。

⑧ 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化に当たっては、関係者の合意形成及び民有林と国有林の密接な連携を図りつつ総合的に取り組む必要があることから、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に即して、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施・森林施業の共同化の促進、林業担い手の育成及び確保、林業機械の導入の促進、森林作業道等の整備、林産物の利用促進のための施設の整備等を推進することとし、その取り組みの方向性を定める。

⑨ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林を、地形、地質、土壌、気象その他の条件を総合的に考慮して定めるとともに、森林施業の実施や土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を示す。

⑩ 保安施設に関する事項

保安林として管理すべき森林の種類別面積等は、全国森林計画の計画等を勘案しつつ当計画の始期における保安林面積に計画期間内において新たに保安林の指定を計画している森林面積及び保安林の解除を相当とする森林面積を加減し、当計画の期末における保安林の種類別の目標面積等を定める。

また、実施すべき治山事業の数量は、自然災害発生箇所や山地災害危険地区での事業を優先的に実施するなど、事業の重要性及び緊急度等を勘案し、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域を単位として定める。

特定保安林（指定の目的に即して機能していないと認められる保安林のうち、全国森林計画に定める要件のすべてを満たすもの）として指定された保安林のうち、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を定める。

⑪ 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画において定める「鳥獣害の防止に関する事項」について、ニホンジカによる被害の防止措置を講じるべき区域設定の基準及びニホンジカによる森林被害を防止する方法に関する方針を定める。

⑫ 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項

市町村森林整備計画において定める「森林病虫害の駆除又は予防その他の森林の保護に関する事項」について、その計画に当たっての基準となる森林病虫害等被害対策及び鳥獣害対策（⑪に掲げる事項を除く）の方針並びに林野火災に係る森林の保護及び管理の方針等を定める。

また、「森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項」について、林野火災の予防の方針を定める。

⑬ 保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において定める「保健機能森林の区域」、「保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法」及び「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備」等について、その計画に当たっての基準となる事項を定める。

保健機能森林は、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる森林について指定するものとする。

⑭ その他必要な事項

法令により施業について制限を受けている森林について、その所在、面積及び施業方法を定める。

## Ⅱ 計 画 事 項



## Ⅱ 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する民有林の区域とし、その市町村別の面積は、表Ⅱ－1のとおりである。

表Ⅱ－1 市町村別の地域森林計画対象民有林面積

市 町 村	面 積 (ha)	市 町 村	面 積 (ha)
総 数	113,750.82	菊 池 市	12,396.26
熊 本 市	4,346.12	合 志 市	447.17
熊本地域計	4,346.12	大 津 町	4,003.83
荒 尾 市	878.71	菊 陽 町	278.30
玉 名 市	2,513.93	菊池地域計	17,125.56
玉 東 町	665.60	阿 蘇 市	19,666.74
南 関 町	3,300.02	南 小 国 町	8,991.75
長 洲 町	31.44	小 国 町	10,172.09
和 水 町	5,099.20	産 山 村	4,137.09
玉名地域計	12,488.90	高 森 町	12,578.52
山 鹿 市	13,439.59	南 阿 蘇 村	6,780.42
鹿本地域計	13,439.59	西 原 村	4,024.04
		阿蘇地域計	66,350.65

注) 1 本計画の対象森林は、次に掲げる事項の対象となる。

(1) 森林法第10条の2第1項に基づく林地の開発行為の許可(保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。※1)

※1 保安林及び保安施設地区の区域内の森林にあつては森林法第34条、第34条の2及び第34条の3の規定、海岸保全区域内の森林にあつては海岸法第7条、第8条及び第8条の2の規定が適用される。

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出(保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。)

2 森林計画図は、熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、において縦覧に供する。(地域振興局は、所管区域のみ)

## 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表Ⅱ－２のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

表Ⅱ－２ 機能発揮の上から望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源 <sup>かん</sup> 涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、発揮を期待する機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

森林の有する多面的機能を将来にわたって保持していくためには、樹木の生育が長期間を要するなどの特性を有していることを踏まえ、長期的な視点で森林の状態の変化を的確に把握するとともに、森林の持つ多様な生態的特性等を考慮した適正な整備及び保全を図ることが重要である。

このため、(1)に定める森林の有する機能の区分に従い、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するよう「ガイドライン」を踏まえつつ、適正かつ計画的な森林の施業及び保全管理を推進することとする。

具体的には、森林の有する各機能を高度に発揮させるための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害や森林病虫獣害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ることとする。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

さらに、これらの取組を効率的に推進するために森林の状況を適確に把握するため森林クラウドシステムの効果的な活用を図る。

また、林道等路網は、森林の適正な経営管理や効率的な森林施業の実施に不可欠な施設であり、農山村地域の振興にも資するため、計画的に整備することとする。

なお、発揮を期待する機能に応じ、以下のとおり森林整備及び保全の基本方針を示す。

### (ア) 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

(イ) 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

(ウ) 快適環境形成機能

県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(エ) 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(オ) 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

(カ) 生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

(キ) 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、表Ⅱ－３のとおり定める。

表Ⅱ－３ 単位 面積：ha

区 分		計画期首	計画期末
面 積	育 成 単 層 林	74,346	72,411
	育 成 複 層 林	1,030	2,184
	天 然 生 林	37,078	37,859
立木地の森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		337	366

注) 1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為(※1)により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、植栽又は播種により造成された単一の樹冠層を構成する森林(天然木の割合が25%以下のものを含む。)で、本県のスギ・ヒノキ

等の人工林の大部分が該当する。天然林の場合、ぼう芽更新等と人為の組み合わせにより造成された単一の樹冠層を構成する森林で、本県のクヌギぼう芽林の大部分が該当する。

- 2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複数の樹冠層(※2)を構成する森林として人為により成立させ維持される森林をいう。

具体的には、人工林の場合、上層木の択伐(※3)等及び樹下植栽により造成された複数の樹冠層を構成する森林(樹下植栽によらないもので、天然木の割合が25%を超えるものを含む。)、天然林の場合、上層木の択伐等及び天然下種更新等により造成された複数の樹冠層を構成する森林をいう。

- 3 「天然生林」は、主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林をいう。

具体的には、天然林のうち育成単層林及び育成複層林以外の森林で、区分上、伐採跡地、未立木地及び竹林を含めている。

- 4 区分ごとの面積の合計は、更新困難地(※4)及び特殊林(※5)を含まないため、本計画の対象森林の総面積とは一致しない。

(※1)「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かき起こし、刈払い等)、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものである。

(※2)「複数の樹冠層」とは、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるものである。

(※3)「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)することである。

(※4)「主として天然力を活用」とは、自然に落下した種子が発芽して生育することやぼう芽により更新を行うこと等である。

(※5)「更新困難地」とは、岩石地、崩壊地等である。

(※6)「特殊林」とは、モリシマアカシア林、ツバキ林等である。

## 2 その他必要な事項

森林に対する県民の期待は、水源の涵養、<sup>かん</sup>県土の保全及び木材等の生産はもとより、保健休養及び文化的・教育的利用等の身近なものから、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止への貢献といった地球規模の生活環境、自然環境の保全に関するものまで多様化し高度化してきている。

一方、林業担い手の減少・高齢化及び木材価格の低迷による林業経営意欲の減退等により、適正な管理が行われ<sup>ない</sup>森林が増加し、森林の持つ多面的な機能の低下が危惧される状況にある。

このような中、本県では、「熊本県森林・林業・木材産業基本計画」に基づき、森林・林業・木材産業における課題の解決に向けた具体的な施策の推進に取り組んでいるところである。

本計画の具体的推進に当たっては、上記の基本計画と連携しつつ取り組むこととする。

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

##### （市町村森林整備計画において定める事項の指針）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の伐採立木材積（表Ⅱ-12）を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を考慮して、立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）を定めるものとする。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林所有者等が立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定めるもので、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要動向、森林の構成等を勘案し、次により定めるものとする。

##### ア 立木竹の伐採（主伐）

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとし、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（以下、「伐採・搬出指針」という）や「ガイドライン」を踏まえ実施することとする。その際、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図り、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように努めるものとする。

さらに、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮することとする。なお、自然条件が劣悪な森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

なお、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林問わず所要の保護樹帯を設置することとし、また、野生動物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は表Ⅱ－４を目安として定めるものとする。

(ア) 皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することのないよう特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

(イ) 択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

表Ⅱ－４ 生産目標別の主伐の時期の目安

地 域	樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期 の 目 安
		生産目標	仕立て方法	期待径級	
白川・菊池川 計 画 区	ス ギ	一 般 材	中仕立	2 7 cm	4 0 年
		大 径 材	中仕立	3 6 cm	7 0 年
	ヒノキ	一 般 材	中仕立	2 2 cm	4 5 年
		大 径 材	中仕立	3 2 cm	8 0 年

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、市町村の区域に生育する主要樹種ごとに、表Ⅱ－５に示す林齢を基礎として、市町村の区域内の標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めるものとする。この場合、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

なお、立木の標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるものではないので留意するものとする。

表Ⅱ－５ 主要樹種ごとの標準的な伐期齢

地 域	主 要 樹 種 別 の 伐 期 齢					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	広葉樹
白川・菊池川計画区	40年	45年	35年	35年	10年	15年

(3) その他必要な事項

ア 伐造届出旗の掲示

伐採箇所には、市町村森林整備計画及び森林経営計画に適合した伐採であることを地域住民等に周知するため、市町村が発行する伐造届出旗を掲示し、無秩序な伐採や植林未済地の抑制を図るものとする。

イ 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分の指針  
制限林、特用林及び自家用林、試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林以外の森林で、風害及び病虫害等の被害を受けているもの、又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましく、かつ、地理的条件からみて伐採が容易であると認められるものとする。

ウ その他

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて計画的な伐採を行うほか、路網の整備及び機械化による効率的な伐採を推進することとする。

2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表Ⅱ－14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入に努める。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において

行うものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、森林所有者等が造林を行う際の樹種選択の規範として、次により定めるものとする。

(ア) 人工造林の対象樹種を定めるに当たっては、適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、樹種又は品種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、木材の利用状況等経済的条件や気象、地質、地形、土壌等自然的条件等を考慮し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を選定することが重要である。

人工造林の対象樹種は、既往の実績等からスギ、ヒノキ、クヌギを主体に定めるものとするが、これ以外の樹種について定める場合は、「熊本県における広葉樹造林の手引き」（熊本県発行）等を参考として、地域の自然条件等に適した樹種を選定するものとする。

(イ) 森林所有者等が定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な樹種を選択がなされるよう留意するものとする。

(ウ) マツ林については、松くい虫の被害防除対策を適切に行うとともに、マツ林の造成に当たっては、抵抗性マツの植栽を推進することとする。

(エ) 苗木の選定については、特定苗木や花粉の少ない苗木を積極的に用いることに努めることとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、森林所有者等が造林を行う際の方法選択の規範として、次により定めるものとする。

##### (ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のうち育成単層林の植栽本数は、下表の本数を標準として定めるものとし、育成複層林における樹下植栽については、地域において定着している複層林施業体系がある場合は、それを踏まえつつ、育成単層林における標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積率）を乗じた本数以上を植栽するよう定めるものとする。

なお、今日の社会的要請を踏まえて、多様な森林の整備を図る観点から、多様な生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めるよう留意するも

のとする。

ただし、森林所有者等が定められた標準的な植栽本数と異なる本数で植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当部局が相談対応するものとし、その旨を記載して適切な植栽がなされるよう留意するものとする。

#### ◎植栽本数の基準

樹 種	植栽本数 (h a 当り)
スギ、ヒノキ、クヌギ、 高木性広葉樹、マツ類、 その他	1, 5 0 0 本 ~ 3, 0 0 0 本

注) 高木性広葉樹のうち、センダンについては、熊本県林業研究・研修センター等の公的研究機関による研究成果に基づいて必要な保育施業を行う場合に限り、植栽本数基準の下限を400本/haとすることができる。

#### (イ) 人工造林の標準的な方法

##### a 地拵えの方法

林内の雑草木等を刈払い又は伐採し、その伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう適宜整理集積を行うこととし、また、当該林分の地形等の条件を考慮のうえ、伐採木及び枝条等が流亡しないよう特に留意することとする。

なお、高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システムの導入など、作業工程の効率化に努めるものとする。

##### b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

また、施業の効率性や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努める。

##### c 植栽の時期

2月上旬から3月中旬までを標準とした春植え又は9月中旬から11月上旬までを標準とした秋植えが一般的であるが、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗を使用する場合などには地域の自然的条件等に応じて適切な時期を選定することとする。

#### ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採跡地の人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

② それ以外の森林

基本的に上記①と同様であるが、ぼう芽更新が期待できる場合は、この限りでない。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新を選択するものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、マツ、クヌギ、シイ、カシ類を主体に定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては、区分して定めるものとする。この場合、多様な森林の整備を図る観点から、そのような考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種を定めるよう留意するものとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

(ア) 期待成立本数として想定される本数、天然更新すべき立木の本数

期待成立本数は10,000本/ha以上を基準として、気象、立地条件、既存の更新方法等を勘案して定める。

また、天然更新すべき立木の本数は、「熊本県天然更新完了基準」を基準として、期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新することとする。

(イ) 天然更新補助作業の標準的な方法

a 地拵えの方法

人工林又は天然林の伐採後、天然下種更新（当該林分内又は隣接地の母樹からの種子落下による天然更新）を行う場合においては、種子の定着に適した環境を整備することを目的として、(1)イの(イ)のaに準じて地拵えを行うこととする。

b 地表かき起こし

天然下種更新を行う場合においては、必要に応じて林床植物を除去す

るとともに、地表に堆積している落葉落枝をかく乱して表土を露出させ、種子の確実な定着と発芽を促し、天然稚幼樹が良好に生育できる環境を整備することとする。ただし、当該林分の地形等の条件及び地表かき起こしの必要度合を考慮のうえ、林地の表土が流亡しないよう特に留意することとする。

c 刈出し

天然更新を行った林地のうち、ササ等の被圧により更新が阻害されているものについて、ササ等の状況、更新樹種の特性や稚幼樹等の発生数を考慮のうえ、必要に応じて更新が完了するまでササ等の刈払いを行うこととする。

d 不用ぼう芽の除去（芽かき）

ぼう芽更新を行った場合において、生産目標及びぼう芽の生育状況等を考慮のうえ、必要に応じて余分なぼう芽を除去することとする。

e 植込み及び播種

天然更新を行った林地のうち、稚幼樹の発生量が少なく確実な更新が見込まれないものについて、必要に応じて苗木の植栽又は播種を行うこととする。

(ウ) 天然更新の完了確認

天然更新により更新を行う場合は、伐採の一定期間の後に「熊本県天然更新完了基準」を基準として、市町村の区域内の気候、地形、土壤等の自然的条件及び林業技術体系等を勘案して定めた基準により更新状況を確認するものとする。

なお、更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林を行い、確実な更新を図るものとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林資源の積極的な造成を図るとともに、林地の荒廃を防止するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新を完了することとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林については、その森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として、市町村森林整備計画において基準を定め、原則として小班ごとに設定するものとする。

なお、天然更新が期待できない森林とは、面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できないものをいう。

さらに、山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがあり、

早期に森林の公益的機能の維持増進を図るために確実な更新を必要とするものについても、当区域に設定することを検討するものとする。

#### (4) その他必要な事項

##### ア 育成複層林の導入計画面積

育成複層林の導入計画面積については、表Ⅱ－６のとおり計画する。

表Ⅱ－６ 育成複層林の導入計画面積

区 分	面 積 (ha)	備 考
総 数	566	

注) 育成複層林の導入とは、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業(下層木の植栽、更新補助作業)を初めて行うことである。

##### イ 植栽未済地対策

人工林の伐採(皆伐)後に植栽が行われず、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を超えて放置されている森林のうち、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、森林資源の積極的な造成及び林地の荒廃防止等の観点から、早期に植栽による確実な更新を行うこととする。

また、そのような森林の発生を未然に防止するため、森林所有者等に対し、森林計画制度について周知し、伐採後の更新を確実なものとするよう努めるものとする。

##### ウ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における造林

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林においては、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的を考慮のうえ、多様な木材需要に応じた造林を行うこととする。

### 3 間伐及び保育に関する事項

#### (市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の間伐立木材積(表Ⅱ－12)を踏まえ、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、既往の間伐及び保育の実施状況等を勘案して、間伐及び保育に関する事項を定めるものとする。

##### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、林木の生育の促進及び利用価値の向上並びに林分の健全化を図るため、森林所有者等が間伐を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ－7に示す内容を基礎とし、主

要樹種及び施業体系等の別に定めるものとする。

なお、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

表Ⅱ－7 樹種別施業体系別の標準的な間伐実施林齢

樹種	植栽本数 (本/ha)	施業体系	間伐時期 (林齢)						備考
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	1,500～ 2,000	一般材	△	28～34					
		大径材	△	28～35	39～52	58			
	3,000	一般材	14	23	31				
		大径材	14	23	31	45	57		
ヒノキ	1,500～ 2,000	一般材	△	34～39					
		大径材	△	34～40	42～55	61	72		
	3,000	一般材	14	25	31				
		大径材	14	25	31	40	55	65	

- 注) 1 1回目の欄は、除伐(植栽木以外の樹種の伐採。この場合、スギ、ヒノキ以外の樹種の伐採)を兼ねた初回間伐の林齢である。(△については、必要に応じ除・間伐を行うこと。)
- 2 保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

## (2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、森林所有者等が森林の保育作業を行う際の規範として定めるもので、表Ⅱ－8に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を考慮して、保育の時期、回数、作業方法、その他必要な事項を定めるものとする。

その際、作業の省力化・効率化に留意するとともに、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生息状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備等を必要に応じて行うものとする。



#### 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### (市町村森林整備計画において定める事項の指針)

公益的機能別施業森林とは、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の公益的機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道等路網の整備状況、住民の意向等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林のことである。

公益的機能別施業森林には、下記の（１）のアの（ア）水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、同（イ）土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当し、公益的機能別施業森林等の「等」については（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林が該当することとなる。

公益的機能別施業森林等の区域における施業については、それぞれの区分ごとにその整備目標に応じた施業の方法を定め、たうえで推進していくこととする。

なお、公益的機能別施業森林等の区域及びその整備に関する事項等は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

##### ア 区域の設定の基準に関する指針

公益的機能別施業森林の区域の設定に当たっては、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の機能の評価区分、森林の立地条件、林道等の整備の状況、既往の施業体系、森林の有する諸機能に対する地域の要請等を考慮のうえ、次の事項を指針として、地域の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

##### (ア) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺の森林、並びに水源涵養<sup>かん</sup>機能の評価区分の高い森林など水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等

##### (イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林  
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林  
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防火保安林や、県民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林  
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

#### イ 森林施業の方法に関する指針

(ア) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
当該森林のうち、伐期の間隔の拡大とともに、下記のいずれかに該当する森林については、皆伐の伐採面積の規模を縮小することとする。

- a 地形について、標高の高い地域、傾斜が急峻な地域、谷密度の大きい地域、起伏量の大きい地域、溪床又は河床勾配の急な地域、掌状型集水区域の森林
- b 気候について、年平均又は季節的降水量の多い地域、短期間に強い雨の降る頻度が高い地域の森林
- c 大面積の伐採が行われがちな地域の森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

下記①～③に該当する森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については択伐による複層林施業を推進し、それ以外の森林については小面積皆伐による複層林施業を推進することとする。

また、適切な伐採区域の形状・配置等により、伐採後の林分においても機能の確保ができる場合には、長伐期施業を行った上で皆伐することも可能であるが、皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び

分散を図ることとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を推進することとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林
  - a 地形について、傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている森林
  - b 地質について、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破砕帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所の森林
  - c 土壌等について、火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所の森林
  
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林
  - a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
  - b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
  - c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
  
- ③ 保健文化機能の維持増進を図る森林
  - a 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
  - b 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの
  - c ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林
  - d 希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る。）

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

#### ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、将来にわたって木材生産が行われ、林業経営を持続的に行うことが期待される区域である。そのため、区域の設定に当たっては、林木の生育に適した森林や林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林等の自然的条件から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、地域

の合意形成等を十分に図ったうえで設定するものとする。

また、森林経営管理制度の運用に際し、林業経営に適した森林と扱われる森林については、この区域内の森林であることが望ましい。

なお、区域の設定は、林班又は小班を単位として定めることとするが、その配置については、目的とする森林の機能の発揮及び一体的な森林整備の推進を図るうえで必要なまとまりを持たせるものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定している森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

具体的には、人工林が過半を占める林班のうち、木材等生産機能が「高」の森林が過半かつ、林班の傾斜区分の平均が緩・中かつ、傾斜区分に応じた路網密度が確保されている森林を区域として、地域の実情を勘案のうえ設定する。

この際、区域内において（１）の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように区域を定めること。

#### イ 森林施業の方法に関する指針

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林の有する公益的機能の発揮や森林資源の保続に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

なお、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、表Ⅱ－４を目安として定めるものとする。

#### （３）その他必要な事項

〔該当無し〕

### ５ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

#### （１）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進するものとする。

また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進するものとする。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土

場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進するものとする。また、既設林道の改築・改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図るものとする。

なお、基幹路網の現状は第6の4のとおりである。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

林道、林業専用道や森林作業道など車両や林業機械が走行する路網における効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準については、表Ⅱ－9を基礎として定めるものとする。

地形、経営形態等、地域の特性に応じた指向すべき作業システムの考え方は表Ⅱ－10を参考に定めるものとする。

表Ⅱ－9 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準

(単位：m/ha)

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0～15°)	車両系	110 ～ 250	30 ～ 40
中傾斜地(15～30°)	車両系	85 ～ 200	23 ～ 34
	架線系	25 ～ 75	
急傾斜地(30～35°)	車両系	60 〈50〉 ～ 150	16 ～ 26
	架線系	20 〈15〉 ～ 50	
急峻地(35° ～)	架線系	5 ～ 15	5 ～ 15

注1) 「急傾斜地」の〈〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

表Ⅱ-10 作業システムの例

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ	グラブブル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ チェーンソー	グラブブル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300 ~500	50 ~125	チェーンソー	グラブブル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500 ~1500	500 ~1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注1) この表は、現在採用されている代表的な作業システムを、使用されている林業機械により、傾斜及び路網密度と関連づけたものであり、林業機械の進歩・発展や社会経済的条件に応じて調整されるものである。

注2) 基幹路網：林道（林業専用道含む）

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方

基幹路網整備と併せて森林施業の集約化による低コストの森林施業を推進する区域として定める「路網整備等推進区域」の設定に当たっては、林班ごとの地形・地質、森林の機能別調査の木材等生産機能、傾斜に応じた路網密度水準から判断し、幹線となる林道の利用区域を考慮して定める。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、熊本県林業専用道作設指針、熊本県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、伐採・搬出指針を踏まえた搬出方法とする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法〔該当なし〕

(6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道

については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、計画区内の県、市町村、森林管理署、森林組合等の林業事業体及び木材加工・流通事業体等で構成する関係者の合意形成及び私有林と国有林の連携を図りつつ、委託を受けて行う森林の施業・経営の実施、森林施業の共同化、林業担い手の育成、林業機械化の推進、県産材の加工・流通体制の整備及び木材等の生産、加工・流通における条件整備等を計画的かつ総合的に推進する。

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

本計画区の私有林においては、小規模・分散型の所有形態が多く、林業の採算性悪化の一要因となっている。これらの森林について、伐採や造林等の森林施業の実行を確保するためには、森林の集約化や森林施業の共同化を促進し、林業生産性の向上を図ることが重要である。

このため、小流域単位で森林の集約化が可能な地域を中心に、市町村、森林組合等による普及啓発活動を通じて、森林施業の共同実施や森林作業道等の開設及び維持管理に係る森林所有者間の合意形成に努めるとともに、森林経営計画の作成を推進し、森林施業の計画的かつ効率的な実行を確保する。

#### イ 森林の経営に係る受委託の促進による森林の経営規模の拡大

本計画区の私有林においては、不在村森林所有者の経営放棄や所有森林を管理・経営する意欲が減退している森林所有者が増加しており、これらの所有森林については、適時適切な森林施業の実行確保が困難な状況となっている。

このため、不在村森林所有者等に対しては、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじ

めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び公開並びに助言、あっせんなどを推進し、意欲のある森林所有者、森林組合、林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を促進する。

さらに、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については、市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用促進に関する方針を定めるものとする。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

#### ウ 森林施業共同化の推進体制の強化

上記の森林施業の共同化や集約化を促進するため、県、市町村及び森林組合等関係機関の連携による森林所有者等への指導・支援体制を強化する。

また、森林組合等林業事業体に所属し、小規模な森林所有者に対し森林施業の内容、経費、木材の販売収支等を明示したうえで森林施業を提案する「森林施業プランナー」の養成対策を推進する。

### (2) 森林経営管理制度の活用促進に関する方針

令和元年度（2019年度）から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進め、経営管理権集積計画を策定する等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用を加速化を図る。

### (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業事業者の育成強化

森林組合は、森林の保育管理から木材の生産までの幅広い森林施業を実施する地域の中核的事業体として位置づけられている。

引き続き森林組合に対する指導・支援を強化し、経営基盤の強化及び生産基盤の拡充を図る。

また、令和6年（2024年）4月現在で5森林組合及び22の林業事業者が、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき、

雇用管理の改善及び事業の合理化を一体的に図る改善計画の知事認定（以下「認定事業体」という。）を受けている。県と公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力支援センター）（以下「育成基金」という。）との連携により経営基盤の強化や雇用環境の整備に必要な支援を行うとともに、その他の林業事業体については知事認定に向けた指導・支援を推進する。

さらに、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立する林業経営体へ育成を図る者を「熊本県版育成経営体」として新たに県が選定し、支援する。

#### イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の確保・育成が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年（2020年）国勢調査によると868人で前回調査（平成27年：934人）と比較して66人減少しており、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を更に図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年（2019年）4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの地域の実態に応じた研修等各種研修を実施する。さらに、令和6年（2024年）8月の職業能力開発法施行規則の改正に伴い新設された「林業職種」の技能検定の取得向上の取組み等により、優秀な林業従事者の育成に努めるとともに、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ等に努める。

雇用環境面では、認定事業体に対し、林業従事者の通年雇用化や社会保険の加入促進等の就業環境、並びに雇用条件の整備に対する支援、事業体の要請に応じた研修等を育成基金と連携し実施する。

なお、本計画区内においては、認定事業体等に令和元～令和5年度（2019～2023年度）の5カ年間で82人の新規就業者が林業に従事している。

さらに、森林組合などの林業事業体と建設業や造園業などが連携しながら森林施業や作業道開設等の取組を進めることは、事業量の確保や雇用創出につながることから、地域における林業と異業種が連携した取組を支援する。

#### ウ 林業後継者の育成

本計画区における林業経営体数は、平成27年（2015年）に1,274であったものが、令和2年（2020年）には940へと減少しており、このうち経営規模が5ha未満の経営体が28%を占めている。（2015年世界農林業センサス、2020年農林業センサス）

森林・林業を支える山間地域においては、少子高齢化や農林業以外への就業が急速に進んでおり、林業後継者の育成はもとより、林業の振興をはじめとした山村の定住環境の整備促進が緊急の課題となっている。

このような中、林業後継者等で構成される林業研究グループは、令和5年度（2023年度）現在で14グループ（会員245人、うち女性12人）であり、林業事業体と同様に地域における森林整備の重要な担い手であるが、その育成・確保が重要な課題となっている。

そのため、平成31年（2019年）4月に開校した「くまもと林業大学校」において、自伐林家の育成・確保を図るとともに、林業普及指導員及び関係者の連携により、グループ活動や林業後継者・自伐林家確保のためのソフト面の支援やリーダーの育成を行う。

また、経営意欲の減退している森林所有者に対し、施業実施の働きかけや、森林組合等への経営委託の働きかけ等の活動を支援する。

#### （4）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

##### ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和5年度（2023年度）末現在で県全体の19%に当たる109台（プロセッサ20台、ハーベスタ14台、スイングヤーダ2台、フォワーダ34台、その他39台）となっており、高性能林業機械による作業の効率化はまだ十分とは言えない。

木材生産性の向上及び労働負荷の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した作業システムの導入を推進する。

また、高性能林業機械を用いた作業システムの普及・定着を図るとともに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成等を推進する。

さらに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

##### イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働負荷の軽減を図るため、スイングヤーダやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、（1）の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的

な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

##### ア 木材産業に係る施設等の整備

ウッドショックの影響による木材の輸入に係るリスクの顕在化等を背景とした国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質の確かな製品の加工流通体制が重要となっている。

このことから、木材生産に必要な高性能林業機械やJAS製品の生産拡大を図るための施設整備、製材プレカット工場の生産・出荷管理の効率化、県産木材の新たな供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた支援を行う。

また、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るため、木質バイオマスの安定的・効率的な供給に取り組む。

さらに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱い全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を関係者一体となって推進する。

##### イ 特用林産物に係る施設等の整備

本計画区における主要な特用林産物としては、乾しいたけ、生しいたけ、たけのこ、栗及び竹炭があり、本県の生産量の大半を占めている。

これら特用林産物については、中核的な生産者の育成による生産技術の向上、施設の近代化のほか、共同化による生産施設等の効率的な利用を推進し、品質の安定・向上と生産コストの低減、収量の安定・増大を図り、収益性の向上に努める。また、消費者ニーズに合った特用林産物の生産及び加工の取組や物産館等を活用した共同販売体制の整備を促進するとともに、特にしいたけ、たけのこ等については、食の安全性の確保及びそのPRに努め、地産地消の取組や販路拡大等によるブランド化を図る。

#### (6) その他必要な事項

成熟した森林資源の活用を推進する一方、人口減少や少子高齢化、高い労働災害率といった課題に対処するため、造林から伐採の各段階において、森林資源のデジタル管理や、ICT等の先端技術を駆使し、生産性や安全性の向上を図る「スマート林業」を推進する。

また、森林整備の担い手である山村地域に住む人々の生活を豊かにするため、都市部及びその近郊地域と比較して整備が遅れている山村地域の道路の舗装及び改良、給排水施設、防災安全施設等の生活基盤の整備を促進する。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区  
保安林、保安施設地区内の森林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する災害の防止、水源涵養及び環境保全機能の維持増進を図るため、特に森林の適正な施業及び管理を実施する必要がある、林地開発許可制度の運用上からみて極力開発行為を避けるべき森林について定めるもので、その森林の所在及び面積は、表Ⅱ-11のとおりとする。

なお、森林の施業等に当たって林地の保全を図るため特に留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 制限林にあつては、指定施業要件によること。

イ 急斜面の森林については、現存する広葉樹の残置を図ること。

ウ 人工林の皆伐は、可能な限り小面積に止め、残存樹帯の設置等により土地の保全に努めること。

エ 森林の過度のうっ閉は、林地の保全上危険であるため、下層植生が良好に生育できるよう適正な間伐を実施すること。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法  
〔該当なし〕

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備及び確保という観点から、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林など、安全で潤いのある居住環境の保全・形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けることとするほか、次の事項に留意するものとする。

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づき、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準の遵守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林

の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性や令和5年（2023年）4月1日から太陽光発電施設の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、その面積が0.5haを超えるものについて開発許可の対象として追加されたことを踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

#### （４）その他必要な事項

〔該当なし〕

表Ⅱ-11 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の所在

単位 面積：h a

区 分	森 林 の 所 在 (林班)	面 積	備 考
総 数		38,793	
熊 本 市	1～19,25,26,41～44,47～50,52～54,57,58,61～63,71～73,75～79,82,85,90～93,96,100,104	629	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
熊本市計		629	
荒 尾 市	1～13,17	676	土砂流出防備保安林、防火保安林、保健保安林、その他
玉 名 市	1～22,26～29,101,102,206	1,856	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
玉 東 町	2～4,14	38	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
和 水 町	1,2,4～13,18～31,33,35,37～43,46,49～56,101～118,120～122	2,429	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
南 関 町	1～11,17,19,20,22～24,26,28～30,33,34,36～45	1,258	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、その他
長 洲 町		0	
玉名地域計		6,257	
山 鹿 市	1～18,20,21,23～27,31,33～73,76,78～95,97～121,124～135,147,148,152～154,157,158,161,163,167,168,171～182,184,186～196,201,202,211,214～216,218,219,221,222,224,226,228,229,231	6,395	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防風保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
鹿本地域計		6,395	
菊 池 市	1～8,10～13,16～30,37～40,45,46,49～52,54,55,59,60,62～83,86,87～92,101,103,111～118,125～127,129	6,971	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、保健保安林、その他
合 志 市		0	
大 津 町	4,7,9,10,14～18,20～29,32,38,40	1,326	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
菊 陽 町		0	
菊池地域計		8,297	
阿 蘇 市	1～3,5,6,8～22,24,25,27～35,38,40,45,46～53,55～83,86,97,99,100,107,108,110,113,114,121,123～125,127,130～132	6,273	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、防火保安林、保健保安林、その他
南小国町	2,3,11,13～15,18,28,33～35,40～48,50,51,53～55,57～65	856	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、その他
小 国 町	1～8,10～12,16～29,32～35,38～44,46,48,51～56,60～65	1,639	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、落石防止保安林、その他
産 山 村	1～6,8,10～17,19,21～23,25～30,32～34	640	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
高 森 町	1～3,5～9,12～17,19,20,22,24～29,32～40,42,45～47,49,51,52,54,55,57～59,61～63,65,66,69,71～76,78～83,87,88,95～99	2,128	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、その他
南阿蘇村	1～7,9～14,16～39,41～43,45～53,55～57	3,960	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、防火保安林、保健保安林、その他
西 原 村	7～11,13～15,19～26	1,719	水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林、その他
阿蘇地域計		17,215	

注1) 備考欄の「その他」は、山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林(保安林以外)である。

注2) 保安林の所在の詳細については、熊本県農林水産部森林局森林保全課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課に備え付けの保安林台帳により確認すること。(地域振興局は、所管区域のみ)

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、地域における自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて計画的な配備を推進する。また、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安施設地区については、水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するために必要な治山事業を行う場合に、必要に応じて指定を行うこととする。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、流域の特性に応じて、植栽、本数調整伐等の保安林の整備、溪間工、山腹工等の治山施設の整備を図る。

なお、その際、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムを設置や渓流域での危険木の伐採など、流域治水の取組と連携した施策も図ることとする。

併せて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、ICTや新技術の導入を推進する。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

〔該当なし〕

### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力及び参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製及び標識の設置等を適正に行う。

## 3 鳥獣害の防止に関する事項

### (市町村森林整備計画において定める事項の指針)

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

ニホンジカによる被害が生じている森林の区域及び被害の発生のおそれがある森林の区域について、「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカによる森林被害の状況等を把握できる森林生態系多様性基礎調査の調査結果のほか、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成

14年法律第88号)に基づき定められた第二種特定鳥獣管理計画等により、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を市町村森林整備計画において定めることとする。

#### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

ニホンジカによる森林被害を防止し、森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、地域の実情に応じて、防護柵、食害防止資材、剥皮被害防止資材の設置等による植栽木の保護措置又はわな、銃器による捕獲等を実施するなど、シカ被害防止対策を推進することとする。

この際、市町村は関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

(1)のイによる鳥獣害の防止の方法の実施状況については、必要に応じて現地調査又は森林所有者や地元猟友会等の関係団体から聞き取りを行う等により、市町村は実施状況及びその効果の把握を行うこととする。

### 4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

#### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

地域の関係者と連携して森林の巡視を適時適切に行い、病虫害等による被害の早期発見及び早期防除等に努めることとする。特に、松くい虫による被害については、的確な防除の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧、抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換を推進することとする。

#### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

ニホンジカ以外の鳥獣による顕著な森林被害は現時点では見られないが、被害が生じた場合は必要な防除対策を実施し、必要に応じて「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく捕獲等を検討することとする。

また、鳥獣害防止森林区域外においてニホンジカによる森林被害が生じた場合は、立木又は希少植物を含む下層植生の被害状況を踏まえ、必要な防除対策の実施並びに鳥獣保護管理施策に即した捕獲等の検討を行うこととする。

#### (3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項  
〔該当なし〕

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合において、保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養、国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、択伐施業、広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財等の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うものとする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めるものとする。

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することと

する。

なお、保健機能森林の設定及び整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

## 第6 計画量等

第2の1(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、計画期間中における計画量等を以下のとおり定めるものとする。

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積 (表Ⅱ-12)

単位：千m<sup>3</sup>

区分	総数			主伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹
総数	7,263	7,169	94	5,303	5,209	94	1,960	1,960
前半5カ年の計画量	3,557	3,517	40	2,565	2,525	40	992	992

### 2 間伐面積 (表Ⅱ-13)

単位：ha

区分	間伐面積
総数	19,609
前半5カ年の計画量	9,925

### 3 人工造林及び天然更新別の造林面積 (表Ⅱ-14)

単位：ha

区分	総数	人工造林	天然更新
総数	12,447	10,541	1,906
前半5カ年の計画量	6,015	5,089	926

### 4 林道の開設及び拡張に関する計画

表Ⅱ-15 基幹路網の現状

区分	路線数	既設延長(m)
基幹路網	280	581,230
うち林業専用	54	65,484

注) 本表の路線延長には、改築延長を含まない。

開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等については、表Ⅱ-16のとおり。

表Ⅱ-16 開設又は拡張すべき林道の箇所別数量等

計画期間 (R7. 4. 1~R17. 3. 31)

(単位: m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5 カ 年 の 計 画	路線 コード	備 考
					延長	箇所数				
開設	自動車道		南関町	福山二城山線	2,200	1		○	203A	
開設計					2,200	1				
南関町 計					2,200	1				
玉名地域 計					2,200	1				
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	八方ヶ岳線	34	3	635	○	50	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	八方ヶ岳西線	268	5	2,041	○	52	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	西岳不動岩線	20	1	1,187	○	53	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	高野線	200	1		○	131A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	西岳本手線	7	1	41	○	107A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	馬場野線	8	1	134	○	117A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	後山線	7	1	28	○	118A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	清水線	8	1	38	○	128A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	麻生線	4	1	22	○	106A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	長谷川線	7	1	53	○	136A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	浦矢谷線	10	1	55	○	142A	
拡張	自動車道 (改良)		山鹿市	グミノ線	5	1	42	○	140A	
拡張(改良) 計					578	18	4,276			
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	八方ヶ岳線	300	1	635		50	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	八方ヶ岳西線	300	1	2,041		52	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	西岳不動岩線	300	1	1,187		53	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	丸山線	589	1	10		101A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	竹山西岳線	3,290	1	183		202A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	開山線	933	1	8	○	102A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	竹の谷線	2,150	1	34		103A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	男岳線	1,041	1	29	○	104A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	麻生線	1,150	1	22	○	106A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	西岳本手線	1,520	1	41	○	107A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	平線	810	1	18	○	108A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	迫浦線	1,138	1	26	○	109A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	堂原線	2,005	1	15		204A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	上後川内線	450	1	26	○	111A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	長橋線	363	1	17	○	112A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	叶田線	2,392	1	175	○	113A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	向野線	259	1	13	○	114A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	小原線	1,010	1	52	○	115A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	後川内線	960	1	29	○	116A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	馬場野線	4,398	1	134	○	117A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	後山線	560	1	28	○	118A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	三楠線	1,003	1	12	○	119A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	柚木谷線	1,018	1	33	○	120A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	高城線	1,126	1	35		121A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	山の口線	1,700	1	57		122A	
拡張	自動車道 (舗装)		山鹿市	竹の山線	1,380	1	62		123A	

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	路線 コード	備 考
					延長	箇所数				
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	黒猪線	260	1	11	○	124A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	第二黒猪線	500	1	36	○	125A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	竹尾の向線	1,040	1	29	○	126A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	長尾線	1,459	1	29	○	127A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	清水線	1,292	1	38		128A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	広見線	1,040	1	3	○	129A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	西岳北向線	236	1	9	○	130A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	高野線	3,413	1	24	○	131A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	浦矢谷線	1,200	1	55		142A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	横尾線	500	1	52		138A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	グミノ線	1,440	1	42		140A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	桑弦線	280	1	34	○	133A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	酒造野陣内線	1,220	1	26		209A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	井の月線	440	1	66		210A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	迫線	634	1	41	○	134A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	小川内線	1,005	1	44	○	135A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	黒仁田線	1,356	1	37		139A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	長谷川線	1,200	1	53		136A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	車谷線	700	1	2	○	137A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	阿佐古線	264	1	14	○	141A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	上津野線	281	1	38	○	143A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	タカトリ線	928	1	36		144A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	岩原線	286	1	8	○	145A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	霜野線	270	1	26	○	146A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	中浦線	2,521	1	51	○	147A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	寺米野線	681	1	67	○	148A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	上岩原線	625	1	29	○	149A	
拡張	自動車道(舗装)		山鹿市	三楠竹の谷線	5,260	1	105	○	151B	
拡張(舗装)計					62,476	54	5,923			
山鹿市計					63,054	72	10,199			
鹿本地域計					63,054	72	10,199			
開設	自動車道		菊池市	伊牟田線	4,091		608			編入予定
開設計					4,091		608			
拡張	自動車道(改良)		菊池市	菊池人吉線	51	1	1,948	○	1	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	八方ヶ岳線	542	4	1,182	○	50	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	鞍岳線	143	4	148	○	55	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	竜門線	443	1	1,051	○	84	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	日生野1号線	18	1	31	○	101A	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	津江道線	27	1	50	○	111A	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	権現山線	20	1	18	○	113A	橋梁補修に伴う追加
拡張	自動車道(改良)		菊池市	伊牟田線	22	4	608			編入予定
拡張(改良)計					1,266	17	5,035			
拡張	自動車道(舗装)		菊池市	伊牟田線	3,492	1	608			編入予定
拡張(舗装)計					3,492	1	608			
菊池市計					8,850	18	6,251			

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	路線 コード	備 考
					延長	箇所数				
開設	自動車道		大津町	瀬田裏線	1,900		282	○	102A	既存作業道の編入(R7予定)
開設計					1,900		282			
拡張	自動車道(改良)		大津町	菊池人吉線	145	1	1,393	○	1	町道一部編入
拡張	自動車道(改良)		大津町	猪郷谷線	8	1	236		101A	
拡張	自動車道(改良)		大津町	瀬田裏線	26	2	282		102A	
拡張(改良)計					179	4	1,911			
拡張	自動車道(舗装)		大津町	菊池人吉線	3,367	1	1,393		1	
拡張	自動車道(舗装)		大津町	瀬田裏線	2,000	1	282		102A	既存作業道の編入(R7予定)
拡張(舗装)計					5,367	2	1,675			
			大津町 計		7,446	6	3,868			
菊池地域 計					16,296	24	10,119			
開設	自動車道		阿蘇市	大峠線	850	1			201B	
開設計					850	1				
拡張	自動車道(改良)		阿蘇市	阿蘇東部線	42	1	2,847	○	98	橋梁補修41.7m
拡張(改良)計					42	1	2,847			
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	大河原線	2,240	1			101A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	梶畑線	1,280	1			102A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	大人線	928	1		○	105A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	金打線	871	1			106A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	石原線	1,088	1		○	107A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	一里山線	709	1			113A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	鬼ヶ城線	1,740	1			115A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	堂免線	964	1		○	116A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	小池線	2,145	1			124B	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	山田線	2,794	1			125A	
拡張	自動車道(舗装)		阿蘇市	小倉A線	2,722	1			126A	
拡張(舗装)計					17,481	11				
			阿蘇市 計		18,373	13	2,847			
拡張	自動車道(改良)		南小国町	原口平線	500	1	55		102A	
拡張	自動車道(改良)		南小国町	北二又線	500	1	33		103A	
拡張	自動車道(改良)		南小国町	牛房草線	500	1	111		104A	
拡張	自動車道(改良)		南小国町	湯田線	1,000	1	35		111A	
拡張	自動車道(改良)		南小国町	倉刈線	500	1	54		113A	
拡張	自動車道(改良)		南小国町	小波瀬線	300	1	43		120A	
拡張	自動車道(改良)		南小国町	上ノ山線	500	1	33		122A	
拡張(改良)計					3,800	7	364			
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	河内線	200	1	325		105A	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	立岩線	300	1	86		106A	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	倉刈線	500	1	54		113A	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	上ウツオギ線	1,200	1	36	○	114A	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	野尾野線	300	1	39		115B	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	上ノ山線	1,423	1	33		122A	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	瀬戸ノ口線	2,000	1	128		124A	

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	路線 コード	備考
					延長	箇所数				
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	馬場上線	789	1	64	○	125A	
拡張	自動車道(舗装)		南小国町	持井手線	2,500	1	66		126A	
拡張(舗装)計					9,212	9	831			
南小国町 計					13,012	16	1,195			
拡張	自動車道(改良)		小国町	高津屋線	784	1	40		103A	
拡張	自動車道(改良)		小国町	薄野線	1,030	1	28	○	110B	
拡張	自動車道(改良)		小国町	扇山線	1,145	1	55	○	111A	
拡張	自動車道(改良)		小国町	下巢線	500	1	111		115A	
拡張	自動車道(改良)		小国町	手水野線	1,000	1	71		119A	
拡張	自動車道(改良)		小国町	赤谷線	500	1	30		121A	
拡張	自動車道(改良)		小国町	湯ノ平線	500	1	148	○	123A	
拡張	自動車道(改良)		小国町	松ノ本線	500	1	52		129B	
拡張	自動車道(改良)		小国町	永畑線	200	1	112		220A	
拡張(改良)計					6,159	9	647			
拡張	自動車道(舗装)		小国町	上滴水線	2,874	1	90		102A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	高津屋線	1,119	1	40		103A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	赤鹿線	1,132	1	92		104A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	寺尾野線	241	1	33		107A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	浅瀬線	819	1	35		108A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	千辺線	1,020	1	38		109A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	薄野線	1,359	1	28	○	110B	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	扇山線	1,125	1	55	○	111A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	北弓田線	1,183	1	82		112A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	田ノ尻線	753	1	79		113A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	池ノ内線	490	1	13		114A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	馬込線	620	1	60		116A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	三田河内線	674	1	27		118A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	秋原線	1,350	1	43		120A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	赤谷線	80	1	30		121A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	石井線	753	1	33		122A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	湯ノ平線	2,934	1	148	○	123A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	星ヶ太郎線	1,622	1	61		125A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	岩ノ上線	1,198	1	46	○	126A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	北里弓田線	2,514	1	138	○	127A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	宮ノ台線	1,237	1	42		128A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	松ノ本線	1,727	1	52		129B	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	蛭石線	763	1	46		130A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	馬場野線	766	1	38		132A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	弥太郎谷線	664	1	40		135A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	片草線	710	1	42	○	136A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	手水野東河内線	2,810	1	108		138A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	室原II線	1,559	1	56		140A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	後ヶ山線	1,672	1	37		141A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	湯田山線	500	1	100		211A	
拡張	自動車道(舗装)		小国町	坂本線	1,000	1	100		213A	

開設/ 拡張	種類	区分	市町村	路線名	延長及び箇所数		利用 区域 面積	前半 5カ年の 計画	路線 コード	備 考
					延長	箇所数				
拡張	自動車道（舗装）		小国町	山ノ口線	500	1	30		214A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	位河内線	3,403	1	105		219A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	永畑線	1,916	1	112		220A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	大石原線	1,200	1	50		221B	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	東河内線	500	1	30		222B	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	室原線	898	1	98		223A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	上戸谷線	1,069	1	32	○	145A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	二本木線	315	1	10		144A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	倉谷線	200	1	50		225A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	簿瀬線	500	1	100		226A	
拡張	自動車道（舗装）		小国町	高花線	811	1	36	○	146B	
拡張（舗装）計					48,580	42	2,485			
小国町 計					54,739	51	3,132			
拡張	自動車道（舗装）		産山村	中山鹿線	864	1	35		101A	
拡張（舗装）計					864	133	35			
産山村 計					864	133	35			
拡張	自動車道（改良）		高森町	鍋の平線	300	1	98	○	106A	
拡張（改良）計					300	1	98			
拡張	自動車道（舗装）		高森町	米の山線	1,340	1	77		102A	
拡張	自動車道（舗装）		高森町	小練原線	300	1	37		108A	
拡張	自動車道（舗装）		高森町	化粧田線	1,200	1	91		110A	
拡張	自動車道（舗装）		高森町	寺小野線	590	1	60		111A	
拡張	自動車道（舗装）		高森町	札幌線	400	1	39		112A	
拡張	自動車道（舗装）		高森町	山下線	200	1	32		113A	
拡張	自動車道（舗装）		高森町	下山・久保線	1,270	1	30	○	109A	
拡張（舗装）計					5,300	7	366			
高森町 計					5,600	8	464			
拡張	自動車道（舗装）		南阿蘇村	上久木野線	970	1	561		102A	
拡張	自動車道（舗装）		南阿蘇村	下久木野線	450	1	540		105A	
拡張（舗装）計					1,420	2	1,101			
南阿蘇村 計					1,420	2	1,101			
阿蘇地域 計					94,008	223	8,774			
総計					175,558	320	29,092			

注) 計画期間内に開設、拡張計画がある路線のみを掲載。

## 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積（表Ⅱ-17）

単位 面積：ha

保安林の種類	面積		備考
		前半5カ年の 計画面積	
総数（実面積）	28,820	27,604	
水源 <sup>かん</sup> 涵養のための保安林	22,207	21,798	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	6,328	5,521	土砂流出防備、土砂崩壊防備、 防風、落石防止、防火保安林等
保健、風致の保存等のための保安林	2,533	2,533	保健保安林等

- 注) 1 水源<sup>かん</sup>涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などの第2号から第7号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
- 2 2以上の目的を達成するために兼種指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は、必ずしも一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等  
(表Ⅱ-18)

指定解除の別	種類	森林の所在		面積		指定又は解除を必要とする理由		
		市	町 村	区域	ha		前半5ヵ年の計画面積	
指定	総数(実面積)				2,500	1,282		
	水源涵養のための保安林	熊本市				33	17	森林の持つ洪水調整機能と渇水緩和機能により、下流一帯の洪水の防止及び水資源の確保に資するため
		荒尾市				7	3	
		玉名市				18	10	
		玉東町				5	3	
		南関町				25	13	
		和水町				38	20	
		山鹿市				100	51	
		菊池市				93	48	
		合志市				4	2	
		大津町				31	16	
		菊陽町				2	1	
		阿蘇市				147	75	
		南小国町				66	34	
		小国町				75	39	
		産山村				31	16	
		高森町				93	48	
		南阿蘇村				50	26	
	西原村				29	15		
	計				847	437		
	災害防備のための保安林	熊本市				65	33	森林の持つ土砂流出防備機能等により、林地の保全及び下流一帯の保安維持に資するため
		荒尾市				13	7	
		玉名市				36	18	
		玉東町				10	5	
		南関町				49	25	
		和水町				74	38	
		山鹿市				194	99	
		菊池市				182	93	
		合志市				8	4	
		大津町				60	31	
		菊陽町				4	2	
		阿蘇市				283	146	
		南小国町				130	66	
小国町					147	75		
産山村					60	31		
高森町					182	93		
南阿蘇村				99	50			
西原村				57	29			
計				1,653	845			
解除	総数(実面積)				2	0		
	水源涵養のための保安林	阿蘇市			1	0	⑥	
		計			1	0		
	災害防備のための保安林	南阿蘇村			1	0	⑥	
		計			1	0		
保健、風致の保存等のための保安林	計			0	0			

注1 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数(実面積)は、必ずしも一致しない。

2 「解除を必要とする理由」欄は、次の区分による。

- ① 指定の理由の消滅(受益の対象の消滅)
- ② 指定の理由の消滅(自然現象等により保安林が破壊され、かつ、森林への復旧が著しく困難)
- ③ 指定の理由の消滅(保安林の機能に代替する施設等の設置)
- ④ 指定の理由の消滅(森林施業を制限しなくても受益対象を害するおそれがない)
- ⑤ 指定の理由の消滅(錯誤指定)
- ⑥ 公益上の理由

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積（表Ⅱ－19）

単位 面積：ha

種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植 栽 の 変更面積
水源涵養 <sup>かん</sup> のための 保安林			36	36	36
災害防備のための 保安林			778	778	778
保健、風致の保存 等のための保安林			67	67	67

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
〔該当なし〕

(3) 実施すべき治山事業の数量 (表Ⅱ-20)

表Ⅱ-20 治山事業の数量

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前半5ヵ年計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
総 数		483	375		
熊 本 市	植木町舟島	1	0	山腹工	
	植木町正清	1	0	山腹工	
	植木町内	1	1	山腹工	
	松尾町	2	2	山腹工	
	小 計	5	3		
熊本地域計		5	3		
荒 尾 市	府本	2	1	溪間工	
	平山	2	1	溪間工、森林整備	
	小 計	4	2		
玉 名 市	石貫	2	1	溪間工	
	玉名	2	1	溪間工、森林整備	
	山部田	2	1	山腹工	
	三ツ川	2	1	溪間工	
	築地	3	1	溪間工、森林整備	
	富尾	3	2	溪間工、森林整備	
	立願寺	3	1	溪間工、森林整備	
	山田	1	1	溪間工	
小 計	18	9			
玉 東 町	木葉	2	1	山腹工	
	小 計	2	1		
和 水 町	蜻浦	4	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	岩	2	1	山腹工、溪間工	
	荻原	2	1	森林整備	
	上十町	2	1	山腹工、森林整備	
	江栗	2	1	山腹工	
	大田黒	2	1	溪間工、山腹工	
	上和仁	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	日平	2	1	森林整備	
	西吉地	2	1	山腹工、森林整備	
	久井原	2	1	森林整備、溪間工	
	用木	2	1	森林整備	
	山十町	3	2	溪間工、森林整備	
	中和仁	2	2	溪間工、森林整備、山腹工	
	内田	1	1	溪間工	
津田	1	1	溪間工		
小 計	32	21			
南 関 町	豊永	2	1	森林整備	
	関外目	2	1	山腹工、溪間工	
	久重	5	5	森林整備、溪間工	
	四ツ原	3	3	山腹工、森林整備	

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前 半 5 ヲ 年 計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考	
市 町 村	区 域					
	関東	4	3	溪間工、山腹工、森林整備		
		関下	1	1	山腹工	
		小 計	17	14		
	玉名地域計	73	47			
山 鹿 市	小坂	2	2	山腹工、森林整備		
	津留	6	6	溪間工、山腹工		
	久原	2	2	山腹工、森林整備		
	鍋田	1	1	溪間工、山腹工		
	寺島	1	1	溪間工		
	鹿北町岩野	7	5	溪間工、山腹工、森林整備		
	鹿北町多久	12	10	溪間工、山腹工、森林整備		
	鹿北町芋生	8	8	溪間工、山腹工、森林整備		
	鹿北町椎持	16	16	溪間工、山腹工、森林整備		
	鹿北町四丁	7	6	溪間工、山腹工、森林整備		
	鹿北町宮原	1	1	溪間工		
	菊鹿町山内	6	4	溪間工、山腹工、森林整備		
	菊鹿町矢谷	7	5	溪間工、山腹工、森林整備		
	菊鹿町長	3	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	菊鹿町上内田	4	4	溪間工、山腹工、森林整備		
	菊鹿町下内田	4	3	溪間工、山腹工、森林整備		
	菊鹿町池永	2	2	溪間工、山腹工		
	菊鹿町相良	2	2	森林整備		
	菊鹿町阿佐古	3	3	溪間工、山腹工		
	菊鹿町五郎丸	1	1	山腹工		
	鹿央町合里	5	4	溪間工、山腹工		
	鹿央町岩原	2	2	溪間工		
	小 計	102	91			
鹿本地域計	102	91				
菊 池 市	班蛇口	15	15	溪間工、山腹工、森林整備		
	龍門	11	11	溪間工、山腹工、森林整備		
	原	3	3	溪間工		
	旭志麓	2	2	溪間工		
	木庭	1	1	山腹工		
	小木	4	4	溪間工、山腹工		
	重味	2	2	山腹工		
	木野	2	2	溪間工、山腹工		
	小 計	40	40			
	大 津 町	真木	2	2	森林整備	
		瀬田	1	1	山腹工	
		岩坂	2	2	溪間工	
		平川	2	2	溪間工	
小 計		7	7			
菊池地域計	47	47				

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前半5ヵ年計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市 町 村	区 域				
阿 蘇 市	一の宮町萩の草	3	2	山腹工、溪間工	
	一の宮町宮地	1	0	溪間工	
	一の宮町北坂梨	1	0	溪間工、森林整備	
	一の宮町坂梨	2	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	一の宮町三野	6	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	一の宮町手野	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	一の宮町中通	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	赤水	1	0	溪間工	
	小倉	1	0	溪間工	
	乙姫	1	0	溪間工	
	狩尾	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
	蔵原	1	0	溪間工	
	車帰	5	4	溪間工、山腹工	
	黒川	1	1	溪間工、山腹工、森林整備	
	黒川丁	1	0	溪間工	
	小池	1	0	山腹工	
	竹原	2	0	溪間工	
	西町	2	2	溪間工	
	永草	1	0	溪間工	
	西小園	2	2	溪間工、山腹工	
	西湯浦	2	2	溪間工、山腹工	
	的石	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	三久保	3	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	南宮原	1	1	溪間工、山腹工	
	山田	2	2	溪間工、山腹工	
	湯浦	1	1	溪間工、森林整備	
	波野大字小園	1	0	溪間工	
	波野大字小地野	1	0	溪間工、森林整備	
	波野大字新波野	1	0	溪間工	
	波野大字滝水	1	0	山腹工	
	波野大字中江	2	1	溪間工、山腹工	
	波野大字波野	1	0	溪間工	
	波野大字赤仁田	1	0	溪間工	
小 計	67	36			
南 小 国 町	赤馬場	5	4	溪間工、山腹工	
	中原	5	2	溪間工、山腹工、森林整備	
	満願寺	7	8	溪間工、山腹工	
	小 計	17	14		
小 国 町	上田	5	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	北里	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
	黒淵	13	12	溪間工、山腹工、森林整備	
	下城	28	28	溪間工、山腹工、森林整備	
	西里	5	5	溪間工、山腹工、森林整備	
	宮原	5	3	溪間工、山腹工	
	小 計	59	54		

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地 区 数	前半5ヵ年計 画 地 区 数	主 な 工 種	備 考	
市 町 村	区 域					
	産 山 村	産山	1	0	山腹工	
		大利	3	3	溪間工、山腹工	
		片俣	1	1	山腹工	
		田尻	10	10	溪間工、山腹工、森林整備	
		山鹿	6	4	溪間工、山腹工、森林整備	
		小 計	21	18		
	高 森 町	尾下	1	0	溪間工、森林整備	
		上色見	8	10	溪間工、山腹工、森林整備	
		河原	2	2	溪間工、山腹工	
		草部	2	1	山腹工	
		色見	3	2	溪間工、森林整備	
		下切	2	1	山腹工	
		菅山	1	1	山腹工	
		芹口	1	0	山腹工	
		高森	12	6	溪間工、山腹工	
		津留	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		中	1	0	溪間工	
		永野原	1	0	溪間工	
		野尻	1	1	溪間工、森林整備	
		矢津田	3	3	山腹工、森林整備	
		小 計	40	29		
	南 阿 蘇 村	一関	1	0	溪間工	
		河陰	7	6	溪間工、山腹工、森林整備	
		河陽	6	4	溪間工、山腹工	
		下野	1	0	溪間工	
		白川	1	0	溪間工	
		立野	7	7	溪間工、山腹工	
		中松	2	2	溪間工、山腹工、森林整備	
		長野	3	3	溪間工、山腹工、森林整備	
		久石	12	8	溪間工、山腹工、森林整備	
		吉田	1	0	溪間工	
		両併	2	0	溪間工	
		小 計	43	30		
西 原 村	河原	4	2	溪間工、山腹工		
	布田	1	1	山腹工		
	小森	1	1	溪間工、山腹工		
	鳥子	1	0	山腹工		
	宮山	2	2	溪間工、森林整備		
	小 計	9	6			
阿蘇地域計		256	187			

- 6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業方法及び時期  
〔該当なし〕

## 第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法  
〔表Ⅱ-21のとおり〕

表Ⅱ-21 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
水源かん養保安林	玉名市	3~5, 8, 9, 11	75	<p>1 伐採種 (1) 林況が粗悪な森林並びに伐採方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの)にあっては禁伐)とする。 (2) その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>2 伐期齢 主伐は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の立木について行う。ただし、樹種又は林相を改良するために必要と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>3 面積等 (1) 伐採年度ごとに皆伐による伐採ができる1箇所当たりの面積の限度は、省令で定めるところにより、その保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ、当該指定施業要件を定める者が指定する面積の範囲内とする。 (2) 伐採年度ごとに択伐による伐採ができる立木の材積は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に相当する数に省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 (3) 間伐について伐採年度ごとに伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠の疎密度が10分の8を下まわっても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算してからおおむね5年後において、樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実に認められる範囲内とする。</p>	<p>植栽によらなければ確な更新が困難と認められる伐採跡地については、以下により植栽すること。 (植栽方法) 満1年以上の苗木を、おおむね1ha当たり指定施業要件の植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(植栽の期間) 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(植栽の樹種) 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として、指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>
	玉東町	3	21		
	和水町	7, 23, 27, 122	41		
	南関町	7~9, 44	110		
	山鹿市	1~4, 13, 15~18, 20, 23, 25, 26, 33~44, 46~50, 52~65, 68~72, 79~84, 87~89, 97~113, 116~119, 127~131, 154, 172, 173, 175~178, 181, 182, 184, 186~189, 191, 194, 215, 216, 219, 222, 224	3, 534		
	菊池市	3~8, 11~13, 16~30, 39, 40, 51, 62~76, 79, 92, 113~117, 125~127	5, 232		
	大津町	7, 9, 10, 14~17, 20~29, 32, 38	1, 302		
	阿蘇市	1~3, 5, 6, 8~22, 24, 25, 27~31, 45, 46, 48~53, 55~57, 59~71, 73~75, 77~81, 110, 113, 114, 123~125, 127, 130~132	3, 993		
	南小国町	14, 33, 35, 40~42, 44, 45, 48, 53, 54, 57~63	571		
	小国町	4, 6~8, 16, 18~22, 24, 25, 27, 28, 43, 44, 52, 53, 63~65	704		
	産山村	1~4, 8, 10, 12, 14~17, 19, 23, 27, 28, 33	521		
	高森町	1~3, 5~7, 9, 10, 13~17, 24~29, 32~40, 45, 51, 52, 54, 57, 58, 62, 63, 65, 66, 73~76, 78, 80~83, 95~99	1, 448		
	南阿蘇村	2~7, 9, 10, 13, 14, 18~35, 37, 38, 45, 48, 50~53, 55~57	2, 842		
西原村	8, 9, 13~15, 19~21, 26	1, 600			
計		21, 994			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	熊本市	1, 2, 8, 10, 17, 25, 26, 41, 47, 52~54, 57, 58, 75~78, 85, 90, 100	192	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。 (3) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	荒尾市	1~7, 9, 10	306		
	玉名市	1~12, 19, 21, 22, 27, 28, 101, 102	321		
	玉東町	4	6		
	和水町	1, 2, 5~12, 18~20, 22~25, 27, 28, 33, 35, 37, 43, 46, 56, 101~103, 106, 107, 118~122	591		
	南関町	1, 2, 9, 22~24, 26, 28, 29, 33, 43	61		
	山鹿市	2~12, 16, 18, 20, 21, 23, 25, 26, 31, 32, 44, 45, 47~50, 53, 61, 63, 67~71, 73, 76, 78~80, 82~85, 90~93, 97, 110, 115~119, 121, 125, 128~131, 133, 147, 157, 158, 167, 168, 172, 174, 175, 179~181, 186, 211, 218, 219, 221, 222, 224, 226, 228, 229	820		
	菊池市	1, 6, 10, 13, 37, 38, 45~47, 49, 51, 54, 55, 59, 62, 63, 66, 68~70, 74~77, 79, 82, 83, 86~92, 101, 103, 111, 112, 115~118	256		
	大津町	4, 13, 25, 29, 39, 40, 42	68		
	阿蘇市	1, 5, 6, 8~22, 24, 28, 32~35, 38, 40, 47, 50, 52, 53, 55~58, 62~66, 68~71, 76~83, 86, 97, 99, 100, 107, 108, 110, 113, 114, 121, 127, 132	1,240		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
土砂流出防備保安林	南小国町	3, 11, 13, 15~18, 21, 24, 25, 28, 34, 35, 38, 41, 42, 45~47, 50, 51, 53~55, 57, 59, 60, 63~65	191		
	小国町	2~5, 8, 10~12, 17~24, 26~29, 33, 34, 38, 40~44, 52~54, 56, 60~62	550		
	産山村	1~6, 10~13, 19, 21, 22, 25~27, 29, 30, 32~34	123		
	高森町	1~3, 5~9, 12~17, 19, 20, 22, 24, 25, 27~29, 42, 46, 47, 49, 51, 55, 57~59, 61, 62, 65, 66, 69, 71, 72, 74, 78, 83, 87, 88	510		
	南阿蘇村	1, 3~7, 10, 12, 13, 16~21, 24~31, 33~39, 43, 45~49, 51~53, 55~57	445		
	西原村	3, 10~13, 16, 22~24, 26	53		
	計		5,733		
土砂崩壊防備保安林	熊本市	2, 3, 26, 82, 96, 104	13	1 伐採種 (1) 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。 (2) その他の森林にあつては、択伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	和水町	103~105, 113, 117, 120	9		
	南関町	4, 20	4		
	山鹿市	11, 24, 62, 116, 125, 228	30		
	菊池市	10, 40, 46, 49, 50, 59, 63, 77, 82, 90, 91, 129	31		
	大津町	18	1		
	阿蘇市	20	3		
	小国町	21, 22, 25, 29, 35, 38	52		
	産山村	22	1		
	高森町	13	33		
	南阿蘇村	23, 51	2		
計		179			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
防風保安林	山鹿市	173	1	1 伐採種 (1) 林帯の幅が狭小な森林(その幅がおおむね20m未満のもの)、その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐(その程度が特に著しいと認められるもの(林帯については、その幅がおおむね10m未満のもの)にあつては、禁伐)とする。 (2) その他の森林にあつては、伐採種を定めない。	水源かん養保安林に同じ。
	計		1	2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	
落石防止保安林	熊本市	2, 3, 9, 15, 44, 47, 48, 49	17	1 伐採種 (1) 緩傾斜地の森林、その他落石による被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐とする。 (2) その他の森林にあつては、禁伐とする。 2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。	水源かん養保安林に同じ。
	玉名市	20, 22	7		
	和水町	51	1		
	山鹿市	45	1		
	菊池市	10, 49, 76, 77	8		
	阿蘇市	1	7		
	南小国町	46	1		
	小国町	26, 28, 32	2		
	計		44		
防火保安林	荒尾市	9, 10	1	1 伐採種 禁伐とする。	
	計		1		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
保健保安林	熊本市	25, 26	132 兼種(125)	<p>1 伐採種</p> <p>(1) 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐とする。</p> <p>(2) 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(3) その他の森林にあつては、択伐とする。</p> <p>2 伐期齢及び面積等 水源かん養保安林に同じ。</p>	水源かん養保安林に同じ。
	荒尾市	1~3, 7, 10	101 兼種(101)		
	玉名市	2, 4, 6~8, 11, 27	205 兼種(172)		
	玉東町	3	21 兼種(21)		
	和水町	24, 122	14 兼種(146)		
	山鹿市	2, 3, 68~71, 79, 81, 109~113, 191~196, 215, 216, 219	539 兼種(263)		
	菊池市	113, 126, 127	270 兼種(262)		
	大津町	14, 25, 27	86 兼種(86)		
	阿蘇市	21, 22, 24, 25, 30, 31, 48, 49, 81	324 兼種(167)		
	産山村	15	9 兼種(9)		
	高森町	13, 26, 27, 75, 95~99	54 兼種(52)		
	南阿蘇村	6, 7, 10, 13, 18, 37, 48, 50, 51	693 兼種(226)		
西原村	8, 9, 13, 15	121 兼種(60)			
計		2,569 兼種(1,558)			
国立公園特別保護地区	阿蘇市	21, 22, 24, 25	188	<p>1 伐採種</p> <p>禁伐とする。ただし、次の場合に限り伐採を行うことができる。</p> <p>(1) 学術研究その他公益上必要とみとめられるもの。</p> <p>(2) 地域住民の日常生活の維持のため必要と認められるもの</p> <p>(3) 病虫害の防除、防災、風致の維持その他森林の管理として行われるもの</p> <p>(4) 測量のためにおこなわれるもの</p>	
	南阿蘇村	37	17		
	計		205		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
国立公園第Ⅰ種特別域	阿蘇市	24, 25, 28, 30~33	388	1 伐採種 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限 り次により単木択伐を行う ことができる。 (1)伐期齢は、標準伐期齢に見 合う年齢に10年以上加えて 決定する。 (2)択伐率は、現在蓄積の10% 以内とする。	
	南阿蘇村	6, 7, 10, 13, 18	568		
	計		956		
国立公園第Ⅱ種特別地域	菊池市	127	107	1 伐採種 (1)原則として択伐によるもの とする。択伐率は、用材林に おいては現在蓄積の30%以 内とし、薪炭林においては 60%以内とする。 (2)国立公園計画に基づく車 道、歩道、集団施設地区及び 単独施設の周辺(造林地、要 改良林分、薪炭林を除く。)は、 原則として単木択伐による ものとする。 (3)風致の維持に支障のない限 り、皆伐によることができ る。その場合の伐区は、次の とおりとする。 ①1伐区の面積は、2ha以内と する。 ②伐区は、更新後5年以上経 過しなければ連続して設定 することはできない。この場 合においても、伐区は努めて 分散させなければならない。 2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢 以上とする。	
	阿蘇市	2, 3, 6~8, 10~13, 21, 22, 24, 25, 27, 28, 30~ 35, 37~40, 47, 48, 62~ 70, 75~ 79, 81	2, 240		
	南小国町	16, 18, 26	188		
	産山村	11~13	182		
	高森町	5, 12~15, 26~28, 95~ 99	413		
	南阿蘇村	1, 3~7, 9, 10, 31, 32, 37 , 42, 45, 48~53, 55, 56	1, 253		
計		4, 383			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法		
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他	
国立公園第Ⅲ種特別地域	菊池市	127	65	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限をうけない。		
	大津町	38	35			
	阿蘇市	1, 2, 8~10, 13~22, 24, 25, 27~30, 33~41, 43~53, 55~59, 61~74, 76~82, 86	4, 311			
	南小国町	14, 16, 18, 19, 61	304			
	小国町	62, 64, 65	44			
	産山村	12, 13, 15	82			
	高森町	1~3, 5~17, 63	1, 277			
	南阿蘇村	12, 13, 16~29, 31~35, 37, 38, 43, 45, 48~50, 55~57	2, 023			
	計		8, 141			
国立公園第Ⅱ種特別地域	小国町	21, 22, 24, 57, 60~63	746	国立公園第Ⅱ種特別地域に同じ。 (ただし、1の(2)の「国立公園計画」とあるのは、「国立公園計画」と読み替える。)	伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認められる場合、知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。	
		計	746			
県立自然公園第Ⅰ種特別地域	荒尾市	2, 3, 7, 10	66	1 伐採種 択伐によるものとする。 択伐率は、現在蓄積の30%以下とする。		
	玉名市	2, 4, 6~8, 11, 26, 27	217			2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。
		計	283			

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
県立自然公園第Ⅱ種特別地域	熊本市	25, 26, 52, 53	221	<p>1 伐採種等 択伐又は皆伐とする。 (1) 択伐の場合、択伐率は、現在蓄積の60%以下とする。 (2) 皆伐の場合、1伐区の面積は、5ha以下とし、伐区は、更新して5年を経過していない皆伐法による伐区に隣接してはならない。</p> <p>2 伐期齢 標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p>	
	荒尾市	1～14	339		
	玉名市	1～9, 11, 26, 27, 101, 102	541		
	南関町	1～3, 5, 6	206		
	計		1, 307		
県立自然公園第Ⅲ種特別地域	熊本市	1, 4～6, 10, 16～20, 26, 27, 43, 47, 48, 52～54, 56, 81	497	<p>全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けない。</p>	
	荒尾市	1～13	240		
	玉名市	1～3, 4, 6～8, 11, 26, 28, 101, 102	279		
	南関町	1～6	92		
	計		1, 108		
鳥獣保護区特別保護地区	菊池市	127	83	<p>伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐(その程度が特に著しいと認められるものについては禁伐)とし、その他の森林にあつては、伐採種は定めない。</p> <p>本計画の初年度以降5年間に皆伐できる面積の限度は、特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p> <p>保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とする。</p>	
	計		83		

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	
	市町村	区域(林班)		伐採方法	その他
都市計画法による風致地区	熊本市	10~20, 23, 25~27	695	皆伐については、伐採後の成林が確実であると認められるものであり、かつ、伐採区域の面積が1haを超えないこと。	立木竹の伐採 その他都市の風致の維持に支障を及ぼすおそれのある行為は、あらかじめ熊本市長の許可を受けなければならない。
	計		695		



## (附) 參考資料



# 1 森林計画区の概要

## (1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位：h a、%

区 分	区域面積①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100	
		総数②	国有林	民有林		
白 川 ・ 菊 池 川 計 画 区	熊 本 市	39,032	5,988	1,642	4,346	15
	熊本市計	39,032	5,988	1,642	4,346	15
	荒 尾 市	5,737	879	-	879	15
	玉 名 市	15,260	2,606	92	2,514	17
	玉 東 町	2,433	736	70	666	30
	和 水 町	9,878	5,099	-	5,099	52
	南 関 町	6,892	3,300	-	3,300	48
	長 洲 町	1,944	31	-	31	2
	玉名地域計	42,144	12,651	162	12,489	30
	山 鹿 市	29,969	15,429	1,990	13,440	51
	山鹿市計	29,969	15,429	1,990	13,440	51
	菊 池 市	27,685	14,963	2,567	12,396	54
	合 志 市	5,319	473	26	447	9
	大 津 町	9,910	4,311	307	4,004	44
	菊 陽 町	3,746	278	-	278	7
	菊池地域計	46,660	20,026	2,900	17,126	43
	阿 蘇 市	37,630	21,106	1,440	19,667	56
	南 小 国 町	11,590	9,287	296	8,992	80
	小 国 町	13,694	10,566	394	10,172	77
	産 山 町	6,081	4,137	-	4,137	68
高 森 町	17,506	13,391	812	12,579	76	
南 阿 蘇 村	13,732	7,390	610	6,780	54	
西 原 村	7,722	4,649	625	4,024	60	
阿蘇地域計	107,955	70,527	4,177	66,351	65	
総 数	265,760	124,621	10,870	113,751	47	
緑 川 計 画 区	119,087	68,698	14,017	54,681	58	
球 磨 川 計 画 区	268,258	208,075	37,522	170,553	78	
天 草 計 画 区	87,834	58,007	1,156	56,851	66	
県 計	740,939	459,401	63,565	395,836	62	

資料： 区域面積は、熊本県統計年鑑(令和6年7月改訂)  
 国有林面積は、熊本県林業統計要覧(令和6年度版)  
 民有林面積は、民有林資源調査書(R7.4.1現在)

注) 数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

## (2) 地 況

(ア) 気候、(イ) 地勢、(ウ) 地質、土壌等

前述のとおり

(3) 土地利用の現況

下段:面積(単位:ha)、上段:構成比(単位:%)

区 分	総 数	森 林	農 用 地		そ の 他			
			うち田	うち畑	うち宅地			
白 川	熊 本 市	(100.0) 39,032	(15.3) 5,988	(32.4) 12,641	(20.0) 7,807	(12.4) 4,834	(52.3) 20,403	(20.8) 8,113
	熊本市計	(100.0) 39,032	(15.3) 5,988	(32.4) 12,641	(20.0) 7,807	(12.4) 4,834	(52.3) 20,403	(20.8) 8,113
	荒 尾 市	(100.0) 5,737	(15.3) 879	(30.3) 1,739	(12.4) 710	(17.9) 1,029	(54.4) 3,119	(17.4) 998
	玉 名 市	(100.0) 15,260	(17.1) 2,606	(46.5) 7,101	(28.3) 4,312	(18.3) 2,789	(36.4) 5,553	(10.2) 1,550
	玉 東 町	(100.0) 2,433	(30.2) 736	(39.3) 955	(7.5) 182	(31.8) 773	(30.5) 742	(5.8) 142
	和 水 町	(100.0) 9,878	(51.6) 5,099	(20.2) 2,000	(9.0) 891	(11.2) 1,109	(28.1) 2,779	(3.9) 389
	南 関 町	(100.0) 6,892	(47.9) 3,300	(28.4) 1,957	(13.7) 947	(14.7) 1,010	(23.7) 1,635	(6.1) 419
	長 洲 町	(100.0) 1,944	(1.6) 31	(40.4) 785	(29.9) 581	(10.5) 204	(58.0) 1,128	(29.5) 573
	玉名地域計	(100.0) 42,144	(30.0) 12,651	(34.5) 14,537	(18.1) 7,623	(16.4) 6,914	(35.5) 14,957	(9.7) 4,071
菊 池	山 鹿 市	(100.0) 29,969	(51.5) 15,429	(26.1) 7,835	(14.1) 4,220	(12.1) 3,615	(22.4) 6,705	(4.9) 1,479
	山鹿市計	(100.0) 29,969	(51.5) 15,429	(26.1) 7,835	(14.1) 4,220	(12.1) 3,615	(22.4) 6,705	(4.9) 1,479
池 川	菊 池 市	(100.0) 27,685	(54.0) 14,963	(24.8) 6,861	(12.6) 3,493	(12.2) 3,368	(21.2) 5,861	(6.3) 1,750
	合 志 市	(100.0) 5,319	(8.9) 473	(40.1) 2,135	(13.7) 728	(26.5) 1,407	(51.0) 2,711	(19.5) 1,038
	大 津 町	(100.0) 9,910	(43.5) 4,311	(25.6) 2,534	(9.3) 917	(16.3) 1,617	(30.9) 3,065	(9.2) 916
	菊 陽 町	(100.0) 3,746	(7.4) 278	(40.7) 1,524	(20.3) 760	(20.4) 764	(51.9) 1,944	(18.0) 674
	菊池地域計	(100.0) 46,660	(42.9) 20,026	(28.0) 13,054	(12.6) 5,898	(15.3) 7,156	(29.1) 13,580	(9.4) 4,378
計 画 区	阿 蘇 市	(100.0) 37,630	(56.1) 21,106	(16.0) 6,028	(11.7) 4,389	(4.4) 1,639	(27.9) 10,496	(2.9) 1,077
	南小国町	(100.0) 11,590	(80.1) 9,287	(4.8) 551	(3.8) 446	(0.9) 105	(15.1) 1,752	(1.0) 115
	小 国 町	(100.0) 13,694	(77.2) 10,566	(7.2) 982	(4.6) 633	(2.5) 349	(15.7) 2,146	(1.2) 158
	産 山 町	(100.0) 6,081	(68.0) 4,137	(9.5) 579	(6.6) 400	(2.9) 179	(22.4) 1,365	(0.7) 43
	高 森 町	(100.0) 17,506	(76.5) 13,391	(10.3) 1,809	(2.0) 355	(8.3) 1,454	(13.2) 2,306	(1.4) 240
	南阿蘇村	(100.0) 13,732	(53.8) 7,390	(20.3) 2,785	(15.2) 2,093	(5.0) 692	(25.9) 3,557	(3.6) 489
	西 原 村	(100.0) 7,722	(60.2) 4,649	(13.3) 1,030	(4.5) 348	(8.8) 682	(26.5) 2,043	(3.1) 239
	阿蘇地域計	(100.0) 107,955	(65.3) 70,527	(12.7) 13,764	(8.0) 8,664	(4.7) 5,100	(21.9) 23,664	(2.2) 2,361
	総 計	(100.0) 265,760	(46.9) 124,621	(23.3) 61,831	(12.9) 34,212	(10.4) 27,619	(29.8) 79,308	(7.7) 20,402
緑 川 計 画 区	(100.0) 119,087	(57.7) 68,698	(19.6) 23,379	(10.1) 12,006	(9.6) 11,373	(22.7) 27,010	(3.9) 4,595	
球 磨 川 計 画 区	(100.0) 268,258	(77.6) 208,075	(9.8) 26,170	(6.5) 17,509	(3.2) 8,661	(12.7) 34,013	(2.4) 6,509	
天 草 計 画 区	(100.0) 87,834	(66.0) 58,007	(15.9) 13,973	(5.9) 5,139	(10.1) 8,834	(18.0) 15,854	(2.9) 2,520	
県 計	(100.0) 740,939	(62.0) 459,401	(16.9) 125,353	(9.3) 68,866	(7.6) 56,487	(21.1) 156,185	(4.6) 34,026	

資料: 総数、農用地、その他のうち宅地面積は、熊本県統計年鑑(令和6年7月改訂)、森林面積は資料1の(1)と同じ、その他は総数から森林及び農用地を減じた数値である。

注) 地域別計と関係市町村の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

下段：生産額（単位：百万円）、上段：構成比（単位：%）

区 分	第 1 次 産 業				第 2 次産業 ②	第 3 次産業 ③	計 ④=①+②+③	関税、消 費税（控 除）等 ⑤	市町村内総 生産 ④+⑤	
	農 業	林 業	水産業	小計 ①						
白 川	熊 本 市	(0.7) 19,128	(0.0) 126	(0.2) 4,767	(0.9) 24,021	(11.9) 309,008	(86.2) 2,245,117	(98.9) 2,578,146	(1.1) 27,725	(100.0) 2,605,872
	熊本市計	(0.7) 19,128	(0.0) 126	(0.2) 4,767	(0.9) 24,021	(11.9) 309,008	(86.2) 2,245,117	(98.9) 2,578,146	(1.1) 27,725	(100.0) 2,605,872
	荒 尾 市	(0.9) 997	(0.0) 24	(0.2) 273	(1.2) 1,294	(22.1) 24,403	(75.7) 83,641	(98.9) 109,339	(1.1) 1,176	(100.0) 110,515
	玉 名 市	(6.4) 10,619	(0.1) 91	(0.8) 1,364	(7.3) 12,074	(18.0) 29,928	(73.7) 122,497	(98.9) 164,499	(1.1) 1,769	(100.0) 166,268
	玉 東 町	(9.8) 1,041	(0.2) 19	(0.0) -	(10.0) 1,060	(25.4) 2,689	(63.5) 6,721	(98.9) 10,470	(1.1) 113	(100.0) 10,582
	和 水 町	(7.2) 2,923	(0.7) 271	(0.0) 0	(7.9) 3,194	(55.0) 22,180	(36.0) 14,544	(98.9) 39,918	(1.1) 429	(100.0) 40,348
	南 関 町	(1.1) 846	(0.1) 107	(0.0) 0	(1.2) 953	(80.5) 64,174	(17.3) 13,761	(98.9) 78,888	(1.1) 848	(100.0) 79,736
	長 洲 町	(0.4) 286	(0.0) 1	(0.3) 239	(0.7) 525	(65.6) 50,719	(32.6) 25,237	(98.9) 76,481	(1.1) 822	(100.0) 77,303
玉名地域計	(3.4) 16,711	(0.1) 513	(0.4) 1,876	(3.9) 19,100	(40.0) 194,093	(55.0) 266,401	(98.9) 479,594	(1.1) 5,158	(100.0) 484,752	
菊	山 鹿 市	(5.7) 8,199	(0.6) 814	(0.0) 0	(6.3) 9,014	(29.7) 42,695	(63.0) 90,655	(98.9) 142,364	(1.1) 1,531	(100.0) 143,895
	山鹿市計	(5.7) 8,199	(0.6) 814	(0.0) 0	(6.3) 9,014	(29.7) 42,695	(63.0) 90,655	(98.9) 142,363	(1.1) 1,531	(100.0) 143,895
池 川	菊 池 市	(7.6) 16,655	(0.2) 420	(0.0) 1	(7.8) 17,075	(47.0) 103,026	(44.1) 96,648	(98.9) 216,750	(1.1) 2,331	(100.0) 219,081
	合 志 市	(1.1) 3,915	(0.0) 14	(0.0) -	(1.1) 3,929	(68.8) 252,534	(29.1) 106,677	(98.9) 363,140	(1.1) 3,905	(100.0) 367,046
	大 津 町	(2.1) 3,484	(0.1) 121	(0.0) -	(2.2) 3,605	(47.4) 78,543	(49.4) 81,882	(98.9) 164,030	(1.1) 1,764	(100.0) 165,794
	菊 陽 町	(0.6) 1,456	(0.0) 8	(0.0) -	(0.6) 1,464	(63.3) 162,269	(35.0) 89,756	(98.9) 253,489	(1.1) 2,726	(100.0) 256,215
	菊池地域計	(2.5) 25,510	(0.1) 563	(0.0) 1	(2.6) 26,073	(59.2) 596,373	(37.2) 374,963	(98.9) 997,410	(1.1) 10,726	(100.0) 1,008,136
計 画 区	阿 蘇 市	(4.9) 6,402	(0.4) 527	(0.0) 0	(5.3) 6,929	(51.2) 66,978	(42.5) 55,560	(98.9) 129,466	(1.1) 1,392	(100.0) 130,858
	南 小 国 町	(6.3) 626	(2.4) 242	(0.0) -	(8.8) 869	(18.9) 1,867	(71.3) 7,054	(98.9) 9,790	(1.1) 105	(100.0) 9,895
	小 国 町	(4.7) 911	(1.5) 287	(0.0) -	(6.2) 1,197	(23.0) 4,421	(69.7) 13,411	(98.9) 19,029	(1.1) 205	(100.0) 19,234
	産 山 村	(19.9) 826	(2.7) 113	(0.0) -	(22.7) 939	(22.7) 939	(53.6) 2,221	(98.9) 4,100	(1.1) 44	(100.0) 4,144
	高 森 町	(11.1) 2,082	(1.8) 336	(0.0) 0	(12.9) 2,419	(25.4) 4,738	(60.6) 11,332	(98.9) 18,488	(1.1) 199	(100.0) 18,687
	南 阿 蘇 村	(4.2) 1,875	(0.4) 181	(0.0) -	(4.6) 2,055	(50.6) 22,655	(43.7) 19,567	(98.9) 44,278	(1.1) 476	(100.0) 44,754
	西 原 村	(3.3) 1,453	(0.3) 114	(0.0) -	(3.5) 1,567	(65.4) 29,020	(30.0) 13,342	(98.9) 43,928	(1.1) 472	(100.0) 44,401
	阿蘇地域計	(5.2) 14,174	(0.7) 1,801	(0.0) 0	(5.9) 15,975	(48.0) 130,618	(45.0) 122,487	(98.9) 269,080	(1.1) 2,894	(100.0) 271,973
	総 計	(1.9) 83,722	(0.1) 3,817	(0.1) 6,644	(2.1) 94,183	(28.2) 1,272,787	(68.7) 3,099,623	(98.9) 4,466,593	(1.1) 48,033	(100.0) 4,514,628
緑 川 計 画 区	(3.3) 21,746	(0.2) 1,565	(0.2) 1,649	(3.7) 24,960	(36.4) 242,943	(58.8) 392,578	(98.9) 660,481	(1.1) 7,103	(100.0) 667,584	
球 磨 川 計 画 区	(3.4) 30,955	(0.5) 4,779	(0.1) 766	(4.1) 36,500	(31.8) 286,464	(63.1) 567,794	(98.9) 890,758	(1.1) 9,579	(100.0) 900,337	
天 草 計 画 区	(1.8) 5,896	(0.5) 1,519	(2.4) 8,104	(4.6) 15,519	(11.4) 38,040	(82.9) 277,672	(98.9) 331,231	(1.1) 3,562	(100.0) 334,793	
県 計	(2.2) 142,320	(0.2) 11,680	(0.3) 17,163	(2.7) 171,163	(28.7) 1,840,235	(67.6) 4,337,669	(98.9) 6,349,067	(1.1) 68,277	(100.0) 6,417,343	

資料：令和3年度市町村経済計算報告書（熊本県統計協会）

注）計又は総計と各内訳の数値合計は、四捨五入の関係上必ずしも一致しない。

一部市町村の「水産業（※）」計数は秘匿情報であり、「林業」に合算して計上しており、本表の計数とは一致しない。

## (5) 産業別就業者数

単位:人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
		計	農業	林業	水産業			
熊本市	342,333	10,994	10,158	252	584	55,443	264,029	11,867
	338,821	12,472	11,473	262	737	53,403	257,637	15,309
熊本市計	342,333	10,994	10,158	252	584	55,443	264,029	11,867
	338,821	12,472	11,473	262	737	53,403	257,637	15,309
荒尾市	21,857	851	795	1	55	5,985	14,744	277
	22,476	958	893	2	63	6,137	15,137	244
玉名市	31,132	5,230	5,041	8	181	7,746	18,021	135
	31,192	5,170	4,973	7	190	7,861	17,819	342
玉東町	2,579	554	551	2	1	605	1,410	10
	2,679	620	617	1	2	627	1,430	2
和水町	4,603	875	862	12	1	1,210	2,509	9
	4,870	965	955	10	-	1,317	2,567	21
南関町	4,486	642	626	14	2	1,490	2,299	55
	4,678	720	708	10	2	1,538	2,409	11
長洲町	7,346	391	348	2	41	2,873	4,052	30
	7,253	393	335	0	58	2,787	4,007	66
玉名地域計	72,003	8,543	8,223	39	281	19,909	43,035	516
	73,148	8,826	8,481	30	315	20,267	43,369	686
山鹿市	24,382	3,761	3,693	56	12	6,324	14,084	213
	25,596	4,219	4,157	50	12	6,655	14,621	101
山鹿市計	24,382	3,761	3,693	56	12	6,324	14,084	213
	25,596	4,219	4,157	50	12	6,655	14,621	101
菊池市	23,032	3,701	3,588	112	1	6,487	12,656	188
	23,813	4,165	4,042	123	-	6,222	13,126	300
合志市	28,160	1,213	1,184	28	1	7,488	18,934	525
	26,416	1,383	1,354	26	3	6,950	17,798	285
大津町	17,655	1,232	1,194	37	1	6,232	9,920	271
	16,265	1,241	1,207	34	-	5,402	9,382	240
菊陽町	20,910	875	849	24	2	6,452	13,167	416
	19,246	932	916	15	1	5,765	12,013	536
菊池地域計	89,757	7,021	6,815	201	5	26,659	54,677	1,400
	85,740	7,721	7,519	198	4	24,339	52,319	1,361
阿蘇市	12,715	2,368	2,235	133	-	2,842	7,373	132
	13,516	2,402	2,274	127	1	2,987	8,080	47
南小国町	2,182	413	377	36	-	289	1,473	7
	2,310	509	455	54	-	327	1,469	5
小国町	3,527	564	492	72	-	590	2,361	12
	3,928	715	613	102	-	614	2,589	10
産山村	809	336	330	6	-	112	361	0
	822	319	303	16	-	114	389	0
高森町	2,944	631	581	40	10	591	1,711	11
	3,157	782	709	61	12	571	1,797	7
南阿蘇村	5,019	1,056	1,028	24	4	1,075	2,872	16
	5,399	1,232	1,194	26	12	916	3,244	7
西原村	3,518	563	550	9	4	990	1,954	11
	3,679	583	574	8	1	953	2,134	9
阿蘇地域計	30,714	5,931	5,593	320	18	6,489	18,105	189
	32,811	6,542	6,122	394	26	6,482	19,702	85
総数	559,189	36,250	34,482	868	900	114,824	393,930	14,185
	556,116	39,780	37,752	934	1,094	111,146	387,648	17,542
緑川計画区	88,245	11,672	11,100	244	328	19,775	55,601	1,197
	92,953	13,490	12,720	281	489	20,620	58,438	405
球磨川計画区	121,887	17,729	16,259	1,139	331	26,214	76,909	1,035
	130,008	19,526	17,897	1,186	443	28,344	80,805	1,333
天草計画区	49,539	6,117	3,734	147	2,236	8,753	34,411	258
	53,167	7,205	4,359	202	2,644	9,468	36,352	142
県計	818,860	71,768	65,575	2,398	3,795	169,566	560,851	16,675
	832,244	80,001	72,728	2,603	4,670	169,578	563,243	19,422

資料:令和2年国勢調査(上段の数字)、平成27年国勢調査(下段の数字)

## 2 森林の現況

### (1) 齢級別林種樹種別森林資源構成表

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

林種	人工林													
	スギ		ヒノキ		マツ		クヌギ		その他針葉樹		その他広葉樹		計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1	496.89		92.76				82.51		0.66		40.39		713.21	
2	854.80		185.53		0.02		84.08	4,632	1.60		97.25	2,247	1,223.28	6,879
3	513.93	23,962	243.91	9,287			69.39	6,647	0.46	15	153.31	7,459	981.00	47,370
4	456.91	45,914	475.96	36,052	0.30	27	47.26	5,627	6.60	584	225.96	18,542	1,212.99	106,746
5	241.91	40,529	512.22	62,523	0.19	17	54.46	6,630	0.11	14	179.31	17,588	988.20	127,301
6	184.15	40,428	440.36	82,550	0.14	20	66.05	8,906	0.28	39	80.53	8,971	771.51	140,914
7	184.65	55,418	702.84	182,793	0.62	56	135.98	21,260	1.21	217	133.24	18,841	1,158.54	278,585
8	307.70	115,306	604.16	191,326	0.40	87	269.51	48,304			21.79	2,932	1,203.56	357,955
9	693.45	312,087	626.01	242,565	1.84	281	272.63	45,633			6.53	1,013	1,600.46	601,579
10	2,597.31	1,297,399	1,196.94	496,293	2.55	657	325.51	56,693			0.43	54	4,122.74	1,851,096
11	4,400.18	2,341,701	2,039.14	903,822	15.75	4,134	339.65	56,341	1.75	334	4.16	650	6,800.63	3,306,982
12	8,009.42	4,459,671	2,057.01	939,291	51.86	12,622	252.12	38,937	0.18	32	5.71	834	10,376.30	5,451,387
13	10,280.14	5,882,111	2,437.56	1,147,205	178.21	48,968	87.26	13,525	0.10	18	9.90	1,565	12,993.17	7,093,392
14	9,460.88	5,700,305	1,542.21	743,096	135.22	36,189	36.79	5,625	0.05	7	6.05	812	11,181.20	6,486,034
15	5,082.51	3,198,595	489.56	236,120	44.97	11,982	15.61	2,215			4.04	553	5,636.69	3,449,465
16	2,029.73	1,307,352	309.87	153,122	20.63	5,516	5.05	878	0.92	192	1.22	160	2,367.42	1,467,220
17	1,163.82	803,552	216.35	107,753	15.43	4,505					0.60	97	1,396.20	915,907
18	804.79	589,396	193.18	97,610	15.15	4,043	0.25	50			6.31	901	1,019.68	692,000
19	637.17	482,457	298.48	153,114	3.88	1,054							939.53	636,625
20上	1,038.86	777,123	321.04	172,942	5.65	1,897	0.05	8			5.61	902	1,371.21	952,872
合計	49,439.20	27,473,306	14,985.09	5,957,464	492.81	132,055	2,144.16	321,911	13.92	1,452	982.34	84,121	68,057.52	33,970,309

林種	天然林												人天合計	
	マツ		クヌギ		広葉樹等		その他針葉樹		その他広葉樹		計		合計	
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
1			20.77		7.01				0.18		27.96		741.17	
2			145.47	6,877	5.80	172			3.95	61	155.22	7,110	1,378.50	13,989
3			199.48	15,800	28.12	1,655			6.51	357	234.11	17,812	1,215.11	65,182
4			97.08	8,996	65.30	5,633			0.52	48	162.90	14,677	1,375.89	121,423
5			71.00	7,970	82.01	9,110			0.06	7	153.07	17,087	1,141.27	144,388
6			44.78	5,445	80.41	8,892					125.19	14,337	896.70	155,251
7			47.74	7,209	5.17	636			0.82		53.73	7,845	1,212.27	286,430
8			135.88	22,453	28.64	3,989			1.50	199	166.02	26,641	1,369.58	384,596
9			95.30	15,638	36.14	5,810					131.44	21,448	1,731.90	623,027
10	1.25	328	309.07	48,825	158.60	25,353			0.04		468.96	74,506	4,591.70	1,925,602
11	15.05	4,065	1,305.60	191,995	518.18	87,070			10.59	1,662	1,849.42	284,792	8,650.05	3,591,774
12	26.33	7,315	1,720.91	262,608	1,191.14	203,076			1.81	290	2,940.19	473,289	13,316.49	5,924,676
13	65.82	17,905	1,481.73	245,287	2,802.86	475,207			1.78	264	4,352.19	738,663	17,345.36	7,832,055
14	64.64	16,640	560.97	92,561	4,948.20	800,703			2.20	393	5,576.01	910,297	16,757.21	7,396,331
15	21.68	5,879	227.17	38,627	4,421.80	727,341			6.68	1,548	4,677.33	773,395	10,314.02	4,222,860
16	18.75	5,177	70.30	11,709	2,554.70	416,960			0.66	57	2,644.41	433,903	5,011.83	1,901,123
17	7.80	2,112	17.41	2,953	1,238.22	223,129			0.25	62	1,263.68	228,256	2,659.88	1,144,163
18	10.08	2,582	7.96	1,957	758.38	152,455					776.42	156,994	1,796.10	848,994
19	5.54	1,522	2.04	460	312.05	67,188					319.63	69,170	1,259.16	705,795
20上	21.84	5,072	0.67	120	300.59	54,625			3.72	559	326.82	60,376	1,698.03	1,013,248
合計	258.78	68,597	6,561.33	987,490	19,543.32	3,269,004			41.27	5,507	26,404.70	4,330,598	94,462.22	38,300,907

伐採跡地		未立木地		更新困難地		竹林		特殊林		その他計		総合計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積(束)	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
417.68		13,490.56		1,292.46		4,084.46	4,247,019	3.44		19,288.60		113,750.82	38,300,907

(2) 普制別樹種別齡級別森林資源構成表

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普制別	伐採種別	人天別	針広別	樹種	1 齡級			2 齡級			3 齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普通林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	360.01			587.69			354.76	17,637	3,598	
				ヒノキ	42.57			76.22			185.97	7,446	1,262	
				マツ				0.02						
				その他	0.66			1.54			0.21	8	1	
				計	403.24			665.47			540.94	25,091	4,861	
		広葉樹	87.75			111.93	4,282	650	134.58	8,803	718			
		針広計	490.99			777.40	4,282	650	675.52	33,894	5,579			
		針葉樹												
		天然林	天然林	広葉樹	クヌギ	20.30			121.24	5,699	882	155.75	12,468	743
		広葉樹					0.99	38	5	27.10	1,616	156		
	その他	0.02							4.28	226	20			
	計	20.32					122.23	5,737	887	187.13	14,310	919		
	針広計	20.32			122.23	5,737	887	187.13	14,310	919				
	普通林計	511.31			899.63	10,019	1,537	862.65	48,204	6,498				
制限林	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	136.88			264.23			158.11	6,270	1,245	
				ヒノキ	50.19			109.31			57.94	1,841	380	
				マツ										
				その他				0.06			0.25	7	1	
				計	187.07			373.60			216.30	8,118	1,626	
		広葉樹	35.15			69.30	2,596	439	85.82	5,159	522			
		針広計	222.22			442.90	2,596	439	302.12	13,277	2,148			
		針葉樹												
		天然林	天然林	広葉樹	クヌギ	0.47			23.90	1,160	173	43.73	3,332	212
		広葉樹			7.01			4.81	134	25	1.02	39	4	
	その他	0.16					3.95	61	15	1.99	118	8		
	計	7.64					32.66	1,355	213	46.74	3,489	224		
	針広計	7.64			32.66	1,355	213	46.74	3,489	224				
	制限林皆伐計	229.86			475.56	3,951	652	348.86	16,766	2,372				
非皆伐	人工林	針葉樹	スギ				2.88			1.06	55	10		
			ヒノキ											
			マツ											
			その他											
	計				2.88			1.06	55	10				
	広葉樹				0.10	1		2.30	144	14				
	針広計				2.98	1		3.36	199	24				
	針葉樹													
天然林	天然林	広葉樹	クヌギ				0.33	18	2					
広葉樹									0.24	13	1			
その他									0.24	13	1			
計						0.33	18	2	0.24	13	1			
針広計				0.33	18	2	0.24	13	1					
制限林非皆伐計				3.31	19	2	3.60	212	25					
制限林計	229.86			478.87	3,970	654	352.46	16,978	2,397					
総計	皆伐	人工林	針葉樹	スギ	496.89			854.80			513.93	23,962	4,853	
				ヒノキ	92.76			185.53			243.91	9,287	1,642	
				マツ				0.02						
				その他	0.66			1.60			0.46	15	2	
				計	590.31			1,041.95			758.30	33,264	6,497	
		広葉樹	122.90			181.33	6,879	1,089	222.70	14,106	1,254			
		針広計	713.21			1,223.28	6,879	1,089	981.00	47,370	7,751			
		針葉樹												
		天然林	天然林	広葉樹	クヌギ	20.77			145.47	6,877	1,057	199.48	15,800	955
		広葉樹			7.01			5.80	172	30	28.12	1,655	160	
	その他	0.18					3.95	61	15	6.51	357	29		
	計	27.96					155.22	7,110	1,102	234.11	17,812	1,144		
	針広計	27.96			155.22	7,110	1,102	234.11	17,812	1,144				
	合計	741.17			1,378.50	13,989	2,191	1,215.11	65,182	8,895				

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹 種	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級				
					面 積	蓄 積	生 長 量	面 積	蓄 積	生 長 量	面 積	蓄 積	生 長 量		
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	351.05	35,324	4,111	193.75	33,135	2,672	156.46	35,138	2,424		
				ヒノキ	308.19	23,060	2,819	187.41	24,278	2,314	237.77	45,290	3,440		
				マツ	0.21	19	1				0.14	20	1		
				その他	1.41	118	9	0.11	14	1	0.28	39	2		
				計	660.86	58,521	6,940	381.27	57,427	4,987	394.65	80,487	5,867		
		広 葉 樹	計	122.06	10,421	559	103.60	11,073	347	104.70	12,601	251			
			針 広 計	782.92	68,942	7,499	484.87	68,500	5,334	499.35	93,088	6,118			
		天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	78.76	7,243	262	52.73	5,872	124	30.94	3,699	46		
				広葉樹	41.19	3,563	222	52.70	5,946	222	70.86	7,901	216		
				その他	0.17	12	1								
				計	120.12	10,818	485	105.43	11,818	346	101.80	11,600	262		
				針 広 計	120.12	10,818	485	105.43	11,818	346	101.80	11,600	262		
		普通林計					903.04	79,760	7,984	590.30	80,318	5,680	601.15	104,688	6,380
		限 制 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	104.36	10,417	1,226	47.52	7,305	641	27.04	5,172	375
						ヒノキ	166.97	12,924	1,643	323.77	38,116	3,754	202.22	37,179	2,760
						マツ	0.09	8	1	0.19	17	1			
						その他	5.19	466	42						
計	276.61					23,815	2,912	371.48	45,438	4,396	229.26	42,351	3,135		
広 葉 樹	計			139.88	12,846	638	120.19	12,170	421	36.53	4,602	90			
	針 広 計			416.49	36,661	3,550	491.67	57,608	4,817	265.79	46,953	3,225			
天 然 林	針 葉 樹			クヌギ	16.01	1,526	64	18.27	2,098	36	12.68	1,598	24		
				広葉樹	24.11	2,070	132	29.31	3,164	124	6.53	672	19		
				その他	0.04	3									
				計	40.16	3,599	196	47.58	5,262	160	19.21	2,270	43		
				針 広 計	40.16	3,599	196	47.58	5,262	160	19.21	2,270	43		
制限林皆伐計					456.65	40,260	3,746	539.25	62,870	4,977	285.00	49,223	3,268		
人 工 林	針 葉 樹			スギ	1.50	173	18	0.64	89	8	0.65	118	9		
				ヒノキ	0.80	68	6	1.04	129	12	0.37	81	4		
				マツ											
				その他											
		計	2.30	241	24	1.68	218	20	1.02	199	13				
広 葉 樹	計	11.28	902	39	9.98	975	33	5.35	674	11					
	針 広 計	13.58	1,143	63	11.66	1,193	53	6.37	873	24					
天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	2.31	227	10				1.16	148	2				
		広葉樹							3.02	319	9				
		その他	0.31	33	2	0.06	7								
		計	2.62	260	12	0.06	7		4.18	467	11				
		針 広 計	2.62	260	12	0.06	7		4.18	467	11				
制限林非皆伐計					16.20	1,403	75	11.72	1,200	53	10.55	1,340	35		
制限林計					472.85	41,663	3,821	550.97	64,070	5,030	295.55	50,563	3,303		
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	456.91	45,914	5,355	241.91	40,529	3,321	184.15	40,428	2,808		
				ヒノキ	475.96	36,052	4,468	512.22	62,523	6,080	440.36	82,550	6,204		
				マツ	0.30	27	2	0.19	17	1	0.14	20	1		
				その他	6.60	584	51	0.11	14	1	0.28	39	2		
				計	939.77	82,577	9,876	754.43	103,083	9,403	624.93	123,037	9,015		
		広 葉 樹	計	273.22	24,169	1,236	233.77	24,218	801	146.58	17,877	352			
			針 広 計	1,212.99	106,746	11,112	988.20	127,301	10,204	771.51	140,914	9,367			
		天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	97.08	8,996	336	71.00	7,970	160	44.78	5,445	72		
				広葉樹	65.30	5,633	354	82.01	9,110	346	80.41	8,892	244		
				その他	0.52	48	3	0.06	7						
				計	162.90	14,677	693	153.07	17,087	506	125.19	14,337	316		
				針 広 計	162.90	14,677	693	153.07	17,087	506	125.19	14,337	316		
		合計					1,375.89	121,423	11,805	1,141.27	144,388	10,710	896.70	155,251	9,683

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹 種	7 齡 級			8 齡 級			9 齡 級				
					面 積	蓄 積	生 長 量	面 積	蓄 積	生 長 量	面 積	蓄 積	生 長 量		
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	151.05	45,846	2,403	180.68	72,524	2,599	506.05	235,138	5,846		
				ヒノキ	327.59	87,299	4,540	227.54	74,010	2,905	268.64	105,547	2,900		
				マツ				0.23	50	1					
				その他	0.30	53	2								
				計	478.94	133,198	6,945	408.45	146,584	5,505	774.69	340,685	8,746		
		広 葉 樹	針 広 計	685.64	163,727	7,327	627.81	186,262	5,726	986.69	376,335	8,936			
			針 葉 樹												
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	40.94	6,283	34	98.55	16,212	81	79.25	12,619	48		
				広葉樹	3.43	412	7	12.47	1,654	21	18.15	2,947	23		
				その他	0.82										
				計	45.19	6,695	41	111.02	17,866	102	97.40	15,566	71		
		針 広 計	45.19	6,695	41	111.02	17,866	102	97.40	15,566	71				
		普通林計					730.83	170,422	7,368	738.83	204,128	5,828	1,084.09	391,901	9,007
		限 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	28.59	8,098	434	102.13	37,188	1,290	175.85	72,088	1,837
						ヒノキ	343.72	87,042	4,519	300.11	92,910	3,482	324.19	124,684	3,228
マツ															
その他	0.16					32	1								
計	372.47					95,172	4,954	402.24	130,098	4,772	500.04	196,772	5,065		
広 葉 樹	針 広 計			431.69	104,381	5,064	453.84	138,479	4,845	549.10	204,579	5,108			
	針 葉 樹														
天 然 林	広 葉 樹			クヌギ	3.90	541	3	35.06	5,873	35	15.48	2,902	19		
				広葉樹	0.55	75	2	11.78	1,589	22	13.77	2,225	30		
				その他				1.40	186	2					
				計	4.45	616	5	48.24	7,648	59	29.25	5,127	49		
針 広 計	4.45			616	5	48.24	7,648	59	29.25	5,127	49				
制限林皆伐計					436.14	104,997	5,069	502.08	146,127	4,904	578.35	209,706	5,157		
非 皆 伐	人 工 林			針 葉 樹	スギ	5.01	1,474	74	24.89	5,594	196	11.55	4,861	124	
					ヒノキ	31.53	8,452	418	76.51	24,406	874	33.18	12,334	310	
		マツ	0.62		56	2	0.17	37	1	1.84	281	6			
		その他	0.75		132	5									
		計	37.91		10,114	499	101.57	30,037	1,071	46.57	17,476	440			
	広 葉 樹	針 広 計	41.21	10,477	506	121.91	33,214	1,102	64.67	20,665	470				
		針 葉 樹													
	天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	2.90	385	2	2.27	368	4	0.57	117				
			広葉樹	1.19	149	1	4.39	746	13	4.22	638	7			
			その他				0.10	13							
計			4.09	534	3	6.76	1,127	17	4.79	755	7				
針 広 計	4.09	534	3	6.76	1,127	17	4.79	755	7						
制限林非皆伐計					45.30	11,011	509	128.67	34,341	1,119	69.46	21,420	477		
制限林計					481.44	116,008	5,578	630.75	180,468	6,023	647.81	231,126	5,634		
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	184.65	55,418	2,911	307.70	115,306	4,085	693.45	312,087	7,807		
				ヒノキ	702.84	182,793	9,477	604.16	191,326	7,261	626.01	242,565	6,438		
				マツ	0.62	56	2	0.40	87	2	1.84	281	6		
				その他	1.21	217	8								
				計	889.32	238,484	12,398	912.26	306,719	11,348	1,321.30	554,933	14,251		
		広 葉 樹	針 広 計	1,158.54	278,585	12,897	1,203.56	357,955	11,673	1,600.46	601,579	14,514			
			針 葉 樹												
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	47.74	7,209	39	135.88	22,453	120	95.30	15,638	67		
				広葉樹	5.17	636	10	28.64	3,989	56	36.14	5,810	60		
				その他	0.82			1.50	199	2					
				計	53.73	7,845	49	166.02	26,641	178	131.44	21,448	127		
		針 広 計	53.73	7,845	49	166.02	26,641	178	131.44	21,448	127				
		合計					1,212.27	286,430	12,946	1,369.58	384,596	11,851	1,731.90	623,027	14,641

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	10齡級			11齡級			12齡級			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	1,998.02	1,018,876	19,430	3,501.09	1,905,581	26,589	5,820.39	3,312,618	32,217	
				ヒノキ	446.01	192,397	3,038	775.58	351,986	3,317	944.89	442,335	3,092	
				マツ	2.37	611	5	5.86	1,386	14	28.60	7,621	42	
				その他										
				計	2,446.40	1,211,884	22,473	4,282.53	2,258,953	29,920	6,793.88	3,762,574	35,351	
		広 葉 樹	針 広 計	2,675.86	1,250,105	22,617	4,557.35	2,304,700	30,028	7,007.75	3,795,528	35,404		
			計	229.46	38,221	144	274.82	45,747	108	213.87	32,954	53		
		天 然 林	針 葉 樹	針 葉 樹	1.25	328	4	6.01	1,553	8	20.90	5,728	23	
				広 葉 樹	クヌギ	279.97	43,923	122	1,062.42	154,225	425	1,436.90	219,167	692
				広 葉 樹	広葉樹	126.41	20,189	45	394.58	67,059	184	948.86	160,408	391
				その他										
				計	406.38	64,112	167	1,457.00	221,284	609	2,385.76	379,575	1,083	
		針 広 計	407.63	64,440	171	1,463.01	222,837	617	2,406.66	385,303	1,106			
		普通林計	3,083.49	1,314,545	22,788	6,020.36	2,527,537	30,645	9,414.41	4,180,831	36,510			
		限 制 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	466.00	216,496	3,902	756.83	367,686	4,723	1,832.52	941,588
ヒノキ	625.81					255,327	4,039	1,144.73	503,336	5,594	946.82	426,297	3,331	
マツ	0.18					46	1	9.89	2,748	38	8.56	2,384	14	
その他								1.75	334	3				
計	1,091.99					471,869	7,942	1,913.20	874,104	10,358	2,787.90	1,370,269	12,199	
広 葉 樹	針 広 計			1,172.46	487,509	8,043	1,951.34	879,784	10,383	2,815.01	1,374,543	12,212		
	計			80.47	15,640	101	38.14	5,680	25	27.11	4,274	13		
天 然 林	針 葉 樹			針 葉 樹				0.14	37		0.46	126		
				広 葉 樹	クヌギ	19.28	3,459	18	156.95	26,938	144	185.88	28,152	114
				広 葉 樹	広葉樹	19.57	3,197	19	85.18	14,561	80	173.93	31,580	170
				その他				10.59	1,662	11	1.81	290	1	
				計	38.85	6,656	37	252.72	43,161	235	361.62	60,022	285	
針 広 計	38.85			6,656	37	252.86	43,198	235	362.08	60,148	285			
制限林皆伐計	1,211.31			494,165	8,080	2,204.20	922,982	10,618	3,177.09	1,434,691	12,497			
限 制 林	皆 伐			人 工 林	針 葉 樹	スギ	133.29	62,027	1,097	142.26	68,434	911	356.51	205,465
		ヒノキ	125.12			48,569	798	118.83	48,500	435	165.30	70,659	637	
		マツ									14.70	2,617	3	
		その他									0.18	32		
		計	258.41			110,596	1,895	261.09	116,934	1,346	536.69	278,773	2,938	
		広 葉 樹	針 広 計	274.42	113,482	1,910	291.94	122,498	1,377	553.54	281,316	2,949		
			計	16.01	2,886	15	30.85	5,564	31	16.85	2,543	11		
		天 然 林	針 葉 樹	針 葉 樹				8.90	2,475	35	4.97	1,461	14	
				広 葉 樹	クヌギ	9.82	1,443	7	86.23	10,832	49	98.13	15,289	72
				広 葉 樹	広葉樹	12.62	1,967	11	38.42	5,450	27	68.35	11,088	39
				その他	0.04									
				計	22.48	3,410	18	124.65	16,282	76	166.48	26,377	111	
		針 広 計	22.48	3,410	18	133.55	18,757	111	171.45	27,838	125			
		制限林非皆伐計	296.90	116,892	1,928	425.49	141,255	1,488	724.99	309,154	3,074			
		制限林計	1,508.21	611,057	10,008	2,629.69	1,064,237	12,106	3,902.08	1,743,845	15,571			
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	2,597.31	1,297,399	24,429	4,400.18	2,341,701	32,223	8,009.42	4,459,671	43,369	
				ヒノキ	1,196.94	496,293	7,875	2,039.14	903,822	9,346	2,057.01	939,291	7,060	
				マツ	2.55	657	6	15.75	4,134	52	51.86	12,622	59	
				その他				1.75	334	3	0.18	32		
				計	3,796.80	1,794,349	32,310	6,456.82	3,249,991	41,624	10,118.47	5,411,616	50,488	
		広 葉 樹	針 広 計	4,122.74	1,851,096	32,570	6,800.63	3,306,982	41,788	10,376.30	5,451,387	50,565		
			計	325.94	56,747	260	343.81	56,991	164	257.83	39,771	77		
		天 然 林	針 葉 樹	針 葉 樹	1.25	328	4	15.05	4,065	43	26.33	7,315	37	
				広 葉 樹	クヌギ	309.07	48,825	147	1,305.60	191,995	618	1,720.91	262,608	878
				広 葉 樹	広葉樹	158.60	25,353	75	518.18	87,070	291	1,191.14	203,076	600
				その他	0.04			10.59	1,662	11	1.81	290	1	
				計	467.71	74,178	222	1,834.37	280,727	920	2,913.86	465,974	1,479	
		針 広 計	468.96	74,506	226	1,849.42	284,792	963	2,940.19	473,289	1,516			
		合計	4,591.70	1,925,602	32,796	8,650.05	3,591,774	42,751	13,316.49	5,924,676	52,081			

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	13齡級			14齡級			15齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	7,236.78	4,273,172	33,516	6,293.37	3,883,128	21,517	3,526.32	2,276,672	9,812
				ヒノキ	1,267.27	601,540	2,570	920.43	445,100	1,188	305.52	149,639	223
				マツ	80.90	22,423	102	81.19	21,704	39	30.06	8,301	17
				その他									
				計	8,584.95	4,897,135	36,188	7,294.99	4,349,932	22,744	3,861.90	2,434,612	10,052
		広葉樹	80.41	12,477	13	32.48	4,821	4	12.41	1,678	1		
		針広計	8,665.36	4,909,612	36,201	7,327.47	4,354,753	22,748	3,874.31	2,436,290	10,053		
		針葉樹	47.97	13,204	46	47.67	12,392	29	13.54	3,676	9		
		広葉樹	1,214.05	199,147	681	466.42	76,641	213	205.78	35,128	107		
		計	2,143.44	356,399	539	3,435.68	558,200	199	2,917.76	478,381	144		
	その他	0.10	21		0.34	55		0.34	69				
	計	3,357.59	555,567	1,220	3,902.44	634,896	412	3,123.88	513,578	251			
	針広計	3,405.56	568,771	1,266	3,950.11	647,288	441	3,137.42	517,254	260			
	普通林計	12,070.92	5,478,383	37,467	11,277.58	5,002,041	23,189	7,011.73	2,953,544	10,313			
	限 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	2,562.92	1,347,256	8,553	2,806.06	1,595,694	7,211	1,383.46	818,004
ヒノキ					1,051.13	492,612	2,558	550.15	264,436	984	173.58	82,434	167
マツ					88.20	24,176	139	37.15	9,870	19	7.21	1,964	3
その他													
計					3,702.25	1,864,044	11,250	3,393.36	1,870,000	8,214	1,564.25	902,402	2,936
広葉樹			13.38	2,153	5	7.41	1,218	1	4.08	672	1		
針広計			3,715.63	1,866,197	11,255	3,400.77	1,871,218	8,215	1,568.33	903,074	2,937		
針葉樹			11.77	3,325	15	10.18	2,740	7	6.07	1,779	6		
クヌギ			185.71	31,611	146	71.62	11,598	47	11.96	1,741	4		
広葉樹			490.60	90,543	467	745.27	129,517	178	886.64	152,845	188		
その他		0.77	124		0.78	129	1						
計		677.08	122,278	613	817.67	141,244	226	898.60	154,586	192			
針広計		688.85	125,603	628	827.85	143,984	233	904.67	156,365	198			
制限林皆伐計		4,404.48	1,991,800	11,883	4,228.62	2,015,202	8,448	2,473.00	1,059,439	3,135			
非 皆 伐		人 工 林	針 葉 樹	スギ	480.44	261,683	2,283	361.45	221,483	1,155	172.73	103,919	416
	ヒノキ			119.16	53,053	284	71.63	33,560	108	10.46	4,047	3	
	マツ			9.11	2,369	8	16.88	4,615	17	7.70	1,717	2	
	その他			0.10	18		0.05	7					
	計			608.81	317,123	2,575	450.01	259,665	1,280	190.89	109,683	421	
	広葉樹	3.37	460		2.95	398		3.16	418				
	針広計	612.18	317,583	2,575	452.96	260,063	1,280	194.05	110,101	421			
	針葉樹	6.08	1,376	5	6.79	1,508	3	2.07	424				
	クヌギ	81.97	14,529	71	22.93	4,322	18	9.43	1,758	5			
	広葉樹	168.82	28,265	98	767.25	112,986	68	617.40	96,115	84			
その他	0.91	119		1.08	209		6.34	1,479	6				
計	251.70	42,913	169	791.26	117,517	86	633.17	99,352	95				
針広計	257.78	44,289	174	798.05	119,025	89	635.24	99,776	95				
制限林非皆伐計	869.96	361,872	2,749	1,251.01	379,088	1,369	829.29	209,877	516				
制限林計	5,274.44	2,353,672	14,632	5,479.63	2,394,290	9,817	3,302.29	1,269,316	3,651				
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	10,280.14	5,882,111	44,352	9,460.88	5,700,305	29,883	5,082.51	3,198,595	12,994
				ヒノキ	2,437.56	1,147,205	5,412	1,542.21	743,096	2,280	489.56	236,120	393
				マツ	178.21	48,968	249	135.22	36,189	75	44.97	11,982	22
				その他	0.10	18		0.05	7				
				計	12,896.01	7,078,302	50,013	11,138.36	6,479,597	32,238	5,617.04	3,446,697	13,409
		広葉樹	97.16	15,090	18	42.84	6,437	5	19.65	2,768	2		
		針広計	12,993.17	7,093,392	50,031	11,181.20	6,486,034	32,243	5,636.69	3,449,465	13,411		
		針葉樹	65.82	17,905	66	64.64	16,640	39	21.68	5,879	15		
		クヌギ	1,481.73	245,287	898	560.97	92,561	278	227.17	38,627	116		
		広葉樹	2,802.86	475,207	1,104	4,948.20	800,703	445	4,421.80	727,341	416		
	その他	1.78	264		2.20	393	1	6.68	1,548	6			
	計	4,286.37	720,758	2,002	5,511.37	893,657	724	4,655.65	767,516	538			
	針広計	4,352.19	738,663	2,068	5,576.01	910,297	763	4,677.33	773,395	553			
	合計	17,345.36	7,832,055	52,099	16,757.21	7,396,331	33,006	10,314.02	4,222,860	13,964			

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹種	16齡級			17齡級			18齡級		
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	1,510.99	1,000,641	3,598	874.33	628,584	2,128	609.26	460,240	938
				ヒノキ	194.70	96,857	131	132.21	67,373	73	101.90	52,106	51
				マツ	10.66	2,970	2	9.55	2,535	1	1.62	444	
				その他									
				計	1,716.35	1,100,468	3,731	1,016.09	698,492	2,202	712.78	512,790	989
		広葉樹	5.05	878		0.60	97		0.90	206			
		針広計	1,721.40	1,101,346	3,731	1,016.69	698,589	2,202	713.68	512,996	989		
		針葉樹	10.88	3,112	5	5.26	1,449		8.48	2,234	3		
		天 然 林	広 葉 樹	クヌギ	60.29	9,878	7	16.14	2,672	1	6.57	1,679	2
				計	1,610.60	262,267	47	646.80	109,684	43	342.38	61,644	40
	その他			0.41	24								
	計			1,671.30	272,169	54	662.94	112,356	44	348.95	63,323	42	
	針広計			1,682.18	275,281	59	668.20	113,805	44	357.43	65,557	45	
	普通林計					3,403.58	1,376,627	3,790	1,684.89	812,394	2,246	1,071.11	578,553
限 制 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	417.44	242,656	528	252.64	151,112	269	149.14	97,126	141
				ヒノキ	109.35	53,439	58	67.40	34,571	82	82.29	41,084	63
				マツ	2.86	762		1.72	500		13.53	3,599	
				その他	0.92	192							
				計	530.57	297,049	586	321.76	186,183	351	244.96	141,809	204
		広葉樹	0.67	88					1.84	242			
		針広計	531.24	297,137	586	321.76	186,183	351	246.80	142,051	204		
		天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	6.00	1,663	2	2.54	663		1.60	348	
				計	7.35	1,387	1	1.01	206		1.39	278	1
				広葉樹	511.80	88,170	91	453.26	90,808	218	348.25	80,495	261
	その他						0.25	62					
	計			519.15	89,557	92	454.52	91,076	218	349.64	80,773	262	
	針広計	525.15	91,220	94	457.06	91,739	218	351.24	81,121	262			
	制限林皆伐計					1,056.39	388,357	680	778.82	277,922	569	598.04	223,172
非 皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	101.30	64,055	188	36.85	23,856	63	46.39	32,030	45	
			ヒノキ	5.82	2,826	2	16.74	5,809	7	8.99	4,420	8	
			マツ	7.11	1,784	1	4.16	1,470	6				
			その他										
			計	114.23	68,665	191	57.75	31,135	76	55.38	36,450	53	
	広葉樹	0.55	72					3.82	503				
	針広計	114.78	68,737	191	57.75	31,135	76	59.20	36,953	53			
	天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	1.87	402								
			計	2.66	444		0.26	75					
			広葉樹	432.30	66,523	41	138.16	22,637	23	67.75	10,316	7	
その他			0.25	33									
計			435.21	67,000	41	138.42	22,712	23	67.75	10,316	7		
針広計	437.08	67,402	41	138.42	22,712	23	67.75	10,316	7				
制限林非皆伐計					551.86	136,139	232	196.17	53,847	99	126.95	47,269	60
制限林計					1,608.25	524,496	912	974.99	331,769	668	724.99	270,441	526
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	2,029.73	1,307,352	4,314	1,163.82	803,552	2,460	804.79	589,396	1,124
				ヒノキ	309.87	153,122	191	216.35	107,753	162	193.18	97,610	122
				マツ	20.63	5,516	3	15.43	4,505	7	15.15	4,043	
				その他	0.92	192							
				計	2,361.15	1,466,182	4,508	1,395.60	915,810	2,629	1,013.12	691,049	1,246
		広葉樹	6.27	1,038		0.60	97		6.56	951			
		針広計	2,367.42	1,467,220	4,508	1,396.20	915,907	2,629	1,019.68	692,000	1,246		
		天 然 林	針 葉 樹	クヌギ	18.75	5,177	7	7.80	2,112		10.08	2,582	3
				計	70.30	11,709	8	17.41	2,953	1	7.96	1,957	3
				広葉樹	2,554.70	416,960	179	1,238.22	223,129	284	758.38	152,455	308
	その他			0.66	57		0.25	62					
	計			2,625.66	428,726	187	1,255.88	226,144	285	766.34	154,412	311	
	針広計	2,644.41	433,903	194	1,263.68	228,256	285	776.42	156,994	314			
	合計					5,011.83	1,901,123	4,702	2,659.88	1,144,163	2,914	1,796.10	848,994

単位 面積:ha、蓄積・生長量:m<sup>3</sup>

普 制 別	伐 採 種	人 天 別	針 広 別	樹 種	19齡級			20齡級以上			人工林・天然林合計 (立木地)			
					面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	面積	蓄積	生長量	
普 通 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	476.54	377,802	468	799.55	612,109	315	35,488.14	20,224,165	174,181	
				ヒノキ	114.77	61,167	74	197.59	110,844	142	7,262.77	2,938,274	34,079	
				マツ	1.74	527		4.02	1,267	1	257.17	69,878	226	
				その他							4.51	232	15	
				計	593.05	439,496	542	1,001.16	724,220	458	43,012.59	23,232,549	208,501	
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹				0.05	8		2,152.73	290,124	3,641	
				針広計	593.05	439,496	542	1,001.21	724,228	458	45,165.32	23,522,673	212,142	
				針葉樹	3.24	825		9.59	2,565	1	174.79	47,066	128	
				広 葉 樹	クヌギ	2.04	460		0.67	120		5,429.71	813,135	4,470
					広葉樹	138.65	26,450	37	123.30	23,234	16	13,055.35	2,147,992	2,557
					その他				3.72	559		10.20	966	21
				計	140.69	26,910	37	127.69	23,913	16	18,495.26	2,962,093	7,048	
				針広計	143.93	27,735	37	137.28	26,478	17	18,670.05	3,009,159	7,176	
				普通林計	736.98	467,231	579	1,138.49	750,706	475	63,835.37	26,531,832	219,318	
限 制 林	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	102.74	68,297	60	195.90	138,878	87	11,970.36	6,131,331	44,142	
				ヒノキ	144.81	72,990	63	101.21	52,495	79	6,875.70	2,673,717	36,784	
				マツ	2.14	527		0.17	51		171.89	46,652	216	
				その他							8.33	1,031	47	
				計	249.69	141,814	123	297.28	191,424	166	19,026.28	8,852,731	81,189	
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹				5.47	886		825.32	93,623	2,482	
				針広計	249.69	141,814	123	302.75	192,310	166	19,851.60	8,946,354	83,671	
				針葉樹	2.30	697		12.04	2,423	1	53.10	13,801	31	
				広 葉 樹	クヌギ							810.65	124,400	1,041
					広葉樹	125.88	30,342	102	93.14	17,290	24	4,032.41	739,316	2,156
					その他							21.74	2,635	38
				計	125.88	30,342	102	93.14	17,290	24	4,864.80	866,351	3,235	
				針広計	128.18	31,039	102	105.18	19,713	25	4,917.90	880,152	3,266	
				制限林皆伐計	377.87	172,853	225	407.93	212,023	191	24,769.50	9,826,506	86,937	
非 皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	57.89	36,358	23	43.41	26,136	8	1,980.70	1,117,810	8,926		
			ヒノキ	38.90	18,957	7	22.24	9,603	8	846.62	345,473	3,921		
			マツ				1.46	579	4	63.75	15,525	50		
			その他							1.08	189	5		
			計	96.79	55,315	30	67.11	36,318	20	2,892.15	1,478,997	12,902		
	天 然 林	針 葉 樹	広葉樹				0.14	16		148.45	22,285	222		
			針広計	96.79	55,315	30	67.25	36,334	20	3,040.60	1,501,282	13,124		
			針葉樹				0.21	84		30.89	7,730	57		
			広 葉 樹	クヌギ							320.97	49,955	242	
				広葉樹	47.52	10,396	32	84.15	14,101	10	2,455.56	381,696	470	
その他								9.33	1,906	9				
計	47.52	10,396	32	84.15	14,101	10	2,785.86	433,557	721					
針広計	47.52	10,396	32	84.36	14,185	10	2,816.75	441,287	778					
制限林非皆伐計	144.31	65,711	62	151.61	50,519	30	5,857.35	1,942,569	13,902					
制限林計	522.18	238,564	287	559.54	262,542	221	30,626.85	11,769,075	100,839					
総 計	皆 伐	人 工 林	針 葉 樹	スギ	637.17	482,457	551	1,038.86	777,123	410	49,439.20	27,473,306	227,249	
				ヒノキ	298.48	153,114	144	321.04	172,942	229	14,985.09	5,957,464	74,784	
				マツ	3.88	1,054		5.65	1,897	5	492.81	132,055	492	
				その他							13.92	1,452	67	
				計	939.53	636,625	695	1,365.55	951,962	644	64,931.02	33,564,277	302,592	
		天 然 林	針 葉 樹	広葉樹				5.66	910		3,126.50	406,032	6,345	
				針広計	939.53	636,625	695	1,371.21	952,872	644	68,057.52	33,970,309	308,937	
				針葉樹	5.54	1,522		21.84	5,072	2	258.78	68,597	216	
				広 葉 樹	クヌギ	2.04	460		0.67	120		6,561.33	987,490	5,753
					広葉樹	312.05	67,188	171	300.59	54,625	50	19,543.32	3,269,004	5,183
					その他				3.72	559		41.27	5,507	68
				計	314.09	67,648	171	304.98	55,304	50	26,145.92	4,262,001	11,004	
				針広計	319.63	69,170	171	326.82	60,376	52	26,404.70	4,330,598	11,220	
				合計	1,259.16	705,795	866	1,698.03	1,013,248	696	94,462.22	38,300,907	320,157	

単位 面積:ha、蓄積(竹林):束

普制別	伐採種	無立木地		更 新 困難地	竹 林			特殊林 面積	民有林 面積計
		伐採跡地	未立木地		種類	面積	蓄積		
普 通 林	皆 伐	262.89	8,032.03	45.73	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他竹林	2,524.19 1,001.86 42.72 20.19 131.36	3,027,446 800,419 25,619 10,059 26,217	2.52	
	計	262.89	8,032.03	45.73		3,720.32	3,889,760	2.52	75,898.86
制 限 林	皆 伐	153.74	3,065.46	57.53	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他竹林	146.53 108.58 7.99 1.10 15.94	175,836 86,730 4,794 550 3,188	0.38	
	計	153.74	3,065.46	57.53		280.14	271,098	0.38	28,326.75
林	非 皆 伐	1.05	2,393.07	1,189.20	モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他竹林	56.01 21.53 0.52 0.75 5.19	67,212 17,224 312 375 1,038	0.54	
	計	1.05	2,393.07	1,189.20		84.00	86,161	0.54	9,525.21
制限 林計		154.79	5,458.53	1,246.73		364.14	357,259	0.92	37,851.96
総 計					モウソウチク マタケ ハチク コサンチク その他	2,726.73 1,131.97 51.23 22.04 152.49	3,270,494 904,373 30,725 10,984 30,443		
総合計		417.68	13,490.56	1,292.46		4,084.46	4,247,019	3.44	113,750.82

(3)市町村別森林資源表

単位 面積:ha 材積:m<sup>3</sup>

区 分	総 数		立 木 地			
			合 計			
	面積	材積	計		針葉樹	
			面積	材積	面積	材積
総 数	113,750.82	38,300,907	94,462.22	38,300,907	65,189.80	33,632,874
熊 本 市	4,346.12	870,224	3,489.22	870,224	1,057.05	499,833
熊本市計	4,346.12	870,224	3,489.22	870,224	1,057.05	499,833
荒 尾 市	878.71	130,623	829.83	130,623	105.17	31,469
玉 名 市	2,513.93	492,572	2,366.08	492,572	541.19	230,313
玉 東 町	665.60	176,114	539.56	176,114	286.55	135,489
和 水 町	5,099.20	1,535,918	4,603.35	1,535,918	2,549.36	1,214,988
南 関 町	3,300.02	928,770	2,875.84	928,770	1,459.22	708,920
長 洲 町	31.44	4,933	29.80	4,933	0.33	168
玉名地域計	12,488.90	3,268,930	11,244.46	3,268,930	4,941.82	2,321,347
山 鹿 市	13,439.59	4,758,669	12,380.06	4,758,669	9,040.94	4,240,636
鹿本地域計	13,439.59	4,758,669	12,380.06	4,758,669	9,040.94	4,240,636
菊 池 市	12,396.26	4,138,792	11,879.97	4,138,792	8,105.74	3,628,128
合 志 市	447.17	65,557	310.38	65,557	59.80	28,129
大 津 町	4,003.83	1,273,421	3,666.20	1,273,421	2,559.58	1,122,769
菊 陽 町	278.30	52,910	247.37	52,910	52.41	24,042
菊池地域計	17,125.56	5,530,680	16,103.92	5,530,680	10,777.53	4,803,068
阿 蘇 市	19,666.74	5,730,163	12,067.82	5,730,163	10,534.04	5,411,708
南小国町	8,991.75	4,037,415	7,293.58	4,037,415	5,211.62	3,735,281
小 国 町	10,172.09	5,211,005	9,679.43	5,211,005	7,415.86	4,861,601
産 山 村	4,137.09	1,356,185	3,346.88	1,356,185	2,045.36	1,141,109
高 森 町	12,578.52	4,324,440	10,637.30	4,324,440	8,133.96	3,827,120
南阿蘇村	6,780.42	1,977,087	4,880.74	1,977,087	3,440.84	1,660,774
西 原 村	4,024.04	1,236,109	3,338.81	1,236,109	2,590.78	1,130,397
阿蘇地域計	66,350.65	23,872,404	51,244.56	23,872,404	39,372.46	21,767,990

単位 面積:ha 材積:m<sup>3</sup>

区 分	立 木 地					
	合 計		人 工 林			
	広葉樹		計		針葉樹	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	29,272.42	4,668,033	68,057.35	33,970,288	64,931.02	33,564,277
熊 本 市	2,432.17	370,391	1,072.40	501,864	1,052.39	499,472
熊本市計	2,432.17	370,391	1,072.40	501,864	1,052.39	499,472
荒 尾 市	724.66	99,154	99.85	30,339	99.85	30,339
玉 名 市	1,824.89	262,259	548.34	229,088	520.33	225,531
玉 東 町	253.01	40,625	294.07	136,533	285.88	135,312
和 水 町	2,053.99	320,930	2,616.20	1,222,555	2,549.36	1,214,988
南 関 町	1,416.62	219,850	1,478.28	710,888	1,459.22	708,920
長 洲 町	29.47	4,765	0.33	168	0.33	168
玉名地域計	6,302.64	947,583	5,037.07	2,329,571	4,914.97	2,315,258
山 鹿 市	3,339.12	518,033	9,431.82	4,292,262	9,028.43	4,237,350
鹿本地域計	3,339.12	518,033	9,431.82	4,292,262	9,028.43	4,237,350
菊 池 市	3,774.23	510,664	8,669.16	3,691,028	8,061.62	3,616,609
合 志 市	250.58	37,428	66.26	28,819	59.55	28,063
大 津 町	1,106.62	150,652	2,768.96	1,144,566	2,558.62	1,122,515
菊 陽 町	194.96	28,868	54.82	24,246	52.41	24,042
菊池地域計	5,326.39	727,612	11,559.20	4,888,659	10,732.20	4,791,229
阿 蘇 市	1,533.78	318,455	10,717.79	5,433,942	10,516.13	5,405,845
南小国町	2,081.96	302,134	5,460.29	3,768,546	5,198.44	3,733,085
小 国 町	2,263.57	349,404	7,707.07	4,886,299	7,323.27	4,835,787
産 山 村	1,301.52	215,076	2,221.61	1,173,629	2,044.90	1,140,972
高 森 町	2,503.34	497,320	8,366.20	3,861,088	8,115.47	3,822,097
南阿蘇村	1,439.90	316,313	3,622.92	1,684,468	3,416.67	1,653,427
西 原 村	748.03	105,712	2,860.98	1,149,960	2,588.15	1,129,755
阿蘇地域計	11,872.10	2,104,414	40,956.86	21,957,932	39,203.03	21,720,968

単位 面積:ha 材積:m<sup>3</sup>

区 分	立 木 地							
	人 工 林		天 然 林					
	広葉樹		計		針葉樹		広葉樹	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
総 数	3,126.50	406,032	289,158.89	4,330,598	258.78	68,597	26,145.92	4,262,001
熊 本 市	20.01	2,392	2,416.82	368,360	4.66	361	2,412.16	367,999
熊本市計	20.01	2,392	2,416.82	368,360	4.66	361	2,412.16	367,999
荒 尾 市	0.17	21	263,484.00	100,263	5.32	1,130	724.49	99,133
玉 名 市	28.01	3,557	1,817.74	263,484	20.86	4,782	1,796.88	258,702
玉 東 町	8.19	1,221	245.49	39,581	0.67	177	244.82	39,404
和 水 町	66.84	7,567	1,987.15	313,363	0.00	0	1,987.15	313,363
南 関 町	19.06	1,968	1,397.56	217,882	0.00	0	1,397.56	217,882
長 洲 町	0.00	0	29.47	4,765	0.00	0	29.47	4,765
玉名地域計	122.27	14,334	268,961.41	939,338	26.85	6,089	6,180.37	933,249
山 鹿 市	403.39	54,912	2,948.24	466,407	12.51	3,286	2,935.73	463,121
鹿本地域計	403.39	54,912	2,948.24	466,407	12.51	3,286	2,935.73	463,121
菊 池 市	607.54	74,419	3,210.81	447,764	44.12	11,519	3,166.69	436,245
合 志 市	6.71	756	244.12	36,738	0.25	66	243.87	36,672
大 津 町	210.34	22,051	897.24	128,855	0.96	254	896.28	128,601
菊 陽 町	2.41	204	192.55	28,664	0.00	0	192.55	28,664
菊池地域計	827.00	97,430	4,544.72	642,021	45.33	11,839	4,499.39	630,182
阿 蘇 市	201.66	28,097	1,350.03	296,221	17.91	5,863	1,332.12	290,358
南小国町	261.85	35,461	1,833.29	268,869	13.18	2,196	1,820.11	266,673
小 国 町	383.80	50,512	1,972.36	324,706	92.59	25,814	1,879.77	298,892
産 山 村	176.71	32,657	1,125.27	182,556	0.46	137	1,124.81	182,419
高 森 町	250.73	38,991	2,271.10	463,352	18.49	5,023	2,252.61	458,329
南阿蘇村	206.25	31,041	1,257.82	292,619	24.17	7,347	1,233.65	285,272
西 原 村	272.83	20,205	477.83	86,149	2.63	642	475.20	85,507
阿蘇地域計	1,753.83	236,964	10,287.70	1,914,472	169.43	47,022	10,118.27	1,867,450

単位 面積:ha 材積:m<sup>3</sup> (竹):束

区 分	竹 林		無 立 木 地			更新困難地	その他
			計	伐採跡地	未立木地		
	面積	材積	面積	面積	面積	面積	面積
総 数	4,084.46	(4,247,019)	13,908.24	417.68	13,490.56	1,292.46	3.44
熊 本 市	794.56	(829,855)	44.14	0.40	43.74	17.69	0.51
熊本市計	794.56	829,855	44.14	0.40	43.74	17.69	0.51
荒 尾 市	44.29	(42,023)	4.46		4.46	0.10	0.03
玉 名 市	144.09	(140,872)	1.94	0.00	1.94	1.14	0.68
玉 東 町	110.18	(105,107)	13.93	0.00	13.93	1.93	
和 水 町	475.07	(550,234)	19.74	2.87	16.87	0.59	0.45
南 関 町	400.85	(449,706)	20.93	0.32	20.61	1.88	0.52
長 洲 町	1.64	(1,508)	0.00				
玉名地域計	1,176.12	(1,289,450)	61.00	3.19	57.81	5.64	1.68
山 鹿 市	906.88	(1,021,146)	147.31	5.21	142.10	4.74	0.60
鹿本地域計	906.88	(1,021,146)	147.31	5.21	142.10	4.74	0.60
菊 池 市	395.90	(415,941)	95.83	1.20	94.63	24.24	0.32
合 志 市	130.55	(134,759)	6.24	2.99	3.25	0.00	
大 津 町	55.31	(52,650)	276.49	8.72	267.77	5.83	
菊 陽 町	29.76	(32,484)	1.17	0.00	1.17	0.00	
菊池地域計	611.52	(635,834)	379.73	12.91	366.82	30.07	0.32
阿 蘇 市	83.60	(68,796)	6,846.66	104.06	6,742.60	668.66	
南小国町	84.70	(75,606)	1,609.11	10.44	1,598.67	4.36	
小 国 町	46.97	(51,352)	444.77	6.09	438.68	0.92	
産 山 村	18.15	(15,066)	770.75	27.15	743.60	1.31	
高 森 町	143.79	(94,026)	1,775.93	237.15	1,538.78	21.50	
南阿蘇村	173.17	(115,364)	1,189.83	10.82	1,179.01	536.68	
西 原 村	45.00	(50,524)	639.01	0.26	638.75	0.89	0.33
阿蘇地域計	595.38	(470,734)	13,276.06	395.97	12,880.09	1,234.32	0.33

(4) 所有区分別林種別施業方法別面積蓄積表

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

所有形態		人工林							
		育成単層林						育成複層林	
		針葉樹		広葉樹		針広計		針葉樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	41,935.11	22,303,497	1,460.46	195,380	43,395.57	22,498,877	703.67	220,100
	共有林	6,165.99	3,442,302	320.13	45,278	6,486.12	3,487,580	148.75	48,320
	会社有林	2,584.45	1,185,724	196.27	25,573	2,780.72	1,211,297	34.29	9,795
	団体有林	290.89	157,583	40.33	4,985	331.22	162,568	19.38	4,330
	社寺有林	209.63	117,094	3.62	396	213.25	117,490	2.66	903
	組合有林	1,466.73	757,739	183.13	30,798	1,649.86	788,537	9.72	2,944
	集落有林	923.78	502,699	70.03	10,425	993.81	513,124	2.39	668
	計	53,576.58	28,466,638	2,273.97	312,835	55,850.55	28,779,473	920.86	287,060
県有林	純県有林	595.07	314,953	43.14	6,129	638.21	321,082	5.06	2,201
	県行造林	663.15	348,915	17.65	2,668	680.80	351,583		
	県立学校林	69.67	37,533	2.71	388	72.38	37,921		
	計	1,327.89	701,401	63.50	9,185	1,391.39	710,586	5.06	2,201
市町村有林	市町村有林	5,661.93	2,765,769	658.97	69,202	6,320.90	2,834,971	33.18	12,271
	市町村学校有林	70.48	48,239	1.66	298	72.14	48,537	1.58	481
	計	5,732.41	2,814,008	660.63	69,500	6,393.04	2,883,508	34.76	12,752
財産区有林	418.36	198,356	6.09	689	424.45	199,045	0.35	128	
公社造林	609.84	228,898	13.01	2,722	622.85	231,620			
公団造林	2,214.52	807,980	54.38	5,593	2,268.90	813,573	4.02	689	
その他	86.15	44,096	5.45	611	91.60	44,707	0.22	70	
	合計	63,965.75	33,261,377	3,077.03	401,135	67,042.78	33,662,512	965.27	302,900

所有形態		天然林							
		育成単層林						育成複層林	
		針葉樹		広葉樹		針広計		針葉樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	13.24	3,876	3,551.38	546,690	3,564.62	550,566		
	共有林	2.71	818	881.15	140,590	883.86	141,408		
	会社有林	3.31	971	319.65	48,851	322.96	49,822		
	団体有林			23.54	3,773	23.54	3,773		
	社寺有林			26.09	4,727	26.09	4,727		
	組合有林	0.48	127	294.71	51,082	295.19	51,209		
	集落有林	0.36	96	235.23	37,349	235.59	37,445		
	計	20.10	5,888	5,331.75	833,062	5,351.85	838,950		
県有林	純県有林			17.31	2,636	17.31	2,636		
	県行造林			1.30	132	1.30	132		
	県立学校林								
	計			18.61	2,768	18.61	2,768		
市町村有林	市町村有林	0.03	9	1,877.41	282,079	1,877.44	282,088		
	市町村学校有林			4.96	950	4.96	950		
	計	0.03	9	1,882.37	283,029	1,882.40	283,038		
財産区有林			1.55	367	1.55	367			
公社造林									
公団造林	0.24	75	17.67	2,609	17.91	2,684			
その他			30.58	4,868	30.58	4,868			
	合計	20.37	5,972	7,282.53	1,126,703	7,302.90	1,132,675		

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

人 工 林									
育 成 複 層 林				人 工 林 計					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
37.89	3,718	741.56	223,818	42,638.78	22,523,597	1,498.35	199,098	44,137.13	22,722,695
3.94	375	152.69	48,695	6,314.74	3,490,622	324.07	45,653	6,638.81	3,536,275
0.25	16	34.54	9,811	2,618.74	1,195,519	196.52	25,589	2,815.26	1,221,108
		19.38	4,330	310.27	161,913	40.33	4,985	350.60	166,898
		2.66	903	212.29	117,997	3.62	396	215.91	118,393
1.26	74	10.98	3,018	1,476.45	760,683	184.39	30,872	1,660.84	791,555
		2.39	668	926.17	503,367	70.03	10,425	996.20	513,792
43.34	4,183	964.20	291,243	54,497.44	28,753,698	2,317.31	317,018	56,814.75	29,070,716
1.65	253	6.71	2,454	600.13	317,154	44.79	6,382	644.92	323,536
				663.15	348,915	17.65	2,668	680.80	351,583
				69.67	37,533	2.71	388	72.38	37,921
1.65	253	6.71	2,454	1,332.95	703,602	65.15	9,438	1,398.10	713,040
4.48	461	37.66	12,732	5,695.11	2,778,040	663.45	69,663	6,358.56	2,847,703
		1.58	481	72.06	48,720	1.66	298	73.72	49,018
4.48	461	39.24	13,213	5,767.17	2,826,760	665.11	69,961	6,432.28	2,896,721
		0.35	128	418.71	198,484	6.09	689	424.80	199,173
				609.84	228,898	13.01	2,722	622.85	231,620
		4.02	689	2,218.54	808,669	54.38	5,593	2,272.92	814,262
		0.22	70	86.37	44,166	5.45	611	91.82	44,777
49.47	4,897	1,014.74	307,797	64,931.02	33,564,277	3,126.50	406,032	68,057.52	33,970,309

天 然 林									
育 成 複 層 林				天 然 生 林					
広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計	
面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
9.68	994	9.68	994	136.65	36,180	13,342.21	2,161,765	13,478.86	2,197,945
0.25	28	0.25	28	24.45	6,933	1,423.36	237,852	1,447.81	244,785
0.46	73	0.46	73	22.01	5,427	973.38	154,461	995.39	159,888
				0.37	107	67.38	11,502	67.75	11,609
				1.67	484	148.72	25,035	150.39	25,519
				0.67	194	657.39	141,396	658.06	141,590
				10.28	2,894	270.67	46,810	280.95	49,704
10.39	1,095	10.39	1,095	196.10	52,219	16,883.11	2,778,821	17,079.21	2,831,040
				0.13	31	112.98	21,726	113.11	21,757
						62.60	14,046	62.60	14,046
						4.66	1,142	4.66	1,142
				0.13	31	180.24	36,914	180.37	36,945
4.81	397	4.81	397	42.18	10,375	1,228.37	210,695	1,270.55	221,070
						1.86	381	1.86	381
4.81	397	4.81	397	42.18	10,375	1,230.23	211,076	1,272.41	221,451
						83.34	17,985	83.34	17,985
						1.19	193	1.19	193
0.31		0.31				289.03	59,176	289.03	59,176
						180.74	29,641	180.74	29,641
15.51	1,492	15.51	1,492	238.41	62,625	18,847.88	3,133,806	19,086.29	3,196,431

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

所有形態		天 然 林						人工林天然林計	
		天 然 林 計							
		針 葉 樹		広 葉 樹		針 広 計		針 葉 樹	
		面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積
私有林	個人有林	149.89	40,056	16,903.27	2,709,449	17,053.16	2,749,505	42,788.67	22,563,653
	共有林	27.16	7,751	2,304.76	378,470	2,331.92	386,221	6,341.90	3,498,373
	会社有林	25.32	6,398	1,293.49	203,385	1,318.81	209,783	2,644.06	1,201,917
	団体有林	0.37	107	90.92	15,275	91.29	15,382	310.64	162,020
	社寺有林	1.67	484	174.81	29,762	176.48	30,246	213.96	118,481
	組合有林	1.15	321	952.10	192,478	953.25	192,799	1,477.60	761,004
	集落有林	10.64	2,990	505.90	84,159	516.54	87,149	936.81	506,357
	計	216.20	58,107	22,225.25	3,612,978	22,441.45	3,671,085	54,713.64	28,811,805
県有林	純県有林	0.13	31	130.29	24,362	130.42	24,393	600.26	317,185
	県行造林			63.90	14,178	63.90	14,178	663.15	348,915
	県立学校林			4.66	1,142	4.66	1,142	69.67	37,533
	計	0.13	31	198.85	39,682	198.98	39,713	1,333.08	703,633
市町村有林	市町村有林	42.21	10,384	3,110.59	493,171	3,152.80	503,555	5,737.32	2,788,424
	市町村学校有林			6.82	1,331	6.82	1,331	72.06	48,720
	計	42.21	10,384	3,117.41	494,502	3,159.62	504,886	5,809.38	2,837,144
財産区有林				84.89	18,352	84.89	18,352	418.71	198,484
公社造林				1.19	193	1.19	193	609.84	228,898
公団造林		0.24	75	307.01	61,785	307.25	61,860	2,218.78	808,744
その他				211.32	34,509	211.32	34,509	86.37	44,166
合計		258.78	68,597	26,145.92	4,262,001	26,404.70	4,330,598	65,189.80	33,632,874

単位 面積:ha 蓄積:m<sup>3</sup>

人工林天然林計				無立木地		更新 困難地	竹林		特殊林	総合計
広葉樹		針広計		伐採 跡地	未立 木地		面積	蓄積(束)		
面積	蓄積	面積	蓄積							
18,401.62	2,908,547	61,190.29	25,472,200	202.23	2,851.54	46.45	3564.83	3761029	2.81	67,858.15
2,628.83	424,123	8,970.73	3,922,496	39.26	2,241.05	8.83	269.06	255772		11,528.93
1,490.01	228,974	4,134.07	1,430,891	52.53	358.15	4.97	105.41	95273	0.12	4,655.25
131.25	20,260	441.89	182,280	0.14	9.26		1.63	1620		452.92
178.43	30,158	392.39	148,639		6.42	11.87	15.77	15032		426.45
1,136.49	223,350	2,614.09	984,354	0.93	850.12	71.96	8.43	6906		3,545.53
575.93	94,584	1,512.74	600,941	0.99	454.30	33.85	23.42	23639		2,025.30
24,542.56	3,929,996	79,256.20	32,741,801	296.08	6,770.84	177.93	3988.55	4159271	2.93	90,492.53
175.08	30,744	775.34	347,929	3.34	66.23	729.23	11.92	12936	0.51	1,586.57
81.55	16,846	744.70	365,761	31.72	20.79	27.46				824.67
7.37	1,530	77.04	39,063		0.23		0.45	540		77.72
264.00	49,120	1,597.08	752,753	35.06	87.25	756.69	12.37	13476	0.51	2,488.96
3,774.04	562,834	9,511.36	3,351,258	25.45	4,907.80	330.04	63.98	57668		14,838.63
8.46	1,629	80.54	50,349		2.58		0.62	496		83.74
3,782.52	564,463	9,591.90	3,401,607	25.45	4,910.38	330.04	64.60	58164		14,922.37
90.98	19,041	509.69	217,525		1,612.38		0.77	664		2,122.84
14.20	2,915	624.04	231,813	0.26	8.28	1.04	0.01	12		633.63
361.39	67,378	2,580.17	876,122	8.89	67.01	25.24	1.14	684		2,682.45
216.77	35,120	303.14	79,286	51.94	34.42	1.52	17.02	14748		408.04
29,272.42	4,668,033	94,462.22	38,300,907	417.68	13,490.56	1,292.46	4,084.46	4,247,019	3.44	113,750.82

## (5) 制限林の種類別面積

単位:ha

区 分	保 安 林								
	水 源 かん養 保安林	土砂流出 防 備 保安林	土砂崩壊 防 備 保安林	防 風 保安林	潮害防備 保安林	干害防備 保安林	落石防止 保安林	防 火 保安林	保 健 保安林
総 数	0	0	0	0	0	0	0	0	1,558
	21,994	5,733	179	1	0	0	44	1	1,011
	21,994	5,733	179	1	0	0	44	1	2,569
熊 本 市									125
	0	192	13	0	0	0	17	0	7
荒 尾 市									101
	0	306	0	0	0	0	0	1	101
玉 名 市									172
	75	321	0	0	0	0	7	0	33
玉 東 町									21
	21	6	0	0	0	0	0	0	21
和 水 町									14
	41	591	9	0	0	0	1	0	0
南 関 町									0
	110	61	4	0	0	0	0	0	0
長 洲 町									0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 鹿 市									263
	3,534	820	30	1	0	0	1	0	276
菊 池 市									262
	5,232	256	31	0	0	0	8	0	8
合 志 市									0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 津 町									86
	1,302	68	1	0	0	0	0	0	86
菊 陽 町									0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿 蘇 市									167
	3,993	1,240	3	0	0	0	7	0	157
南 小 国 町									324
	571	191	0	0	0	0	1	0	0
小 国 町									0
	704	550	52	0	0	0	2	0	0
産 山 村									9
	521	123	1	0	0	0	0	0	9
高 森 町									52
	1,448	510	33	0	0	0	0	0	2
南 阿 蘇 村									54
	2,842	445	2	0	0	0	0	0	226
西 原 村									467
	1,600	53	0	0	0	0	0	0	693
西 原 村									60
	1,600	53	0	0	0	0	0	0	61
									121

注:保安林計、総合計の欄については、上段が重複指定面積、中段が実面積、下段が延べ面積。(資料:森林保全課)

単位:ha

区 分	保 安 林		自 然 公 園						
	そ の 他 保 安 林	保安林計	国 立 公 園					国 定 公 園	
			特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域	第 3 種 特 別 地 域	計	特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地 域
総 数	0 0 0	1,558 28,963 30,521	205	956	4,383	8,141	13,686	0	0
熊 本 市		125 229 354					0		
荒 尾 市		101 307 408					0		
玉 名 市		172 436 608					0		
玉 東 町		21 27 48					0		
和 水 町		14 642 656					0		
南 関 町		0 175 175					0		
長 洲 町		0 0 0					0		
山 鹿 市		263 4,662 4,925					0		
菊 池 市		262 5,535 5,797			107	65	172		
合 志 市		0 0 0					0		
大 津 町		86 1,371 1,457				35	35		
菊 陽 町		0 0 0					0		
阿 蘇 市		167 5,400 5,567	188	388	2,240	4,311	7,128		
南 小 国 町		0 763 763			188	304	492		
小 国 町		0 1,308 1,308				44	44		
産 山 村		9 645 654			182	82	264		
高 森 町		52 1,993 2,045			414	1,277	1,691		
南 阿 蘇 村		226 3,756 3,982	17	568	1,253	2,023	3,860		
西 原 村		60 1,714 1,774					0		

単位:ha

区 分	自 然 公 園								自然公園計
	国 定 公 園			県 立 公 園					
	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	特 別 保護地区	第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	計	
総 数	746	0	746	0	283	1,307	1,108	2,697	17,130
熊 本 市			0			221	497	718	718
荒 尾 市			0		66	339	240	645	645
玉 名 市			0		217	541	279	1,037	1,037
玉 東 町			0					0	0
和 水 町			0					0	0
南 関 町			0			206	92	298	298
長 洲 町			0					0	0
山 鹿 市			0					0	0
菊 池 市			0					0	172
合 志 市			0					0	0
大 津 町			0					0	35
菊 陽 町			0					0	0
阿 蘇 市			0					0	7,128
南小国町			0					0	492
小 国 町	746		746					0	790
産 山 村			0					0	264
高 森 町			0					0	1,691
南阿蘇村			0					0	3,860
西 原 村			0					0	0

単位:ha

区 分	そ の 他 制 限 林						総合計	
	保安施設 地 区	砂 防 指 定 地	都市計画 法による 風致地区	自然環境保全法に よる県自然環境保 全地域の特別地区	急傾斜地 崩壊危険 区 域	その他		そ の 他 制限林計
総 数	34	14	695	0	40	4	787	1,558 28,963 48,438
熊 本 市			695		9		704	125 229 1,776
荒 尾 市	0						0	101 307 1,053
玉 名 市	1						1	172 436 1,646
玉 東 町	1	1					1	21 27 49
和 水 町		0					0	14 642 656
南 関 町					0		0	0 175 473
長 洲 町							0	0 0 0
山 鹿 市	8				9		16	263 4,662 4,941
菊 池 市	17	0			18	1	37	262 5,535 6,006
合 志 市					3		3	0 0 3
大 津 町	6	2			0		8	86 1,371 1,500
菊 陽 町							0	0 0 0
阿 蘇 市							0	167 5,400 12,695
南小国町						0	0	0 763 1,255
小 国 町							0	0 1,308 2,098
産 山 村		3					3	9 645 921
高 森 町	1	8				2	11	52 1,993 3,747
南阿蘇村							0	226 3,756 7,842
西 原 村							0	60 1,714 1,774

## (6) 樹種別材積表

単位:m3

樹種 林種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	広葉樹等	その他 針葉樹	その他 広葉樹	計
	総数	27,473,306	5,957,464	200,652	1,309,401	3,269,004	1,452	89,628
人工林	27,473,306	5,957,464	132,055	321,911	-	1,452	84,121	33,970,309
天然林	-	-	68,597	987,490	3,269,004	-	5,507	4,330,598

資料:熊本県森林整備課

## (7) 荒廃地等の面積

単位:ha

区分	荒 廃 林 地				海 岸 砂 地	せき悪 林 地	備考
	総数	崩壊地	地すべ り 地	崩 壊 危 険 地			
総数	3,123.62	25.86	94.24	3,003.52	-	-	
熊本市	346.25	0.05	40.89	305.31			
熊本計	346.25	0.05	40.89	305.31	-	-	
荒尾市	12.17	-	-	12.17	-	-	
玉名市	101.00	-	-	101.00	-	-	
玉東町	34.99	-	-	34.99	-	-	
和水町	88.57	2.23	-	86.34	-	-	
南関町	42.87	1.87	-	41.00	-	-	
長洲町	-	-	-	-	-	-	
玉名地域計	279.60	4.10	-	275.50	-	-	
山鹿市	601.77	6.87	-	594.90	-	-	
鹿本計	601.77	6.87	-	594.90	-	-	
菊池市	341.43	2.53	27.69	311.21	-	-	
合志市	-	-	-	-	-	-	
大津町	108.91	-	-	108.91	-	-	
菊陽町	8.00	-	-	8.00	-	-	
菊池地域計	458.34	2.53	27.69	428.12	-	-	
阿蘇市	522.60	0.01	-	522.59	-	-	
南小国町	90.01	0.95	-	89.06	-	-	
小国町	303.32	9.14	20.00	274.18	-	-	
産山村	114.34	0.02	-	114.32	-	-	
高森町	119.13	0.78	-	118.35	-	-	
南阿蘇村	247.87	0.82	5.66	241.39	-	-	
西原村	40.39	0.59	-	39.80	-	-	
阿蘇地域計	1,437.66	12.31	25.66	1,399.69	-	-	

資料:熊本県森林保全課

## (8) 森林の被害

単位 面積:ha

種類 年度	気象災害			病虫害			獣害			林野火災		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
総数					0.05	0.05	23.91	5.19	5.26	76.15	5.64	0.30
熊本市					0.05	0.05	0.26	0.01				
熊本計					0.05	0.05	0.26	0.01				
荒尾市												
玉名市												
玉東町												
和水町										0.04		
南関町										0.01		
長洲町												
玉名地域計										0.05		
山鹿市										0.11	0.05	0.30
鹿本計										0.11	0.05	0.30
菊池市							0.68	0.58	0.03	1.37	0.40	
合志市												
大津町							6.95	0.28	2.40			
菊陽町												
菊池地域計							7.63	0.86	2.43	1.37	0.40	
阿蘇市								0.59	0.40	0.77	4.01	
南小国町							0.22	0.06				
小国町							0.49	0.41	2.19			
産山村							0.53			0.32		
高森町							1.86	0.02		55.62	1.00	
南阿蘇村							0.45	0.29	0.05			
西原村							12.47	2.95	0.19	17.91	0.18	
阿蘇地域計							16.02	4.32	2.83	74.62	5.19	

注1 火災、スギカミキリ、松くい虫、シカ等被害の顕著なものにつき、過去3カ年分を記載

2 被害面積は実損面積

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別経営体数

区分	総数	保有山林規模 (ha)											
		保有山林なし	1~3未満	3~5	5~10	10~20	20~30	30~50	50~100	100~500	500~1000	1000以上	
白川・菊池川計画区	熊本市	10	-	1	2	1	1	1	-	2	-	-	2
	熊本市計	10	-	1	2	1	1	1	-	2	-	-	2
	荒尾市		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	玉名市	4	-	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-
	玉東町		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	和水町	15	-	1	6	4	4	-	-	-	-	-	-
	南関町		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	長洲町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	玉名地域計	19	-	1	9	5	4	-	-	-	-	-	-
	山鹿市	57	3	1	14	5	15	7	5	3	3	-	1
	山鹿市計	57	3	1	14	5	15	7	5	3	3		1
	菊池市	89	1	3	21	20	17	9	11	6	-	-	1
	合志市		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	大津町	8	-	-	4	2	-	1	-	-	1	-	-
	菊陽町		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
	菊池地域計	97	1	3	25	22	17	10	11	6	1	-	1
	阿蘇市	89	4	4	29	17	21	6	4	1	3	-	-
	南小国町	97	1	3	13	21	26	17	8	5	3	-	-
	小国町	97	1	2	19	34	18	7	8	4	4	-	-
	産山町	26	1	-	4	8	8	3	1	-	1	-	-
高森町	56	1	2	8	12	20	5	5	2	1	-	-	
南阿蘇村	13	-	2	4	4	-	-	1	1	1	-	-	
西原村	11	-	1	4	1	3	-	-	1	1	-	-	
阿蘇地域計	389	8	14	81	97	96	38	27	14	14	-	-	
総数	572	12	20	131	130	133	56	43	25	18	-	4	
緑川計画区	219	2	5	59	75	44	14	8	6	1	1		
球磨川計画区	390	22	6	62	70	89	33	32	29	30	9	8	
天草計画区	71		1	12	19	15	3	8	5	4	2	1	
県計	1,252	36	32	264	294	281	106	91	65	53	12	13	

出典：2020年世界農林業センサス(農林業経営体調査)

(2) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区分	市町村	組合名	組合員数	常勤役職員数	出資金総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積
森林組合	総数	(5組合)	11,644	5	741,792	85,672
	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町	玉名	1,385	1	33,142	4,804
	山鹿市	鹿本	2,046	1	171,025	11,315
	菊池市、合志市、大津町、菊陽町	菊池	1,839	1	143,062	10,072
	阿蘇市、南小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	阿蘇	5,667	1	341,099	54,298
	小国町	小国町	707	1	53,464	5,183
生産森林組合						

資料:熊本県団体支援課(R5森林組合一斉調査)  
調査時点:令和5年(2023年)5月31日現在

イ 事業内容及び活動状況等

区分	組合名	事業 総取扱高 千円	素材取扱量			加工 (小径木・ チップ含 む) m <sup>3</sup>	造林		購買 売上高 千円	金融期末 貸付残高 千円	作業班 員数 人
			販売 m <sup>3</sup>	林産 m <sup>3</sup>	計 m <sup>3</sup>		新植 ha	保育 ha			
森林 組合	(5組合)	2,924,404	47,723	124,856	172,579	24,477	336	1,393	232,423	32,828	97
	玉名	149,465	1,952	3,900	5,852	-	-	32	3,648	-	10
	鹿本	382,494	15,646	15,657	31,303	-	35	117	48,951	-	15
	菊池	544,668	14,781	12,774	27,555	7,433	58	459	12,834	-	24
	阿蘇	1,429,801	10,949	54,862	65,811	16,799	209	656	152,349	-	46
	小国町	417,976	4,395	37,663	42,058	245	34	129	14,641	32,828	2

区分	組合名	立木 販売量 m <sup>3</sup>	木材販売量			立木の伐採			森林造成	
			一般用材 m <sup>3</sup>	ハルブ その他 m <sup>3</sup>	計 m <sup>3</sup>	主伐 ha	間伐 ha	計 ha	新植 ha	保育 ha
生産 森林 組合										

資料:熊本県団体支援課(令和5年度森林組合一斉調査)  
調査時点:令和5年(2023年)5月31日現在

## (3) 林業事業体等の現況

単位 事業量:m3

区 分	造 林 業		素 材 生 産 業		木 材 卸 売 業		素 材 市 売 市 場		木 材 ・ 木 製 品 製 造 業					
	事業体数	事業体数	事業量	事業体数	市場数	事業量	製 材 業		チ ッ プ		集 成 材		プ レ カ ッ ト	
							事業体数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量	事業体数	事業量
総 数	9	59	106,455	74	7	360,990	41	219,153	11	191,154	1	-	8	-
熊 本 市	2	12	-	38	2	-	10	-					5	-
熊本計	2	12	-	38	2	-	10	-	-	0	-	0	5	-
荒 尾 市	0	1	-	4			1	-	1	-	1	-		
玉 名 市	0	2	-	5	0	0	0	0						
玉 東 町	0													
和 水 町	0	2	-	1			3	-	1	-				
南 関 町	0	1	-	4			2	-						
長 洲 町	0													
玉名地域計	0	6	-	14	-	0	6	-	2	-	1	-	-	0
山 鹿 市	2	7	-	4	1	-	3	-	3	-			1	-
鹿本計	2	7	-	4	1	-	3	-	3	-	-	0	1	-
菊 池 市	1	9	-	2	1	-	3	-	1	-			1	-
合 志 市	1	0		2			1	-					1	-
大 津 町	0	3	-	2			1	-	1	-				
菊 陽 町	0	3	-					0						
菊池地域計	2	15	-	6	1	-	5	-	2	-	-	0	2	-
阿 蘇 市	2	10	-	6			4	-						
南小国町	0	0	0	1	1	0	2	-	1	-				
小 国 町	0	3	-	2	1	-	6	-	2	-				
産 山 村	1													
高 森 町	0	2	-	1	1	0	2	-						
南阿蘇村		1	-	1	0	0	2	-	1	-				
西 原 村	0	3	-	1	0	0	1	-						
阿蘇地域計	3	19	-	12	3	-	17	-	4	-	-	0	-	0

注1 事業体数については、一の事業体が2以上の事業種を兼ねている場合は、それぞれに事業体数を計上

注2 素材生産業の事業量は、各市町村内の認定事業体において生産された直近の素材材積(国有林分含む。)

## (4) 林業労働力の概況（林業就業者数）

単位：人

区 分	総計	年齢区分別															
		15～ 19	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65～ 69	70～ 74	75～ 79	80～ 84	85～	
白 川	熊本市	252	2	11	10	12	16	35	42	26	49	30	10	4	4	1	0
	熊本市計	252	2	11	10	12	16	35	42	26	49	30	10	4	4	1	0
	荒尾市	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	玉名市	8	0	1	0	0	0	2	2	1	0	1	1	0	0	0	0
	玉東町	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	和水町	12	0	0	0	2	1	3	1	0	4	1	0	0	0	0	0
	南関町	14	0	0	0	1	0	2	1	3	3	0	2	2	0	0	0
	長洲町	2	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	玉名計	39	0	2	0	5	2	7	5	4	7	2	3	2	0	0	0
	菊 池	山鹿市	56	0	8	3	4	7	5	4	5	4	9	3	3	0	1
山鹿市計		56	0	8	3	4	7	5	4	5	4	9	3	3	0	1	0
川 計	菊池市	112	3	3	10	4	13	13	10	7	9	12	12	9	5	1	1
	合志市	28	0	1	0	4	2	6	4	2	4	3	0	2	0	0	0
	大津町	37	1	1	2	3	4	6	2	2	7	5	2	1	1	0	0
	菊陽町	24	0	0	2	4	1	1	2	4	8	2	0	0	0	0	0
	菊池計	201	4	5	14	15	20	26	18	15	28	22	14	12	6	1	1
画 区	阿蘇市	133	2	4	8	8	11	12	7	6	16	17	15	17	7	3	0
	南小国町	36	0	0	2	1	4	3	0	4	5	5	5	4	3	0	0
	小国町	72	0	1	2	5	4	4	10	8	9	13	3	8	4	1	0
	産山村	6	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	1	0	0
	高森町	40	0	1	3	2	2	2	2	6	5	4	3	5	4	1	0
	南阿蘇村	24	0	1	1	1	0	2	3	2	4	5	3	1	1	0	0
	西原村	9	0	0	1	1	1	2	1	1	0	0	1	1	0	0	0
	阿蘇計	320	2	7	18	18	22	25	24	27	40	45	31	36	20	5	0
総計	868	8	33	45	54	67	98	93	77	128	108	61	57	30	8	1	
緑川計画区	244	0	13	12	22	24	9	13	23	33	32	28	21	8	5	1	
球磨川計画区	1,139	15	57	46	91	95	129	106	88	133	146	109	76	32	11	5	
天草計画区	147	0	3	5	14	8	23	20	22	14	16	15	2	1	0	4	
県計	2,398	23	106	108	181	194	259	232	210	308	302	213	156	71	24	11	

資料：熊本県林業統計要覧（令和6年度版）

(5) 林業機械化の概況

機 械 種 名	説 明	単 位	白川・菊池川計画区					緑川 計画区	球磨川 計画区	天 草 計画区	総計		
			熊本	玉名	鹿本	菊池	阿蘇					計	
高性能 林業 機械	フェラーバンチャ	立木を伐倒、集積する 自走式機械			1	11	1	13	2	30	2	47	
	スキッダ	牽引式集材専用のトラク タ			0			0	0	0		0	
	プロセッサ	枝払い、玉切りする自 走式機械			3	10	7	20	12	88	1	121	
	ハーベスタ	伐倒、枝払い、玉切り する自走式機械			2	5	7	14	7	6	1	28	
	フォワード	積載式集材専用車両			6	14	14	34	24	108	7	173	
	タワーヤード	元柱を具備した自走式 機械			0	0		0	0	3	0	3	
	スイングヤード	旋回可能なブームを装 備する集材機械				1	1	2	7	55	1	65	
	グラップルバケット	バケットとフォークを併 用した機械			2	2	11	9	24	16	57	2	99
	その他	新たな架線集材システ ムや乗用型造林機械 等			2	0		2	4	31	7	44	

注) 令和6年度(令和5年度実績)林業機械・器具現況調査による。

## (6)作業路網等の整備の概況

区 分		路 線 数	延 長 (m)	備 考
総 数		3,719	2,087,595	
熊本	熊 本 市	13	9,052	
	小 計	13	9,052	
玉名	荒 尾 市	1	960	
	玉 名 市	3	2,010	
	玉 東 町	6	2,832	
	和 水 町	69	37,969	
	南 関 町	26	14,517	
	長 洲 町	-	-	
	小 計	105	58,288	
鹿本	山 鹿 市	535	333,762	
	小 計	535	333,762	
菊池	菊 池 市	793	440,438	
	合 志 市	-	-	
	大 津 町	104	125,089	
	菊 陽 町	2	1,100	
	小 計	899	566,627	
阿蘇	阿 蘇 市	617	318,600	
	南 小 国 町	342	184,965	
	小 国 町	192	109,625	
	産 山 村	198	86,997	
	高 森 町	542	270,697	
	南 阿 蘇 村	196	77,831	
	西 原 村	80	71,151	
	小 計	2,167	1,119,866	

資料：熊本県森林整備課

注)熊本県林業統計要覧(令和5年度版)の開設延長に、令和5年度開設実績を加算したもの。

(7) 持続的伐採可能量

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安(千m3)
637

第2表 再造林率に応じた持続的伐採可能量(年間)

単位 再造林率:% 材積:千m3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	637	198	835
90	573		771
80	510		708
70	446		644
60	382		580
50	319		517
40	255		453
30	191		389
20	127		325
10	64		262

4 県内森林資源の推移

(1) 全 県

資料：民有林資源調査書(各年4月1日現在)

区 分	森 林 資 源 の 状 況													
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
面 積 ha	総 数	398,907	398,778	398,477	398,177	398,188	397,384	397,475	397,262	396,949	396,826	396,773	396,064	395,836
	人 工 林	242,016	241,942	241,793	241,932	242,106	241,430	241,578	241,394	241,320	241,616	241,677	241,575	241,743
	ス ギ	138,546	138,542	138,157	137,914	137,957	137,907	138,045	138,072	138,023	138,607	139,051	139,030	139,324
	ヒノキ その他	91,636 11,834	91,624 11,776	91,714 11,922	91,641 12,377	91,610 12,539	90,998 12,525	90,970 12,563	90,801 12,518	90,801 12,521	90,780 12,518	90,391 12,617	89,988 12,638	89,791 12,753
蓄 積 千 m <sup>3</sup>	天然林	126,757	126,565	126,292	125,833	125,686	125,655	125,641	125,453	125,269	125,021	124,910	124,516	124,186
	その他	30,134	30,271	30,392	30,412	30,396	30,299	30,256	30,415	30,360	30,189	30,185	29,973	29,907
	総 数	116,552	118,197	119,703	120,819	121,892	123,000	125,167	126,156	127,265	127,963	128,962	129,718	130,518
	人 工 林	95,666	97,213	98,621	99,705	100,707	102,608	103,851	104,792	106,056	106,687	107,606	108,312	109,083
蓄 積 千 m <sup>3</sup>	ス ギ	62,811	63,670	64,363	64,827	65,278	66,229	66,871	67,307	68,021	68,298	68,870	69,155	69,517
	ヒノキ	30,711	31,377	32,063	32,653	33,186	34,109	34,683	35,170	35,699	36,034	36,360	36,745	37,136
	その他	2,144	2,166	2,195	2,225	2,244	2,270	2,297	2,315	2,336	2,356	2,376	2,412	2,430
	天然林	20,886	20,984	21,082	21,114	21,185	21,192	21,316	21,364	21,209	21,276	21,356	21,406	21,436
その他(千束)	10,380	10,359	10,324	10,298	10,281	10,179	10,179	10,179	10,153	10,094	10,054	10,154	9,962	9,865

(2) 白川・菊池川計画区

区 分	森 林 資 源 の 状 況													
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
面 積 ha	総 数	115,426	115,409	115,348	115,241	115,248	115,095	115,157	114,964	114,835	114,602	114,560	114,135	113,751
	人 工 林	68,188	68,098	68,180	68,063	68,047	68,218	68,247	68,076	68,060	68,121	68,186	68,078	68,058
	ス ギ	50,153	50,083	49,990	49,735	49,650	49,648	49,640	49,509	49,491	49,526	49,642	49,511	49,439
	ヒノキ その他	14,771 3,264	14,762 3,253	14,877 3,313	14,909 3,420	14,944 3,453	15,074 3,497	15,086 3,521	15,086 3,521	15,090 3,478	15,089 3,480	15,069 3,525	15,016 3,528	15,015 3,553
蓄 積 千 m <sup>3</sup>	天然林	27,525	27,527	27,456	27,431	27,439	27,315	27,359	27,201	27,127	26,919	26,857	26,660	26,405
	その他	19,713	19,784	19,712	19,747	19,762	19,561	19,550	19,686	19,647	19,562	19,517	19,396	19,289
	総 数	34,763	35,244	35,597	35,757	36,105	36,791	37,125	37,242	37,242	37,549	37,734	38,113	38,301
	人 工 林	30,360	30,825	31,174	31,327	31,655	32,335	32,654	32,795	33,159	33,368	33,736	33,907	33,970
蓄 積 千 m <sup>3</sup>	ス ギ	24,877	25,235	25,470	25,559	25,812	26,283	26,513	26,592	26,894	27,046	27,342	27,447	27,473
	ヒノキ	5,008	5,108	5,214	5,276	5,350	5,543	5,625	5,690	5,745	5,799	5,864	5,925	5,957
	その他	475	481	489	492	494	509	516	514	520	524	529	535	540
	天然林	4,403	4,419	4,424	4,430	4,450	4,456	4,472	4,447	4,390	4,365	4,377	4,358	4,331
その他(千束)	4,562	4,561	4,547	4,532	4,531	4,508	4,507	4,483	4,483	4,404	4,451	4,340	4,247	

5. 林道開設・拡張計画数量の箇所別明細（既設林道を含む）

計画期間(R7. 4. 1~R17. 3. 31)

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		熊本市	大多尾線	1,796	1,796						101A	無	
既設	管理	○	熊本市	野出九万岳線	1218	1,218							無	
既設	管理	○	熊本市	見継線	972	972							無	
既設	管理	○	熊本市	向山葉山線	1,976	1,976							無	
			<b>熊本市 計</b>		<b>5,962</b>	<b>5,962</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
			<b>熊本地域 計</b>		<b>5,962</b>	<b>5,962</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
既設	基幹		玉名市	東部小岱山線	5,801	5,801						58	無	
既設	管理		玉名市	小岱山線	5,097	5,097						101A	無	
既設	管理		玉名市	石尾線	1,880	1,880						102B	無	広域開設後102A
既設	管理		玉名市	開田線	1,384	1,384						103A	無	
既設	管理		玉名市	箱谷線	282	282						104A	無	
			<b>玉名市 計</b>		<b>14,444</b>	<b>14,444</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
既設	管理		玉東町	天神平線	225	225						101A	無	
既設	管理		玉東町	稼線	3,550	3,550						102A	無	和水町104A, 山鹿市150A
			<b>玉東町 計</b>		<b>3,775</b>	<b>3,775</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
既設	管理		和水町	蜻浦線	2,540	2,540						101A	無	
既設	管理		和水町	日平線	1,967	1,967						102A	無	
既設	管理		和水町	大石ノ本線	1,540	1,540						103A	無	
既設	管理		和水町	稼線	450	450						104A	無	玉東町102A, 山鹿市150A
			<b>和水町 計</b>		<b>6,497</b>	<b>6,497</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
既設	基幹		南関町	東部小岱山線	3,505	3,505						58	無	
既設	管理		南関町	宮尾線	650	650						101B	無	
既設	管理		南関町	柿原線	1,590	1,590						102B	無	
先線開設	管理		南関町	福山二城山線	2,413	4,613		2,200				203A	無	
			<b>南関町 計</b>		<b>8,158</b>	<b>10,358</b>	<b>0</b>	<b>2,200</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
			<b>玉名地域 計</b>		<b>32,874</b>	<b>35,074</b>	<b>0</b>	<b>2,200</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
既設	基幹		山鹿市	八方ヶ岳線	16,539	16,539			34	300	○	50	無	
既設	基幹		山鹿市	八方ヶ岳西線	30,347	30,347			268	300	○	52	無	
既設	基幹		山鹿市	西岳不動岩線	17,478	17,478			20	300	○	53	有	
既設	管理		山鹿市	丸山線	589	589				589		101A	有	
既設	管理		山鹿市	開山線	933	933				933	○	102A	無	
既設	管理		山鹿市	竹の谷線	2,150	2,150				2,150		103A	無	
既設	管理		山鹿市	男岳線	1,041	1,041				1,041	○	104A	無	
既設	管理		山鹿市	麻生線	1,150	1,150			4	1,150	○	106A	無	
既設	管理		山鹿市	西岳本手線	1,520	1,520			7	1,520	○	107A	無	
既設	管理		山鹿市	平線	810	810				810	○	108A	無	
既設	管理		山鹿市	迫浦線	1,138	1,138				1,138	○	109A	無	
既設	管理		山鹿市	上後川内線	450	450				450	○	111A	無	
既設	管理		山鹿市	長橋線	363	363				363	○	112A	無	
既設	管理		山鹿市	叶田線	4,002	4,002				2,392	○	113A	無	
既設	管理		山鹿市	向野線	1,260	1,260				259	○	114A	無	
既設	管理		山鹿市	小原線	1,010	1,010				1,010	○	115A	無	
既設	管理		山鹿市	後川内線	960	960				960	○	116A	無	
既設	管理		山鹿市	馬場野線	4,398	4,398			8	4,398	○	117A	無	
既設	管理		山鹿市	後山線	560	560			7	560	○	118A	無	
既設	管理		山鹿市	三楠線	1,003	1,003				1,003	○	119A	無	
既設	管理		山鹿市	柚木谷線	1,018	1,018				1,018	○	120A	無	
既設	管理		山鹿市	山の口線	1,700	1,700						122A	無	
既設	管理		山鹿市	竹ノ山線	1,380	1,380				1,380		123A	無	
既設	管理		山鹿市	黒猪線	260	260				260	○	124A	無	
既設	管理		山鹿市	第二黒猪線	500	500				500	○	125A	無	
既設	管理		山鹿市	竹尾の向線	1,040	1,040				1,040	○	126A	無	
既設	管理		山鹿市	長尾線	1,459	1,459				1,459	○	127A	無	
既設	管理		山鹿市	清水線	1,292	1,292			8	1,292	○	128A	無	
既設	管理		山鹿市	広見線	1,040	1,040				1,040	○	129A	無	
既設	管理		山鹿市	西岳北向線	3,613	3,613				236	○	130A	無	
既設	管理		山鹿市	高野線	4,000	4,000			200	3,413	○	131A	無	
既設	管理		山鹿市	桑弦線	2,311	2,311			280	280	○	133A	無	
既設	管理		山鹿市	迫線	834	834				634	○	134A	無	
既設	管理		山鹿市	小川内線	1,445	1,445				1,005	○	135A	無	
既設	管理		山鹿市	長谷川線	1,414	1,414			7	1,200	○	136A	無	

登載区分	種類	林業 専用道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		山鹿市	車谷線	520	520				700	○	137A	無	
既設	管理		山鹿市	横尾線	500	500				500		138A	無	
既設	管理		山鹿市	黒仁田線	1,356	1,356				1,356		139A	無	
既設	管理		山鹿市	グミノ線	1,440	1,440			5	1,440	○	140A	無	
既設	管理		山鹿市	阿佐古線	864	864				264	○	141A	無	
既設	管理		山鹿市	浦矢谷線	1,200	1,200			10	1,200	○	142A	無	
既設	管理		山鹿市	上津野線	511	511				281	○	143A	無	
既設	管理		山鹿市	タカトリ線	928	928				928		144A	無	
既設	管理		山鹿市	岩原線	286	286				286	○	145A	無	
既設	管理		山鹿市	霜野線	740	740				270	○	146A	無	
既設	管理		山鹿市	中浦線	3,131	3,131				2,521	○	147A	無	
既設	管理		山鹿市	寺米野線	1,586	1,586				681	○	148A	無	
既設	管理		山鹿市	上岩原線	825	825				625	○	149A	無	
既設	管理		山鹿市	稼線	0	0						150A	無	玉東町102A, 和水町104A
既設	管理		山鹿市	三楠竹の谷線	7,193	7,193				5,260	○	151B	無	205B→151B
既設	管理		山鹿市	酒造野陣内線	1,220	1,220				1,220		152A	有	209A→152A
先線開設	管理		山鹿市	竹山西岳線	3,290	5,150				3,290		202A	無	
先線開設	管理		山鹿市	堂原線	2,005	3,705				2,005		204A	無	
先線開設	管理		山鹿市	高城線	1,126	1,326				1,126		206C	無	既設121A
新規開設	管理		山鹿市	櫛毛線	0	800						207A	無	
新規開設	管理		山鹿市	車谷2号線	0	800						208A	無	
先線開設	管理		山鹿市	井ノ月線	440	1,840				440		210A	無	
新規開設	管理		山鹿市	柿木田線	0	1,800						211B	無	
新規開設	管理		山鹿市	山ノ口線	0	2,140				1,700		212A	有	
既設	管理	○	山鹿市	迫長谷川線	1,200	1200							無	
			<b>山鹿市 計</b>		<b>141,368</b>	<b>152,068</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>858</b>	<b>62,476</b>				
			<b>鹿本地域 計</b>		<b>141,368</b>	<b>152,068</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>858</b>	<b>62,476</b>				
既設	基幹		菊池市	菊池人吉線	14,515	14,515			51		○	1	無	橋梁補修
既設	基幹		菊池市	八方ヶ岳線	16,991	16,991			542		○	50	無	橋梁補修
既設	基幹		菊池市	鞍岳線	1,589	1,589			143		○	55	無	橋梁補修
新規開設	基幹		菊池市	水源線	0	18,000						59	無	
既設	基幹		菊池市	竜門線	14,532	14,532			443		○	84	無	橋梁補修
既設	管理		菊池市	日生野1号線	1,309	1,309			18		○	101A	無	橋梁補修
既設	管理		菊池市	奥江線	2,340	2,340						102A	有	橋梁補修
既設	管理		菊池市	塩井谷線	225	225						103A	無	橋梁補修
既設	管理		菊池市	亀ノ甲線	470	470						104A	無	
既設	管理		菊池市	日生野2号線	400	400						105A	無	
既設	管理		菊池市	遠矢迫線	441	441						106A	無	
既設	管理		菊池市	高城線	1,310	1,310						107A	無	
既設	管理		菊池市	平山線	1,175	1,175						108A	無	
既設	管理		菊池市	狸穴線	729	729						109A	無	
既設	管理		菊池市	楮畑線	1,819	1,819						110A	無	
既設	管理		菊池市	津江道線	1,171	1,171			27		○	111A	無	
既設	管理		菊池市	権現山線	1,349	1,349			20		○	113A	無	
既設	管理		菊池市	水源・大野2号線	1,914	1,914						114A	無	
既設	管理		菊池市	宮ノ上線	576	576						115A	無	
既設	管理		菊池市	生蘇線	1,475	1,475						116A	無	
既設	管理		菊池市	椎場1号線	1,796	1,796						117A	無	
既設	管理		菊池市	椎場2号線	1,376	1,376						118A	無	
既設	管理		菊池市	白木線	388	388						119A	無	
既設	管理		菊池市	新山1号線	8,169	8,169						120A	無	
既設	管理		菊池市	岳河原1号線	425	425						121A	無	
既設	管理		菊池市	赤崩線	416	416						122A	無	
既設	管理		菊池市	平線	2,169	2,169						123A	無	
既設	管理		菊池市	岳河原2号線	3,169	3,169						125A	無	
新規開設	管理		菊池市	北旭野線	0	2,000						201A	無	
新規開設	管理		菊池市	麓線	0	2,000						202B	無	
新規開設	管理		菊池市	岩本線	0	4,000						203A	無	
既設	管理		菊池市	二本松線	2,682	2,682						208B	無	
既設	管理		菊池市	酒造野陣内線	497	497						126A	無	209A→126A 山鹿市152A
新規開設	管理		菊池市	足手荒神山線	0	750						210A	無	
新規開設	管理		菊池市	谷山線	0	400						212A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
新規開設	管理		菊池市	中原・松島線	0	1,300						213A	無	
新規開設	管理		菊池市	山の神線	0	2,000						214B	無	
新規開設	管理		菊池市	銭亀線	0	4,000						215A	無	
先線開設	管理		菊池市	獅子ヶ城線	1,370	2,705						216B	無	既設112A
既設	管理	○	菊池市	旭野線	1,800	1,800							無	
既設	管理	○	菊池市	大野線	1,400	1,400							無	
既設	管理	○	菊池市	市成線	1,500	1,500							無	
新規開設	管理		菊池市	獅子ヶ城2号線	0	660					○			
新規開設	管理		菊池市	焼塚線	0	495					○			
新規開設	管理		菊池市	伊牟田線	0	4,091		4,091	22	3,492				
			<b>菊池市 計</b>		<b>91,487</b>	<b>132,518</b>	<b>0</b>	<b>4,091</b>	<b>1,266</b>	<b>3,492</b>				
既設	基幹		大津町	菊池人吉線	10,135	10,135			145	3,367	○	1	無	
既設	基幹		大津町	鞍岳線	2,509	2,509						55	無	
既設	管理		大津町	猪郷谷線	3,256	3,256			8			101A	無	
既設	管理		大津町	瀬田裏線	5,230	7,130		1,900	26	2,000	○	102A	無	
先線開設	管理		大津町	中畑線	1,000	2,500						203B	有	既設103A
既設	管理		大津町	多々良線	1,856	1,856						104A	無	
既設	管理		大津町	菅の谷線	810	810						105A	無	
既設	管理		大津町	古城線	1,217	1,217						201A	無	
新規開設	管理		大津町	高尾野線	0	1,200						202B	無	
既設	管理	○	大津町	六番車帰1号線	875	875							無	
既設	管理	○	大津町	六番車帰2号線	1,327	1,327							無	
既設	管理	○	大津町	真木大神宮2号線	1,000	1,000							無	
			<b>大津町 計</b>		<b>29,215</b>	<b>33,815</b>	<b>0</b>	<b>1,900</b>	<b>179</b>	<b>5,367</b>				
			<b>菊池地域 計</b>		<b>120,702</b>	<b>166,333</b>	<b>0</b>	<b>5,991</b>	<b>1,445</b>	<b>8,859</b>				
既設	基幹		阿蘇市	阿蘇東部線	10,009	10,009			42		○	98	無	
既設	管理		阿蘇市	大河原線	2,910	2,910				2,240		101A	無	
既設	管理		阿蘇市	梶畑線	1,280	1,280				1,280		102A	無	
既設	管理		阿蘇市	釜割線	2,139	2,139						104A	無	
既設	管理		阿蘇市	大人線	1,388	1,388				928	○	105A	無	
既設	管理		阿蘇市	金打線	2,195	2,195				871		106A	無	
既設	管理		阿蘇市	石原線	1,828	1,828				1,088	○	107A	無	
既設	管理		阿蘇市	上の宇土線	2,036	2,036						108A	無	
既設	管理		阿蘇市	檜原線	1,477	1,477						109A	無	
既設	管理		阿蘇市	高柳線	2,753	2,753						111A	無	
既設	管理		阿蘇市	一里山線	709	709				709		113A	無	
既設	管理		阿蘇市	堀の口線	1,479	1,479						114A	無	
既設	管理		阿蘇市	鬼ヶ城線	2,867	2,867				1,740		115A	無	
既設	管理		阿蘇市	堂面線	964	964				964	○	116A	無	産山村116A
既設	管理		阿蘇市	小仲尾線	2,147	2,147						118A	無	
既設	管理		阿蘇市	桜ヶ水線	4,318	4,318						119A	無	
既設	管理		阿蘇市	手野線	2,439	2,439						120A	無	
既設	管理		阿蘇市	野尾野線	0	0						121B	無	南小国町115B
既設	管理		阿蘇市	端辺大鶴線	5,544	5,544						122A	無	
既設	管理		阿蘇市	竹原高塚線	3,573	3,573						123A	無	
既設	管理		阿蘇市	小池線	2,145	2,145				2,145		124B	無	
既設	管理		阿蘇市	山田線	2,794	2,794				2,794		125A	無	
既設	管理		阿蘇市	小倉A線	2,722	2,722				2,722		126A	無	
新規開設	管理		阿蘇市	大峠線	0	1,700		850				201B	無	
既設	管理	○	阿蘇市	的石端辺2号線	1,360	1,360							無	
既設	管理	○	阿蘇市	西小園西湯浦線	1,257	1,257							無	
既設	管理	○	阿蘇市	蛇の尾上線	1,220	1,220							無	
既設	管理	○	阿蘇市	小園線	380	380							無	
既設	管理	○	阿蘇市	野尾納線	1,050	1,050							無	
			<b>阿蘇市 計</b>		<b>64,983</b>	<b>66,683</b>	<b>0</b>	<b>850</b>	<b>42</b>	<b>17,481</b>				
既設	管理		南小国町	上矢田原線	5,667	5,667						101A	無	
既設	管理		南小国町	原口平線	910	910			500			102A	無	
既設	管理		南小国町	北二又線	700	700			500			103A	無	
既設	管理		南小国町	牛房草線	2,580	2,580			500			104A	無	
既設	管理		南小国町	河内線	4,478	4,478				200		105A	無	
既設	管理		南小国町	立岩線	1,889	1,889				300		106A	無	
既設	管理		南小国町	田ノ原線	883	883						107A	無	
既設	管理		南小国町	長藪線	1,235	1,235						108A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		南小国町	平爪線	1,230	1,230						109A	無	
既設	管理		南小国町	七滝線	1,773	1,773						110A	無	
既設	管理		南小国町	湯田線	1,628	1,628			1,000			111A	無	
既設	管理		南小国町	城ノ尾線	998	998						112A	無	
既設	管理		南小国町	倉刈線	1,099	1,099			500	500		113A	無	
既設	管理		南小国町	上ウツオギ線	1,816	1,816				1,200	○	114A	無	
既設	管理		南小国町	野尾野線	963	963				300		115B	無	阿蘇市121B
既設	管理		南小国町	臼内切線	978	978						116A	無	
既設	管理		南小国町	星和線	750	750						117A	無	
既設	管理		南小国町	樋ノ口線	1,543	1,543						118A	無	
既設	管理		南小国町	湯田上線	1,546	1,546						119A	無	
既設	管理		南小国町	小波瀬線	926	926			300			120A	無	
既設	管理		南小国町	小藪樋ノ口線	1,183	1,183						121A	無	小国町131A
既設	管理		南小国町	上ノ山線	1,423	1,423			500	1,423		122A	無	
既設	管理		南小国町	小原線	1,678	1,678						123A	無	
既設	管理		南小国町	瀬戸ノ口線	3,868	3,868				2,000		124A	無	
既設	管理		南小国町	馬場上線	2,319	2,319				789	○	125A	無	
既設	管理		南小国町	持井手線	2,515	2,515				2,500		126A	無	
新規開設	管理		南小国町	打手原線	0	1,950						204A	無	
新規開設	管理		南小国町	上小波瀬線	0	1,500						205A	無	
新規開設	管理		南小国町	黒川線	0	1,800						208A	無	
既設	管理		南小国町	古屋線	1,060	1,060						209A	無	
新規開設	管理		南小国町	兵底線	0	1,500						210A	無	
新規開設	管理		南小国町	岩屋線	0	2,300						211A	無	
既設	管理	○	南小国町	影群線	1,291	1,291							無	
既設	管理	○	南小国町	東長田線	1,375	1,375							無	
既設	管理	○	南小国町	草津線	1,280	1,280							無	
既設	管理	○	南小国町	東絵解2号線	870	870							無	
既設	管理	○	南小国町	西十三都線	1,530	1,530							無	
既設	管理	○	南小国町	長迫線	660	660							無	阿蘇市から移行
既設	管理	○	南小国町	合敷線	730	730							無	阿蘇市から移行
既設	管理	○	南小国町	茂園線	2,270	2,270							無	
既設	管理	○	南小国町	後谷線	800	800							無	
既設	管理	○	南小国町	道休線	2,400	2,400							無	
既設	管理	○	南小国町	向原線	300	300							無	
既設	管理	○	南小国町	作ヶ倉線	1,700	1,700							無	
既設	管理	○	南小国町	上長崎線	1,850	1,850							無	
既設	管理	○	南小国町	初鹿野線	1,710	1,710							無	
既設	管理		南小国町	三村野南線	2,132	2,132						212B	無	
			<b>南小国町 計</b>		<b>68,536</b>	<b>77,586</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,800</b>	<b>9,212</b>				
既設	管理		小国町	上滴水線	3,134	3,134				2,874		102A	無	
既設	管理		小国町	高津屋線	1,713	1,713			784	1,119		103A	無	
既設	管理		小国町	赤鹿線	2,257	2,257				1,132		104A	無	
既設	管理		小国町	寺尾野線	841	841				241		107A	無	
既設	管理		小国町	浅瀬線	839	839				819		108A	無	
既設	管理		小国町	千辺線	1,100	1,100				1,020		109A	無	
先線開設	管理		小国町	薄野線	1,030	1,600			1,030	1,359	○	110B	無	
既設	管理		小国町	扇山線	1,145	1,145			1,145	1,125	○	111A	無	
既設	管理		小国町	北弓田線	1,507	1,507				1,183		112A	無	
既設	管理		小国町	田ノ尻線	2,200	2,200				753		113A	無	
既設	管理		小国町	池ノ内線	490	490				490		114A	無	
既設	管理		小国町	下巢線	3,078	3,078			500			115A	無	
既設	管理		小国町	馬込線	620	620				620		116A	無	
既設	管理		小国町	田原線	990	990						117A	無	
既設	管理		小国町	三田河内線	1,143	1,143				674		118A	無	
既設	管理		小国町	手水野線	2,550	2,550			1,000			119A	無	
既設	管理		小国町	秋原線	2,169	2,169				1,350		120A	無	
既設	管理		小国町	赤谷線	1,080	1,080			500	80		121A	無	
既設	管理		小国町	石井線	853	853				753		122A	無	
既設	管理		小国町	湯ノ平線	3,638	3,638			500	2,934	○	123A	無	
既設	管理		小国町	妙見線	1,446	1,446						124A	無	
既設	管理		小国町	星ヶ太郎線	1,622	1,622				1,622		125A	無	
既設	管理		小国町	岩ノ上線	1,962	1,962				1,198	○	126A	無	

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路線名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理		小国町	北里弓田線	4,053	4,053				2,514	○	127A	無	
既設	管理		小国町	宮ノ台線	1,436	1,436				1,237		128A	無	
既設	管理		小国町	松ノ本線	1,892	1,892			500	1,727		129B	無	
既設	管理		小国町	蛭石線	763	763				763		130A	無	
既設	管理		小国町	小藪樋ノ口線	1,338	1,338						131A	無	南小国町121A
既設	管理		小国町	馬場野線	766	766				766		132A	無	
既設	管理		小国町	立平線	1,360	1,360						133A	無	
既設	管理		小国町	弥太郎谷線	664	664				664		135A	無	
既設	管理		小国町	片草線	820	820				710	○	136A	無	
既設	管理		小国町	荒倉線	3,127	3,127						137A	無	
既設	管理		小国町	手水野東河内線	3,044	3,044				2,810		138A	無	
既設	管理		小国町	室原II線	1,718	1,718				1,559		140A	無	
既設	管理		小国町	後ヶ山線	1,692	1,692				1,672		141A	無	
既設	管理		小国町	加洲野線	1,788	1,788						142A	無	
既設	管理		小国町	川平線	1,540	1,540						143A	無	
新規開設	管理		小国町	湯田山線	0	1,500				500		211A	無	
新規開設	管理		小国町	坂本線	0	2,000				1,000		213A	無	
新規開設	管理		小国町	山ノ口線	0	700				500		214A	無	
先線開設	管理		小国町	位河内線	2,440	3,440				3,403		219A	無	
先線開設	管理		小国町	永畑線	1,916	2,344			200	1,916		220A	無	
新規開設	管理		小国町	大石原線	0	1,200				1,200		221B	無	
新規開設	管理		小国町	東河内線	0	500				500		222B	無	
先線開設	管理		小国町	室原線	898	1,558				898		223A	無	
既設	管理		小国町	上戸谷線	1,651	1,651				1,069	○	145A	無	224A→145A
既設	管理		小国町	二本木線	315	315				315		144A	無	
新規開設	管理		小国町	倉谷線	0	900				200		225A	無	
新規開設	管理		小国町	簿瀬線	0	1,500				500		226A	無	
既設	管理		小国町	高花線	1,561	1,561				811	○	146B	有	
既設	管理	○	小国町	城戸線	1,000	1,000							無	
既設	管理	○	小国町	口山田線	840	840							無	
既設	管理	○	小国町	杉園線	1,800	1,800							無	
既設	管理	○	小国町	戸角原線	700	700							無	
			<b>小国町 計</b>		<b>76,529</b>	<b>87,487</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6,159</b>	<b>48,580</b>				
既設	管理		産山村	中山鹿線	970	970				864		101A	無	
既設	管理		産山村	堂面線	0	0						116A	無	阿蘇市116A
既設	管理	○	産山村	北西小坪線	500	500							無	
既設	管理	○	産山村	乙宮線	480	480							無	
既設	管理	○	産山村	戸屋の尾線	1,480	1,480							無	
既設	管理	○	産山村	沢水線	430	430							無	
			<b>産山村 計</b>		<b>3,860</b>	<b>3,860</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>864</b>				
既設	基幹		高森町	阿蘇東部線	2,130	2,130						98	無	
既設	管理		高森町	峰の宿線	1,710	1,710						101A	無	
既設	管理		高森町	米の山線	1,340	1,340				1,340		102A	無	
既設	管理		高森町	越敷線	1,200	1,200						103A	無	
既設	管理		高森町	筒ヶ岳線	1,140	1,140						104A	無	
既設	管理		高森町	国見山線	1,000	1,000						105A	無	
既設	管理		高森町	鍋の平線	2,927	2,927			300		○	106A	無	
既設	管理		高森町	小練原線	1,330	1,330				300		108A	無	
既設	管理		高森町	化粧田線	3,215	3,215				1,200		110A	無	
既設	管理		高森町	寺小野線	1,300	1,300				590		111A	無	
既設	管理		高森町	札峠線	1,304	1,304				400		112A	無	
既設	管理		高森町	山下線	1,354	1,354				200		113A	無	
既設	管理		高森町	大谷線	900	900						114A	無	
既設	管理		高森町	年の神線	1,229	1,229						208A	無	既設208B
既設	管理		高森町	下山・久保線	1,270	1,270				1,270	○	109A	無	209C→109A
既設	管理	○	高森町	水湛線	930	930							無	
既設	管理	○	高森町	下切線	1,086	1,086							無	
既設	管理	○	高森町	小崎線	1,488	1,488							無	
既設	管理	○	高森町	峰宿線	1,534	1,534							無	
既設	管理	○	高森町	下切2号線	570	570							無	
既設	管理	○	高森町	灰迫線	620	620							無	
既設	管理	○	高森町	牛房迫線	1,668	1,668							無	
既設	管理	○	高森町	尾園線	1,450	1,450							無	

単位 延長:m

登載区分	種類	林業 専用 道	市町村	路 線 名	既設延長	全体計画 延長	開設計画		拡張計画		前年5カ 年の計 画箇所	路 線 コード	国 調整	備 考
							改築延長	新設延長	改良延長	舗装延長				
既設	管理	○	高森町	登母祖線	1,270	1,270							無	
既設	管理	○	高森町	下切3号線	940	940							無	
既設	管理	○	高森町	所尾野線	510	510							無	
			<b>高森町 計</b>		<b>35,415</b>	<b>35,415</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>300</b>	<b>5,300</b>				
既設	管理		南阿蘇村	地藏線	3,524	3,524						101B	無	
既設	管理		南阿蘇村	上久木野線	3,911	3,911				970		102A	無	
既設	管理		南阿蘇村	放ヶ内線	1,104	1,104						103A	無	
既設	管理		南阿蘇村	駒返線	3,014	3,014						104B	無	
既設	管理		南阿蘇村	下久木野線	6,572	6,572				450		105A	無	
既設	管理		南阿蘇村	湯の谷線	1,742	1,742						106A	無	
既設	管理		南阿蘇村	乙ヶ瀬線	1,277	1,277						107B	無	
既設	管理		南阿蘇村	袴野萩尾線	970	970						201A	無	
既設	管理	○	南阿蘇村	二の多津山線	1,180	1,180							無	
			<b>南阿蘇村 計</b>		<b>23,294</b>	<b>23,294</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1,420</b>				
既設	管理	○	西原村	青年の山線	760	760							無	
既設	管理	○	西原村	高畑線	1,140	1,140							無	
既設	管理	○	西原村	高畑3号線	660	660							無	
既設	管理	○	西原村	医王寺向線	2,747	2,747							無	
既設	管理	○	西原村	土橋線	2,400	2,400							無	
			<b>西原村 計</b>		<b>7,707</b>	<b>7,707</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>				
	<b>阿蘇地域 計</b>				<b>280,324</b>	<b>302,032</b>	<b>0</b>	<b>850</b>	<b>10,301</b>	<b>82,857</b>				
	<b>総 計</b>				<b>581,230</b>	<b>661,469</b>	<b>0</b>	<b>9,041</b>	<b>12,604</b>	<b>154,192</b>				





発 行 者 : 熊 本 県

所 属 : 森 林 整 備 課

発 行 年 度 : 令 和 6 年 度 ( 2 0 2 4 年 度 )

再生紙を使用しています

本文は、間伐材パルプ 30%、古紙パルプ 70%を原料とした用紙を使用しています。